

令和 6 年 11 月

犯罪収益移転危険度調査書



国家公安委員会

凡 例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法令名]
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
携帯電話不正利用防止法	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）
国際テロリスト等財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
犯収法施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）
犯収法規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）

目次

はじめに	1
第1 危険度調査の方法等	2
1 経緯	2
2 目的	3
3 調査方法	3
(1) 調査の方法	3
(2) 調査に用いた情報	5
4 調査書の概要	5
(1) 本年の調査書の概要	5
(2) 昨年までの主な調査書の更新内容	7
(3) 近時の情勢変化を踏まえた主な変更点	8
第2 我が国の環境	10
1 地理的環境	10
2 社会的環境	10
3 経済的環境	10
4 犯罪情勢等	12
(1) 国内犯罪情勢	12
ア 刑法犯認知件数等	
イ サイバー事案等	
【トピック】中国人フィッシンググループの実態解明等	14
【トピック】ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等	17
(2) テロ情勢	18
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析	19
1 主体	20
(1) 暴力団	20
(2) 匿名・流動型犯罪グループ	21
ア 実態	
イ 資金獲得犯罪	
【トピック】特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等	23
ウ マネー・ローンダリング	
(3) 来日外国人犯罪グループ	29

【トピック】来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢	30 -
2 手口	33 -
(1) 前提犯罪	33 -
ア 窃盗	
イ 詐欺	
ウ 電子計算機使用詐欺	
エ 出資法・貸金業法違反	
オ 入管法違反	
カ 常習賭博・賭博場開張等図利	
キ 風営適正化法違反・売春防止法違反	
ク 薬物事犯	
ケ その他の前提犯罪	
【トピック】サイバー関連詐欺（ＣＥＦ）による犯罪収益の流れ	42 -
(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	45 -
【トピック】APG Yearly Typologies Report 2023 について	47 -
3 疑わしい取引の届出	48 -
(1) 概要及び届出状況等	48 -
(2) 活用事例等	49 -
ア 都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例	
イ 都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等	
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	58 -
1 取引形態と危険度	58 -
(1) 非対面取引	58 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 危険度の評価	
(2) 現金取引	61 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 危険度の評価	
(3) 外国との取引	65 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度の評価	

【トピック】外国との取引における国境を越えた決済手段の多様化と、送金の透明性をめぐる F A T F 勧告 16 の改訂検討について	71 -
--	------

2 国・地域と危険度..... - 72 -

(1) 危険度を高める要因	72 -
---------------------	------

ア 北朝鮮

イ イラン

ウ ミャンマー

(2) 危険度の低減措置	73 -
--------------------	------

(3) 危険度の評価	73 -
------------------	------

【トピック】 F A T F 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のために F A T F の監視プロセスに指定された国・地域の推移	74 -
---	------

3 顧客の属性と危険度..... - 76 -

(1) 暴力団等	76 -
----------------	------

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）	80 -
-----------------------------	------

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

【トピック】非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク	88 -
---------------------------------	------

(3) 非居住者	94 -
----------------	------

ア 危険度を高める要因

イ 危険度の低減措置

ウ 危険度の評価

(4) 外国の重要な公的地位を有する者	94 -
---------------------------	------

ア 危険度を高める要因

イ 危険度の低減措置

ウ 危険度の評価

(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）	97 -
------------------------------	------

ア 危険度を高める要因

イ 疑わしい取引の届出

ウ 危険度の低減措置

エ 危険度の評価

第5 商品・サービスの危険度..... - 104 -

1 危険性の認められる主な商品・サービス	104 -
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス	105 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
【トピック】金融機関等による取引モニタリング等の共同化	119 -
(2) 保険会社等が取り扱う保険	120 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等	125 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(4) 信託会社等が取り扱う信託	131 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付	135 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス	139 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	

(7) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段	145 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度の評価	
(8) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産	148 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
【トピック】暗号資産をめぐる国際的動向等について	156 -
(9) 両替業者が取り扱う外貨両替	157 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(10) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース	162 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(11) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード	165 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(12) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産	170 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(13) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属	174 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	

ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(14) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス	179 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(15) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行	183 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(16) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス	185 -
ア 危険度を高める要因	
イ 疑わしい取引の届出	
ウ 危険度の低減措置	
エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項	
オ 危険度の評価	
(17) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス	190 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度の評価	
2. 利用実態等を注視すべき新たな技術等を活用した商品・サービス	198 -
(1) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段	198 -
ア 危険度を高める要因	
イ 危険度の低減措置	
ウ 危険度	
(2) カジノ	201 -
【トピック】オンラインカジノに関連するマネー・ローンダリングと国際組織犯罪等のレポート	203 -
第6 危険度の低い取引	204 -
1 危険度を低下させる要因	204 -
2 危険度の低い取引の種別	205 -

はじめに

我が国を取り巻くマネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の情勢は刻々と変化しており、国際的に求められる対策も絶え間なく変化している。こうした変化や国際的な要請に対応し、マネー・ローンダリング等対策を強化していく上では、我が国におけるリスクを関係者が十分理解し、リスクに応じたメリハリのある対策を講じていくことが重要である。

我が国としては、政府一体となって強力にマネー・ローンダリング等対策に取り組むため、令和3年8月に警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」という。）が設置されるとともに、以後3年間の行動計画が策定された。

政策会議は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国の政策及び活動を企画・立案し、それらの総合的な推進を図るとともに、関係省庁間の緊密な連携を確保することを目的としている。また、政策会議では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネー・ローンダリング等対策の方向性を確認し、対策の効果を高めていくため、令和4年5月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。基本方針は、我が国におけるリスクの現状として犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）の内容等を踏まえた上で、実効的なマネー・ローンダリング等対策を講じるための取り組むべき4つの柱として、①リスクベース・アプローチの徹底、②新たな技術への速やかな対応、③国際的な協調・連携の強化、④関係省庁間や官民の連携強化を掲げている。

行動計画及び基本方針に基づいた政府一丸及び官民一体となった取組により、我が国のマネー・ローンダリング等対策は着実に進捗している一方、新たな技術の進展や国内外の犯罪情勢のめまぐるしい変化により、リスクに応じて求められる対策も常に変化している。

政策会議では、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）第5次対日相互審査も見据え、マネー・ローンダリング等対策の更なる実効性を高めるとともに、リスク変化に対応するため、令和6年4月、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」を策定した。

こうした基本方針や行動計画を踏まえ、政策会議の枠組みを通じた関係省庁間の一層の情報共有及び官民の連携を図ることで、調査書はリスクベース・アプローチの前提となる我が国におけるマネー・ローンダリング等のリスクを適時適切に更新することに取り組んでいる。

調査書が、我が国におけるマネー・ローンダリング等のリスクの理解を促進し、リスクに応じたマネー・ローンダリング等対策の一助となり、ひいては、犯罪による収益の移転防止等を図り、国民生活の安全と平穏の確保、経済活動の健全な発展へ寄与することを願うものである。

第1 危険度調査の方法等

1 経緯

I Tの進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング等に関する情勢は刻々と変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国が協調したグローバルな対応が求められる。

F A T Fは、平成24年（2012年）2月に改訂した新「40の勧告」（以下「F A T F勧告」という。）の勧告1において、各国に対し、「自国におけるマネー・ローンダリング^{*1}及びテロ資金供与^{*2}のリスクを特定、評価」すること等を要請している^{*3}。

また、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれた「法人及び法的取極めの悪用を防止するためのG8行動計画原則」（以下「G8行動計画原則」という。）の合意がなされた。

我が国では、F A T F勧告及びG8行動計画原則を踏まえ、同月、警察庁のほか、金融庁等の関係省庁により構成される作業チームを設置し、取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、平成26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」（以下「評価書」という。）を公表した^{*4}。

その後、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された犯罪収益移転防止法第3条第3項^{*5}の規定に基づき、評価書の内容も踏まえた上で、国家公安委員会が、特定事業者^{*6}等が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した調査書を毎年作成・公表している。

*1 マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

*2 マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に係る取引は少額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等について記載しているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

*3 令和2年10月にFATF勧告の勧告1が改定され、リスク評価の対象に拡散金融に対するリスク（同勧告7における対象を特定した金融制裁措置の義務の潜在的な違反、不実施又は回避のみを厳格に意味する）が追加された。我が国では、令和6年3月、政策会議が「拡散金融リスク評価書」を公表している。調査書の対象に拡散金融は含まれていない。

*4 評価書においては、「国においては、リスク評価の結果を受けて、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、今後関係省庁が、リスクに応じて、戦略的かつ効果的な対策を講じていくこととなる」とされた。

*5 同項では、「国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする」と規定している。

*6 犯罪収益移転防止法第2条第2項各号に掲げる者をいう。

2 目的

調査書は、特定事業者が行う取引の種別ごとに、それらがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを特定し、評価するものである。特定事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行う^{*1}とともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じる^{*2}など、取り扱う商品・サービスが犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）の移転に悪用されることを効果的に防止することが求められる。調査書は、特定事業者のリスクベース・アプローチに基づく効果的・効率的なマネー・ローンダリング等対策の前提となるものである。

なお、調査書以外では、特定事業者を監督する行政庁（以下「所管行政庁」という。）のガイドラインの内容を踏まえることが必要であるほか、所管行政庁等が公表するマネー・ローンダリング等のリスクや対策等に関するレポート・年次報告書等の公表物^{*3}を参考とすることも有益であると考えられる。我が国のマネー・ローンダリング等対策の主な沿革、マネー・ローンダリング等対策に関する法制度、国際的な連携等については、警察庁が公表する「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」を参照されたい。

3 調査方法

(1) 調査の方法

犯罪収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、所管行政庁、業界団体等から、特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上で、その保有する情報や専門的知見をいかし、調査書を作成している。

調査書は、平成 26 年に公表された評価書^{*4}の内容も踏まえ、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等のリスクの変化に応じて、その作成過程における調査分析対象を更新・拡充し、平成 27 年以降毎年公表している。調査書では、F A T F が公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」（「National Money

*1 犯罪収益移転防止法第8条第3項疑わしい取引の届出等

*2 犯罪収益移転防止法第 11 条第4号取引時確認等を的確に行うための措置

*3 金融庁「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年6月）」、警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」「警察白書」「組織犯罪の情勢」、法務省「犯罪白書」等

*4 評価書では、以下の資料や統計等を基にして、分科会において多角的・総合的に分析を行い、リスクを評価した。①FATF ガイダンス（国が実施するリスク評価に関するガイダンス）、FATF 勧告、FATF の第3次対日相互審査において指摘された事項、②分科会において収集した、マネー・ローンダリング等の実態やその対策に関して、各関係省庁が保有する各種統計や事例等の資料、③所管行政庁を通じて、業界団体や事業者に対して実施した、マネー・ローンダリング等対策への取組状況、自らが行う取引や取り扱う商品・サービスのマネー・ローンダリング等に係る脆弱性の認識等について、書面によるアンケート又はヒアリング調査、④疑わしい取引の届出状況及びマネー・ローンダリング事犯として検挙された事例（定性・定量）、⑤部外有識者（金融・経済系学者、銀行実務家、マネー・ローンダリング等対策に知見を有する専門家）からの意見聴取及びパブリックコメント、⑥他国のリスク評価に関する調査

Laundry and Terrorist Financing Risk Assessment (February 2013) 』*1) を踏まえた上で、F A T F 勧告、その解釈ノート*2、F A T F 第3次及び第4次対日相互審査での指摘事項、法執行機関が把握したマネー・ローンダリング事犯の検挙事例、疑わしい取引の届出の分析結果、所管行政庁が把握した特定事業者に関する情報、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、危険度の要素である「脅威」と「脆弱性」として次のとおり把握した。

脅威	犯行主体：暴力団、匿名・流動型犯罪グループ及び来日外国人犯罪グループ 前提犯罪：犯罪収益を生み出す窃盗、詐欺 等
脆弱性	預貯金口座、内国為替取引等の商品・サービス 非対面取引、現金取引等の取引形態 等

また、それらの「影響」として、移転され得る犯罪収益の大きさ、組織的な犯罪を助長する危険性や健全な経済活動に与える影響等を踏まえて、

「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」並びに「商品・サービス」の観点から、危険度に影響を与える要因*3を特定した。

そして、当該要因ごとに、

- マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性
 - マネー・ローンダリング事犯
 - 疑わしい取引の届出状況
 - 危険度を低減させるために執られている措置（特定事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による特定事業者に対する指導・監督、業界団体又は特定事業者による自主的な取組等）に関する状況
- 等进行分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

*1 同ガイダンスは、マネー・ローンダリング等のリスク評価の方法について世界共通のものはないとしつつ、リスク要素と評価プロセスに関する一般的な理解として次のものを示している。

リスクは、脅威（国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある者、物又は活動）、脆弱性（脅威によって悪用されたり、脅威を助長したりする事柄）及び影響（マネー・ローンダリング等が経済や社会生活に与える効果や危害）の3要素の作用と考えられる。ただし、影響を判定することの難しさに鑑み、脅威及び脆弱性の理解に主に焦点を合わせてもよい。また、リスク評価は、一般的に次の3段階のプロセスに分けられる。①把握している脅威や脆弱性を基に、分析対象とするリスクを暫定的に特定する。当初特定されなかったものが後に特定されることもあり得る（特定プロセス）。②特定したリスクについて、その性質、具体化する見込み等を検討する（分析プロセス）。③リスクの優先度を判定する（評価プロセス）。

*2 F A T F 勧告の勧告 10（顧客管理）の解釈ノートは、マネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」、「取引が現金中心である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」、「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策がとられていない」とされた国、「非対面の業務関係又は取引」等を挙げている。

*3 これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となること等から、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、特定事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

(2) 調査に用いた情報

調査においては、マネー・ローンダリング等対策について関係省庁、法執行機関、民間部門等との緊密な連携を図る中で、幅広く収集した次の情報等を活用し、分析を行っている。

- 関係省庁や法執行機関が保有する統計、知見、事例及びリスク認識
- 過去3年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例及び疑わしい取引の届出に関する情報
- 所管行政庁が把握した、又は業界団体、特定事業者及びマネー・ローンダリング等対策に知見を有する専門家との意見交換によって得られたマネー・ローンダリング等に対する認識の程度及び対策の状況についての情報
- 関係省庁が国際協力の中で実施している外国（地域を含む。以下同じ。）当局との意見交換等により収集した情報
- F A T F が公表しているリスク分析に係る文書やリスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス、レポート等
- 国際機関等（エグモント・グループ、A P G（アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）、I C P O（国際刑事警察機構）、U N O D C（国連薬物・犯罪事務所）、世界銀行、I M F（国際通貨基金）等）が公表するレポート及び統計

年次で調査書を公表することで、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等のリスクの変化を適切に把握する仕組みとしている。また、我が国固有のリスクだけではなく、前提犯罪、マネー・ローンダリング等の世界的な動向を踏まえ、新たな技術を利用した取引等の外部リスクの分析も行っている。

なお、調査書は、国家公安委員会及びJ A F I Cのウェブサイトに掲載している。

4 調査書の概要

(1) 本年の調査書の概要

本調査書では、第2として、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクを俯瞰^{ふかん}するための前提となる「我が国の環境」を地理的環境、社会的環境、経済的環境及び犯罪情勢等の観点から示している。第3として、我が国の脅威として把握している暴力団、匿名・流動型犯罪グループ及び来日外国人犯罪グループといったマネー・ローンダリング等の主体、窃盗、詐欺、薬物事犯等の主な前提犯罪並びにマネー・ローンダリング等に悪用された主な取引等の手口について分析している。

また、第4として、「取引形態」の観点からは非対面取引、現金取引及び外国との取引の一部を、「国・地域」の観点からはイラン又は北朝鮮との関連を有する取引及びF A T F 声明によりリスクに見合った厳格な顧客管理の適用が要請される国・地域との取引を、並びに「顧客属性」の観点からは暴力団等、国際テロリスト及び顧客管理が困難である非居住者、外国の重要な公的地位を有する者及び実質的

支配者が不透明な法人等との取引を危険度の高い取引と評価している。

さらに、第5として、「商品・サービス」の観点から、特定事業者である預金取扱金融機関、資金移動業者及び暗号資産交換業者が取り扱う商品・サービスを、他の業態のものよりも相対的に危険度が高い、また、電子決済手段等取引業者が取り扱うサービスを相対的に危険度が高いと見込まれると評価している。加えて、第6として、簡素な顧客管理を行うことが許容される危険度の低い取引について示している。

【調査書の概要】

第1 危険度調査の方法等

第2 我が国の環境

地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等

第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析

1 主体	暴力団、匿名・流動型犯罪グループ、来日外国人犯罪グループ		
2 手口	前提犯罪（窃盗、詐欺等）		
	マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等		
3 疑わしい取引の届出			

第4 危険度の高い取引

1 取引形態	非対面取引、現金取引、外国との取引（一部）			
2 国・地域	特に高い	イラン、北朝鮮	高い	ミャンマー
3 顧客属性	マネー・ローンダリング等 を行おうとする者		暴力団等 国際テロリスト	
	顧客管理が困難である者		非居住者、外国の重要な公的地位を有する者、法人（実質的支配者が不透明な法人等）	

第5 商品・サービスの危険度

他の業態よりも 相対的に危険度 が高い	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス 資金移動サービス、暗号資産 電子決済手段（相対的に危険度が高いと見込まれる）	
	危険度が認められる 保険、投資、信託、金銭貸付、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、 電話転送サービス、法律・会計関係サービス	
利用実態等を注視すべき新たな 技術等を活用した商品・サービス	高額電子移転可能型前払式支払手段 カジノ	

第6 危険度の低い取引

危険度を低下 させる要因	資金の原資が明らか、顧客等が国又は地方公共団体、法令等により顧客等が限定されている、取引の過程において法令による国等の監督が行われている、会社等の事業実態を偽装することが困難、蓄財性がない又は低い、取引金額が規制の敷居値を下回る、顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている
危険度の低い取引の種別	

(2) 昨年までの主な調査書の更新内容

公表年月	前年度調査書から変更・拡充された主な項目
平成 27 年 9 月	○ 危険性の認められる商品・サービスの分析範囲を、犯罪収益移転防止法上の特定事業者が行う取引全般に拡大(金銭貸付、ファイナンスリース、クレジットカード、電話受付代行、電話転送サービスを追加)
平成 28 年 11 月	○ 危険性の認められる商品・サービスに「仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨」を追加 ○ 危険度の高い取引の顧客属性に「国際テロリスト(イスラム過激派等)」を追加
平成 29 年 11 月	○ 危険性の認められる商品・サービス「宝石・貴金属」の項目で、リスクを高める要因分析を追加 ○ 危険度の高い外国との取引の項目で、リスクを高める要因分析を追加 ○ 危険度の高い取引から「写真付きでない身分証明書をを用いる顧客との取引」を除外
平成 30 年 12 月	○ 仮想通貨、金地金の密輸事犯、国際的なマネー・ローンダリング事犯、法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯等の脅威、電話転送サービス事業者の管理体制の脆弱性の分析を追加 ○ 事業者のマネー・ローンダリング等対策推進のため、事業者の具体的な取組事例、マネー・ローンダリング事犯の手口に関する記載を追加 ○ カジノに関する記載を追加
令和元年 12 月	○ 外国人の増加を踏まえたリスクとその対処について追加 ○ 疑わしい取引の届出についての取組推進のため、疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例を追加
令和2年 11 月	○ 我が国の環境についての記載を追加 ○ 所管行政庁、業界団体又は特定事業者により講じられた危険度の低減措置を拡充
令和3年 12 月	○ サイバー犯罪、暗号資産をめぐる国際的な情勢等に関する記載を追加 ○ 実態の不透明な法人・資金移動サービス・暗号資産に関するマネー・ローンダリング悪用事例や疑わしい取引の届出に関する情報等についての記載を拡充 ○ 野生動植物の違法取引に関するFATFレポートを紹介
令和4年 12 月	○ NPOのテロ資金供与悪用リスクについての記載を追加 ○ 所管行政庁が新たに認識した脅威・脆弱性についての記載を追加 ○ 警察以外の法執行機関における疑わしい取引の届出の活用状況を追加 ○ 環境犯罪に関するFATFレポートを紹介
令和5年 12 月	○ 危険性の認められる商品・サービスに「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」を追加 ○ 特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等の記載を拡充 ○ ランサムウェアに関するFATFレポートを紹介

(3) 近時の情勢変化を踏まえた主な変更点

令和6年調査書は、国内外の情勢の変化、F A T Fによる第4次対日相互審査の結果、第5次相互審査に向けた対応等を踏まえ、記載内容の更新・充実を図った。主な変更点は、次のとおりである。

- ① マネー・ローンダリングの主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ）のうち、「特殊詐欺の犯行グループ」を「匿名・流動型犯罪グループ」に変更し、被害が急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺等の資金獲得活動について記載を追加している。
- ② 犯罪収益のマネー・ローンダリングに、実体のない又は実態の不透明な法人や法人名義口座が悪用されている実態を踏まえ、法人（実質的支配者が不透明な法人等）について分析を深化させた。
- ③ F A T F、エグмонт・グループ及びI C P Oによるサイバー関連詐欺（C E F）に関するレポート並びにA P Gのタイポロジーレポートから、近隣諸国をはじめとした国際的な情勢や事例を紹介した。デジタル技術の進化により国境を越えたマネー・ローンダリング等への脅威の高まりが想定される中、国外の情勢や事例は、我が国においても共通する点があるほか、潜在的な脅威の参考として有益なものである。
- ④ 危険度の高い外国との取引や暗号資産について、国際的動向やF A T F勧告改訂検討等に関するトピックの追加及び更新を行った。
- ⑤ 危険度の高い取引である非対面取引、現金取引及び外国との取引の疑わしい取引の届出例を追加した。また、疑わしい取引の活用事例の記載方法を見直し、更新した。
- ⑥ 特定事業者の危険度の低減措置に関する運用面の調査として、所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項について記載した。
- ⑦ 上記の分析の深化や近年の特定事業者の追加等により調査書の分量が増加している中、利用者の理解促進のため、目次の細分化及びしおり機能の追加、図表の活用、各項目の位置付けに関する補足説明の追加、危険度調査の方法等の項目の更新等を行った。

【国民を詐欺から守るための総合対策】

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、科学技術を悪用した詐欺等の手口が急激に巧妙化・多様化し、それによって引き起こされる被害が加速度的に拡大する状況にある。

こうした情勢を踏まえ、変化のスピードに立ち後れることなく対処し、国民を詐欺等の被害から守るため、官民一体となって一層強力な対策を講じるべく、令和6年6月18日、犯罪対策閣僚会議において、「国民を詐欺から守るための総合対策」が決定された。

本総合対策は、「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定)及び「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定)を発展的に解消させ、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシングを対象に総合的な対策を取りまとめ、関係機関・団体等とも連携しつつ、政府を挙げて対策を推進するものである。

本総合対策の主な施策は次のとおりである^{*1}。

1. 「被害に遭わせない」ための対策**SNS型投資・ロマンス詐欺対策**

- 被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等
- SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進
- なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進
- 大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等
- 知らない者のアカウントの友だち追加時の実効的な警告表示・同意取得の実施等
- SNSの公式アカウント・マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化
- 新たに開始された金融教育における被害防止に向けた啓発

フィッシング対策

- 送信ドメイン認証技術（DMARC等）への対応促進
- フィッシングサイトの閉鎖促進
- フィッシングサイトの特性を踏まえた先制的な対策

特殊詐欺等対策

- 国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充
- SMSの不適正利用対策の推進
- 携帯電話を使用しながらATMを利用する者への注意喚起の推進

2. 「犯行に加担させない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- 本人確認の実効性の確保に向けた取組
- 金融機関と連携した検挙対策の推進
- 電子マネーの犯行利用防止対策
- 預貯金口座の不正利用防止対策の強化等
- 暗号資産の没収・保全の推進

4. 「犯罪者を逃さない」ための対策

- 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化
- SNS事業者における照会対応の強化
- 海外拠点の摘発の推進等
- 法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進
- 財産的被害の回復の推進

*1 詳細については、首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>) 参照

第2 我が国の環境

本章では、我が国におけるマネー・ローンダリング等の脅威の前提となる、地理的環境、社会的環境、経済的環境及び犯罪情勢等について記載する。

1 地理的環境

我が国は、ユーラシア大陸東方に位置し、北東アジア（又は東アジア）と呼ばれる地域にあり、太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれている島国で、領土の総面積は、約 37 万 8,000 平方キロメートルである。他国との間での人の往来や物流は海空港を経由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。

2 社会的環境

我が国の総人口は令和 5 年 10 月 1 日現在で約 1 億 2,435 万人となっており、13 年連続で減少しているほか、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 29.1%と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。日本社会は、人口減少や急速な高齢化等に直面しており、今後、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入り、2056 年には 1 億人を割るという推計がある。

令和 5 年の外国人入国者数^{*1}は約 2,583 万人で、前年の約 420 万人と比べ大幅に増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年と比べ、82.8%の水準まで回復してきている。新規入国者数は約 2,375 万人であり、国籍・地域別にみると韓国が最も多く、次いで台湾、香港の順となっており、目的（在留資格）別にみると短期滞在が約 2,313 万人（97.4%）と最も多く、次いで技能実習が約 18 万人（0.8%）、留学が約 14 万人（0.6%）となっている。

令和 5 年末現在の在留外国人数は約 341 万人であり、前年末と比べ 10.9%増加している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国^{*2}が最も多く全体の 24.1%を占め、次いでベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルの順となっている。

3 経済的環境

我が国の経済は、世界経済の中で重要な地位を占めている。令和 5 年の名目 GDP（2024 年 4－6 月期 2 次速報値）は約 592.8 兆円で、米国、中国、ドイツに次ぐ世界第 4 位の経済規模である。令和 5 年度の実質 GDP 成長率は 0.8%、令和 4 年の経済活動別（産業別）の GDP の構成比（名目）のシェアは、第 1 次産業が 1.0%、第 2 次産業が 24.7%、第 3 次産業が 74.3%である。令和 5 年の貿易額（確々報値）について、輸出額は約 100 兆 8,738 億円、輸入額は約 110 兆 1,956 億円であり、主な輸出相手国等は米国、中国、韓国、台湾、香港等で、輸入相手国等は中国、米国、オーストラリア、アラブ首長国連邦、台湾等である。

*1 「新規入国者数」と「再入国者数」の合計。「新規入国者数」とは、我が国への入国時に在留資格を受けて上陸を許可された者の数、「再入国者数」とは、我が国に在留している外国人（特別永住者を含む。）で、一時的に我が国を出国し、再び入国した者の数をいう。

*2 調査書中の「中国」には、特に断りのない限り、「台湾」、「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含まないところ、在留外国人数には、「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含む。

なお、我が国では対外取引が自由に行われることを基本としつつも、北朝鮮のミサイル発射や核実験、イランの核開発、ロシアによるウクライナ侵略等を踏まえ、外為法に基づく経済制裁措置を実施している。

令和3年から令和5年の間の主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数^{*1}は図表1のとおりである。

また、我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させることができる。令和5年3月末時点の主要金融機関^{*2}の店舗数は37,293店舗（うち外国に所在する店舗は172店舗）で、ATMは約8万5,000台^{*3}が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。さらに、FSB（金融安定理事会）が令和5年（2023年）に指定したグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）29行のうち、3行が我が国の金融機関である。

我が国の金融取引の規模をみると、令和6年3月末時点の銀行の預金残高は約1,180兆円、令和5年中の決済取引は内国為替取扱状況（他行為替取扱高）が約3,535兆円（約20億件）で、1日平均約14兆円（約805万件）、外国為替円決済交換高が約5,455兆円（約784万件）で、1日平均約22兆円（約3.2万件）となっている。

次に、証券市場の規模をみると、令和5年12月末時点の我が国の株式時価総額は約867兆円となっている。なお、令和5年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額は、プライム市場で約944兆円、スタンダード市場で約30兆円、グロース市場で約38兆円となっている。

現金取引に関しては、金融機関の店舗やATMが多く、預金口座からの現金の引き出しや口座への入金を行いやすいこと、紙幣の偽造防止技術の水準が高く、偽札の流通が少ないこと等があいまって、我が国の現金流通状況は他国に比べて高い状況にある。一方、キャッシュレス化の推進等によるキャッシュレス決済比率^{*4}の上昇に伴い、決済における現金の使用比率は相対的に減少しており、キャッシュレス化の推進が、現金取引に係るマネー・ローンダリング等の抑制につながることを期待されている。

このように、グローバル化し、高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等を行うた

*1 年間通知件数とは、国家公安委員会・警察庁が所管行政庁から通知を受けた疑わしい取引の届出件数である。

*2 本項目における主要金融機関とは、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行及びゆうちょ銀行を指す。

*3 ATMの台数については、都市銀行、地方銀行、信託銀行及び第二地方銀行は令和5年9月末時点、ゆうちょ銀行は令和5年3月末時点を基準に算出した。

なお、SBI新生銀行、あおぞら銀行、協同組織金融機関、コンビニエンスストア等の店舗にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行等の台数は含まれていない。

*4 「2023年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（経済産業省）によると、キャッシュレス決済比率は、2019年26.8%から2023年39.3%に上昇している。

めの様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービスの中から最も適した手段・方法を選択し、マネー・ローンダリング等を敢行しようとする。一たび、犯罪収益等が我が国の金融システム等を通じて我が国の経済活動の中に投入され、膨大な合法的資金や取引の中に紛れてしまうと、その中から犯罪収益等を特定し、追跡することは非常に困難である。

図表1【主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数】

送金先（元）国名	令和3年(件)	令和4年(件)	令和5年(件)
イラク	9	8	26
コンゴ民主共和国	58	70	110
スーダン	4	3	6
北朝鮮	1	1	1
ソマリア	1	1	2
リビア	0	0	1
シリア	2	1	1
ロシア	901	917	774
ベラルーシ	21	14	14
中央アフリカ	1	0	0
イエメン	4	3	3
南スーダン	0	0	0
マリ	5	2	4
ハイチ	3	1	3

4 犯罪情勢等

(1) 国内犯罪情勢

ア 刑法犯認知件数等

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、平成15年から令和3年まで一貫して減少してきたところ、令和5年は70万3,351件と、戦後最少となった令和3年から2年連続して増加している（前年比17.0%増加）。各地域における人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで戻りつつあるところ、刑法犯認知件数も令和元年の水準に近づいており、今後の動向について注視すべき状況にある。

その中でも、財産犯^{*1}の被害額の推移については、約2,519億円と前年比で56.7%増加している。その内訳をみると、詐欺による被害額が1,626億円と増加している（前年比85.4%増加）。また、詐欺による被害の増加については、インターネットを利用した詐欺の増加等が寄与している状況が認められた。

イ サイバー事案^{*2}等

令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢については、次に掲げる

*1 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

*2 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

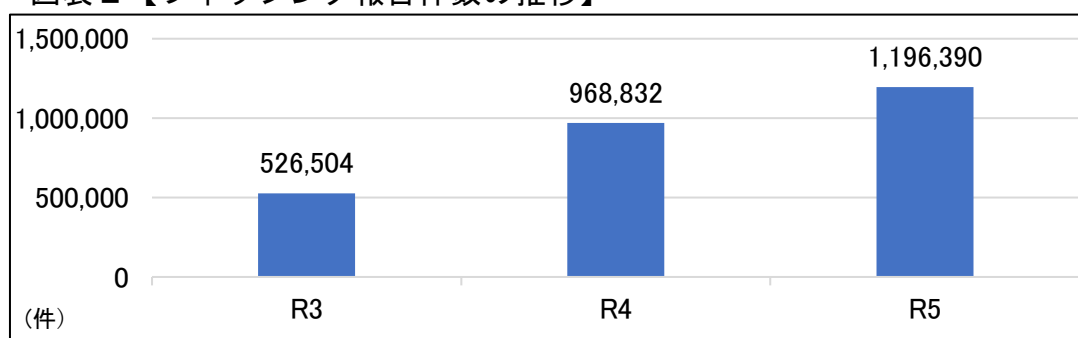
状況が見受けられるなど、極めて深刻な情勢が続いている。

- 令和5年のクレジットカード不正利用被害額は、過去最多（540.9億円）となった。
- 令和5年のインターネットバンキングに係る不正送金被害は、発生件数及び被害額共に過去最多（5,578件、約87.3億円）となった。
- 令和5年のランサムウェアによる被害の報告件数は197件と高水準で推移するとともに、データを暗号化することなくデータを窃取した上で対価を要求する手口（ノーウェアランサム）による被害が、30件確認された。
- 行政機関、学術研究機関等において情報窃取を企図したとみられる不正アクセス等が多数発生した。

(7) フィッシングの状況

令和5年におけるフィッシング報告件数は、フィッシング対策協議会によれば、119万6,390件（前年比で22万7,558件増加）であり、過去最多となった。また、フィッシングで多くを占めたのは、クレジットカード事業者、EC事業者をかたるものであった。

図表2【フィッシング報告件数の推移】



【トピック】中国人フィッシンググループの実態解明等

フィッシングは、世界中で被害が発生し、国内でも多数の事例が確認されており、中には、犯人が数百万件のID・パスワード等と数万件のクレジットカード情報を自身の端末に保管していた例もある。

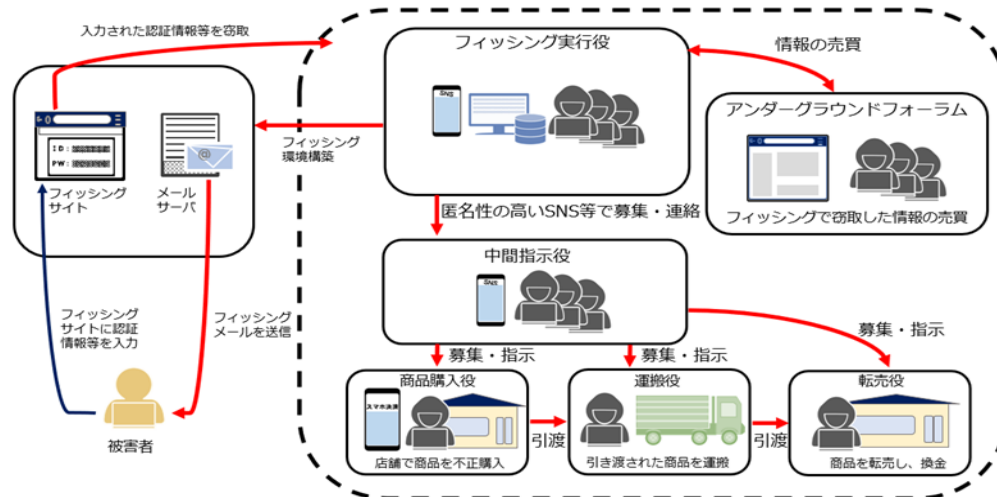
また、国内におけるフィッシング事犯及びフィッシング等により流出した情報の不正利用事案等の捜査により、フィッシングを組織的に行う中国人グループの存在を認知した。

このグループでは、フィッシングを容易にするエコシステムが構築されていた。具体的には、匿名性の高いSNS等を通じて中間的役割を担う指示役（以下「中間指示役」という。）や商品購入役等を募集し、連絡手段にもこれらのSNS等が用いられているほか、フィッシング実行役がフィッシングでID・パスワード等を窃取した後、中間指示役を通じて、スマートフォン決済サービスやクレジットカード情報を悪用した商品の不正購入、購入した商品の運搬又は転売による換金を分担して行わせ、不正な利益を獲得していることが確認された。

また、フィッシング実行役は、匿名性の高いSNS等を通じ、フィッシングで窃取した情報の売買やフィッシングの指南等も行っているものとみられる。

このようなエコシステムは、他のフィッシング事犯等においても構築されているとみられており、引き続き、フィッシング事犯等の捜査及び実態解明に努めている。

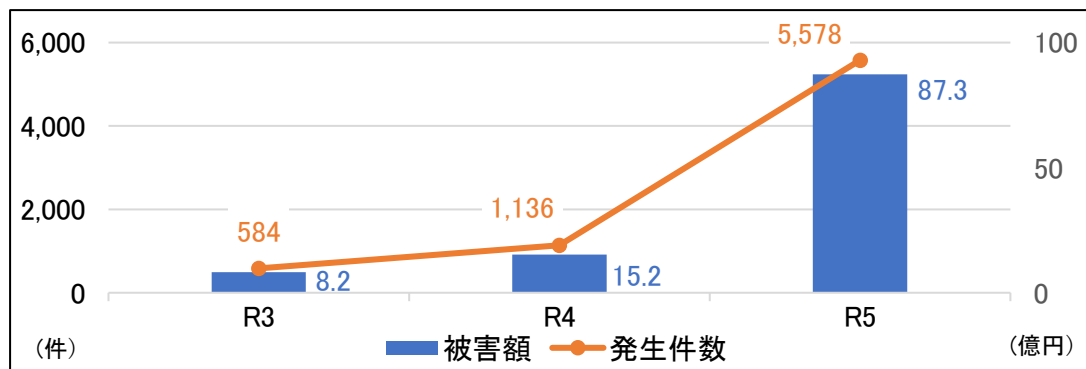
図表3【中国人フィッシンググループによるフィッシングを容易にするエコシステム】



(イ) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

令和5年におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は5,578件、被害額は約87.3億円と、それぞれ過去最多となっている。

図表4【インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数等の推移】



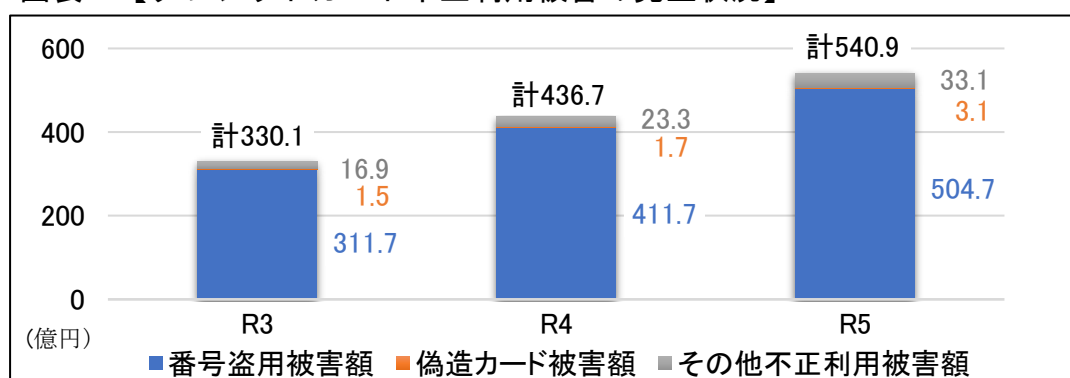
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の特徴として

- 被害者の大部分は個人であり、そのうち年齢層をみると、40歳代から60歳代までの被害者が約6割を占めていること
 - 用いられたフィッシングの手口の内訳をみると、電子メールによる誘導が53%、SMSによる誘導が21%であること
 - 不正送金額の5割以上が暗号資産交換業者の金融機関口座に不正送金されていること
- が挙げられる。

(ウ) クレジットカード不正利用の情勢

クレジットカード不正利用被害額は平成25年以降増加傾向にあり、令和5年中の被害額は540.9億円で、統計を取り始めた平成9年以降、最悪となった^{*1}。

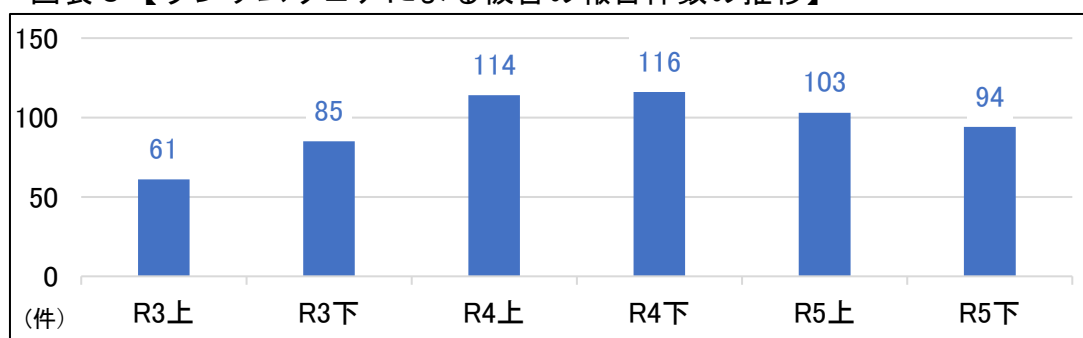
図表5 【クレジットカード不正利用被害の発生状況】



(イ) ランサムウェアの状況

令和5年中に警察庁に報告されたランサムウェアによる被害件数は197件であり、引き続き高い水準で推移している。

図表6 【ランサムウェアによる被害の報告件数の推移】



被害の特徴としては、

*1 一般社団法人日本クレジット協会の調査による。

- 二重恐喝（ダブルエクストーション）^{*1}による被害が多くを占めること
- 暗号資産による対価の要求が多くを占めること
- 企業・団体等の規模や業種を問わず被害が発生していることが挙げられる。

また、ランサムウェアによる被害のほか、企業・団体等のネットワークに侵入し、データを暗号化することなくデータを窃取した上で、対価を要求する手口（ノーウェアランサム）による被害が、30件^{*2}確認された。

^{*1} 「二重恐喝(ダブルエクストーション)」とは、データの暗号化のみならず、データを窃取した上、企業・団体等に対し「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと対価(金銭又は暗号資産)を要求する手口をいう。

^{*2} 「ノーウェアランサム」による被害件数は、令和5年におけるランサムウェアによる被害の報告件数(197件)には含まれない。

【トピック】ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等

1 FATFレポート^{*1}について

FATFは、令和5年(2023 年)3月に公表したレポートにおいて、ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等の特徴について、次のとおり指摘している。

- ランサムウェア攻撃による対価支払や、その後のマネー・ローンダリングはほとんどが暗号資産を通じて行われ、暗号資産交換業者が利用されることが多い。
- ランサムウェア攻撃者は暗号資産の国際的な性質を利用して、大規模かつほぼ瞬時に国境を越えた取引を行い、時にはマネー・ローンダリング等対策を講じている金融機関を介さず取引することもある。
- 匿名性の高い暗号資産やミキサー等、匿名性を強化する技術・手法やトークン等をマネー・ローンダリングに使用することによって、取引を更に複雑化させている。
- ランサムウェア攻撃者は、アンホステッド・ウォレット^{*2}等非ホスト型ウォレットや、攻撃が発生した地域外に所在し、法執行機関等と連携していない暗号資産交換業者の暗号資産ウォレットを利用し、また、攻撃ごとに異なるアドレスを利用している。
- 多くのランサムウェアネットワークが、マネー・ローンダリングリスクの高い国・地域とつながっており、このような国・地域で収益を預金化又は現金化している。

2 疑わしい取引の届出を行う際の着眼点

FATFが示すランサムウェアに関する顧客又は取引に関連するリスク指標は次のとおりである。

ランサムウェア被害者による支払に関する指標

- ランサムウェア復旧を扱うサイバーセキュリティコンサルティング企業又はインシデント対応企業への仕向送金
- 同企業による第三者の代理での暗号資産購入
- ランサムウェア復旧を扱う保険会社からの通常とは異なる被仕向送金
- 顧客によるランサムウェア攻撃又は支払に関する申告
- 顧客へのランサムウェア攻撃に関する報道等
- 同一の銀行口座から暗号資産交換業者の複数の口座への大量取引
- 支払明細に「身代金」等の語句やランサムウェアグループの名前を含む
- マネー・ローンダリング等リスクの高い国・地域にある暗号資産交換業者に対する支払
- 暗号資産取引の履歴のない顧客による標準的なビジネス慣行以外の取引
- 顧客が口座の限度額を引き上げた上での第三者への送金
- 顧客が支払にかかる時間について不安や焦りを感じている取引
- 匿名性を強化した暗号資産の購入
- 新規顧客が暗号資産を購入し、口座の残高金額を単一のアドレスに送信

ランサムウェア攻撃者に関する指標

- 最初の大規模な暗号資産移転の後、ほとんど又は全く取引がない
- ブロックチェーン分析により、ランサムウェアとのつながりが判明
- 暗号資産への資金の返還後、即時の引き出し
- ランサムウェアに関係のあるウォレットへの暗号資産の送信
- マネー・ローンダリング等リスクの高い国・地域での暗号資産交換業者の利用
- ミキシングサービスへの暗号資産の送信
- 暗号化されたネットワークの使用
- 顧客情報にプライバシーの高い電子メールアドレスを所有していることが記載
- 認証情報の不整合、又は偽の身元情報での口座開設依頼
- 複数の口座が同一の連絡先とつながっている、アドレスを異なる名前で共有
- 匿名性を強化した暗号資産に関連する取引

*1 [Countering Ransomware Financing \(March 2023\)](#)

*2 暗号資産取引所やサービスプロバイダーを介さず、ユーザー自身が管理する暗号資産ウォレットをいう。

(2) テロ情勢

国際テロ情勢としては、I S I L^{*1}が従前から、「対I S I L有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、中東やアフリカにおいて活動するA Q^{*2}関連組織は、現地の政府機関等を狙ったテロを継続している。令和3年（2021年）8月に、タリバーンがアフガニスタンの首都カブールを制圧したことにより、同国を拠点としてイスラム過激派組織の活動が活発化することが懸念されている。

また、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、I S I L、A Q及びそれらの関連組織や支持者らは、イスラエル、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生している。

さらに、世界各地でテロ事件が発生するとともに、過去には、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が現実が発生していることから、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえ、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺させるサイバーテロが発生することも懸念される。

*1 Islamic State in Iraq and the Levant の頭字語。いわゆるイスラム国。

*2 Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

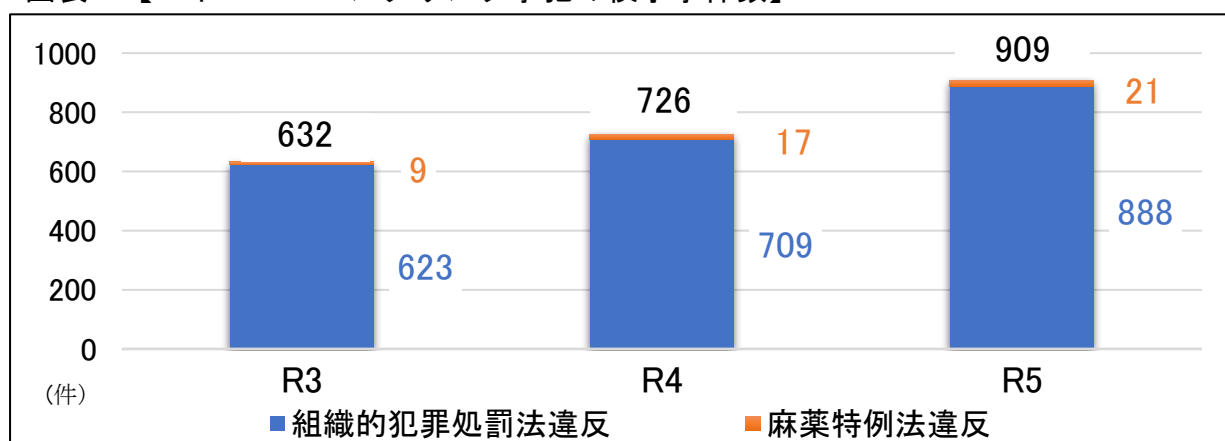
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析

本章では、我が国におけるマネー・ローンダリング等の脅威となる、「主体」及び犯罪収益を生み出す「前提犯罪」について、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等の観点から分析する。また、疑わしい取引の届出について、捜査等での活用状況を記載する。

令和5年中のマネー・ローンダリング事犯^{*1}の検挙事件数は909件で、前年と比べ183件増加した（図表7参照）。

また、犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要であるところ、令和3年から令和5年までの間の、起訴前の没収保全命令の発出状況並びに第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表8のとおりである。

図表7 【マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】



図表8 【犯罪収益の剥奪状況】

		令和3年	令和4年	令和5年
起訴前の没収保全				
組織的犯罪処罰法	件数(件)	142	162	211
	金銭債権等総額(千円)	507,211	1,047,244	1,044,378
麻薬特例法	件数(件)	24	23	20
	金銭債権等総額(千円)	32,712	25,363	45,427
没収				
組織的犯罪処罰法	人員(人)	72	76	119
	金額(千円)	217,888	205,665	353,107
麻薬特例法	人員(人)	51	56	54
	金額(千円)	10,465	5,678	8,404
追徴				
組織的犯罪処罰法	人員(人)	62	92	103
	金額(千円)	1,476,380	1,342,766	1,267,096

*1 組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪をいう。

麻薬特例法	人員(人)	226	223	199
	金額(千円)	854,361	860,989	394,524

- 注：1 起訴前の没収保全命令は、警察官たる司法警察員が請求したものに限る。
2 没収・追徴は、令和6年3月末現在の法務省資料による。
3 金額は、千円未満切捨てである。
4 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
5 没収・追徴した外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

1 主体

マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいう。財産を不正に取得する犯罪者であれば、マネー・ローンダリングを敢行するおそれがあり、国籍、罪種又は組織性の有無等を問わず、マネー・ローンダリングを行う主体には様々な者が存在する。我が国においては、主なものとして、「暴力団」、「匿名・流動型犯罪グループ」及び「来日外国人犯罪グループ」が存在する。

なお、本項目では、匿名・流動型犯罪グループと来日外国人犯罪グループを別の主体として取り上げて分析しているが、来日外国人犯罪グループの中には匿名・流動型犯罪グループに含まれるものもある。

(1) 暴力団

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングが依然として大きな脅威として存在している。令和5年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者(以下「暴力団構成員等」という。)によるものは57件で、全体の6.3%を占めている。

図表9 【暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年	令和3年		令和4年		令和5年	
		件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)
暴力団構成員等による検挙事件数		64	10.1	64	8.8	57	6.3
組織的犯罪処罰法に係る検挙事件数		60	9.6	62	8.7	54	6.1
麻薬特例法に係る検挙事件数		4	44.4	2	11.8	3	14.3

暴力団は、反復継続して犯罪を敢行して資金を獲得しており、巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団の資金獲得活動の特徴としては、

- 暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、詐欺の割合は10%前後で推移しているところ、令和5年中は13.9%と高い割合であり、詐欺による資金獲得活動が定着化していること
- 近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれること
- 金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得が行われており、多種多様な資金獲得活動が行われていること

が挙げられる。

また、令和3年から令和5年までの暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況を分析すると、

- 前提犯罪別にみると、詐欺、電子計算機使用詐欺及び窃盗が多いこと
- 犯罪収益について、合計金額（金額換算できるものに限る。）は約13億9,000万円で、形態は現金（預金債権含む。）が検挙事件数の77.3%を占めており、1件当たりの金額は約750万円であること
- 取引等別にみると、内国為替取引^{*1}が全体の42.5%を占めているほか、どの商品・サービスも介さずに現金で受け取るものが21.2%を占めていること
- 暴力団構成員等に使用された口座をみると、架空・他人名義口座が84.0%を占めており、その中でも暴力団構成員等の知人名義口座が23.4%、同じく親族名義口座が22.3%と、暴力団構成員等との関係が近い者の名義の口座の使用が半数近くを占めていること

が認められた。

さらに、暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もうかがわれる。平成23年（2011年）7月、米国は「国際組織犯罪対策戦略」を公表し、国境を越えて犯罪で収益を得ている犯罪組織に対して経済制裁等を科す大統領令^{*2}において、我が国の暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定し、米国内にある又は米国人が所有・管理をする暴力団の資産を凍結するとともに、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

(2) 匿名・流動型犯罪グループ

これまで、認知件数や被害額の大きさ等から、特殊詐欺の犯行グループをマネー・ローンダリングを行う主体として特定し、分析を深めてきた。

しかしながら、令和5年にはSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額が特殊詐欺の被害額を上回るなど、犯罪情勢の変化がみられることから、主体の範囲を拡大し、特殊詐欺に限らずより広い資金獲得活動を行う主体として「匿名・流動型犯罪グループ」について分析を行うこととした。

ア 実態

(ア) 経緯

暴力団の勢力が減衰していく中、元暴力団構成員、元暴走族構成員等を含む素行不良者が、暴力団等の特定の組織に属することなく、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を引き起こすなどの例がみられるようになった。こうした集団には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、先輩・後輩、友人・知人といった人間関係に基づく緩やかなつながりで集団を構成しつつ、暴力団等と密接な関係を有するとうかがわれるものも

*1 その他の取引については、本調査書中「第3 2 (2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等」に記載している。

*2 Executive Order 13581 of July 24, 2011

存在しており、警察では、従来、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

こうした中、近年、準暴力団に加えて、新たな特徴を有する犯罪集団が台頭し、治安対策上の脅威となっている。このような情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこれらのグループを匿名・流動型犯罪グループと位置付けた上で、暴力団対策を中心としたこれまでの組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直し、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明・取締りを推進している。

(イ) 特徴

匿名・流動型犯罪グループには、次のような特徴がみられる。

○ 中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化

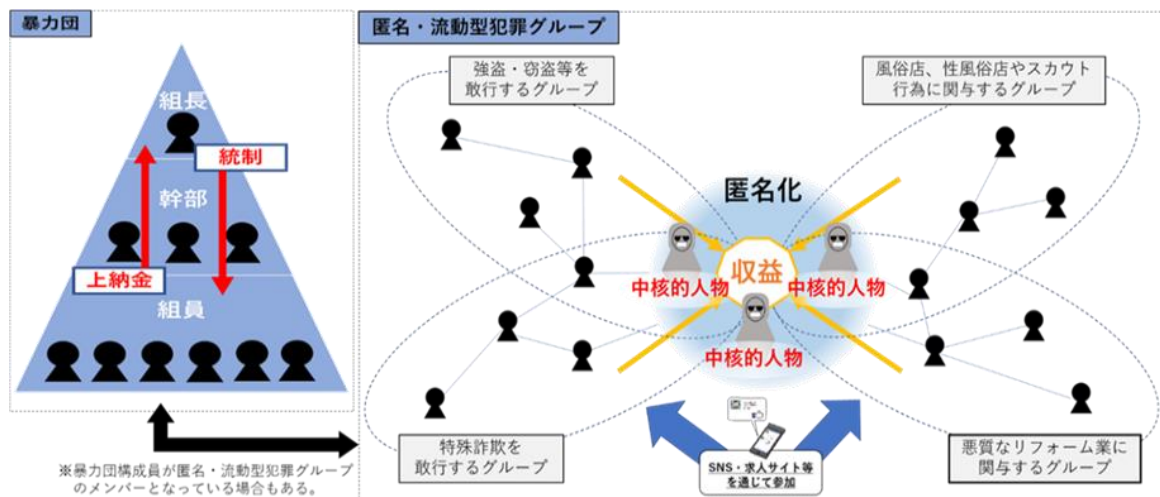
中核的人物が、自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化している。

○ 多様な資金獲得活動と犯罪収益の還流

特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なりフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、犯罪収益等を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

また、資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

図表 10【暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴】



イ 資金獲得犯罪

令和6年4月から5月までの間における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪^{*1}について、主な資金獲得犯罪^{*2}の検挙人員508人を罪種別にみると、詐欺が289人、強盗が34人、窃盗が103人、薬物事犯70人、風営適正化法違反12人となっており、匿名・流動型犯罪グループが詐欺を主な資金源としている状況がうかがわれる。

(ア) 特殊詐欺^{*3}

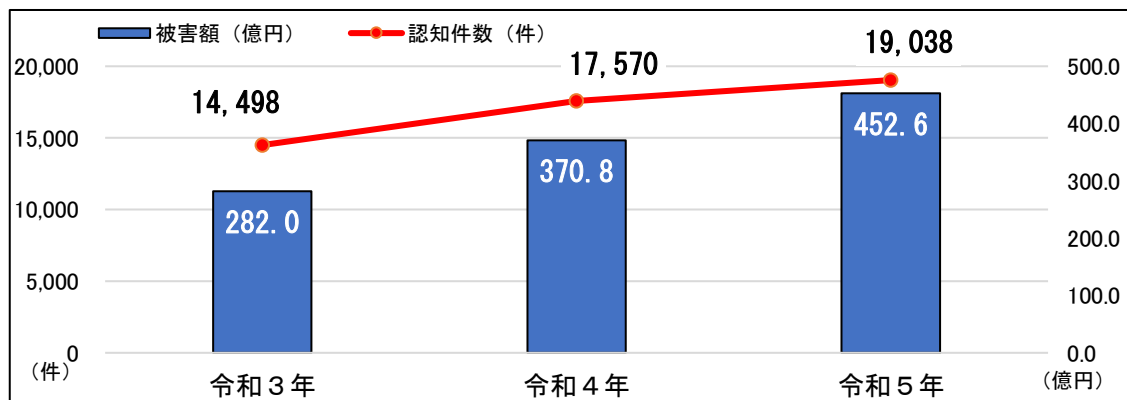
近年、匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる特殊詐欺が広域的に行われている状況がみられる。特殊詐欺を敢行する犯罪グループは、架け場等の拠点を小規模化・多様化し、短期間で移転する傾向を強めているほか、首謀者や指示役、架け子・架け場が外国に所在するケースもみられる。

【トピック】特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等

1 特殊詐欺の認知件数等

令和5年中の特殊詐欺の認知件数及び被害額はいずれも前年に続き共に増加しており、依然として深刻な情勢にある(それぞれ前年比で8.4%、22.0%増加)。

図表 11【特殊詐欺の認知件数及び被害額の推移】



2 特殊詐欺の手口

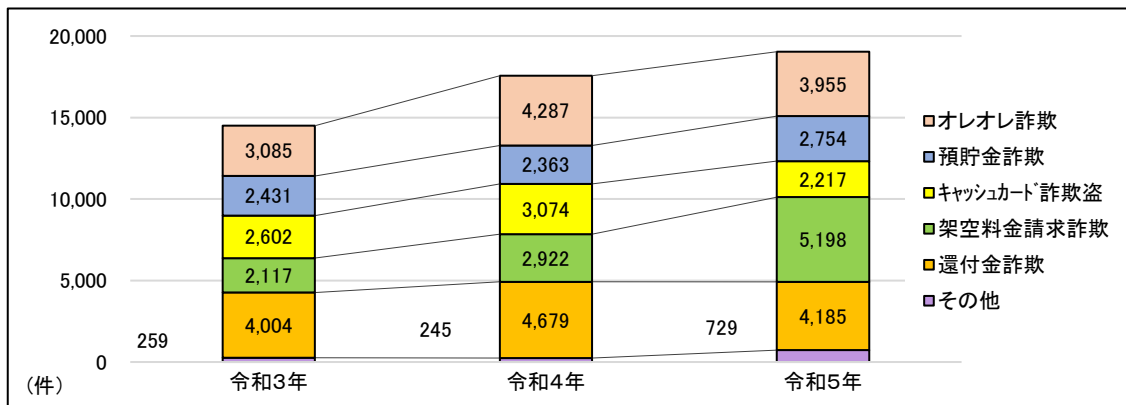
特殊詐欺の主な手口別の認知件数・被害額は次表のとおりである。

*1 匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。

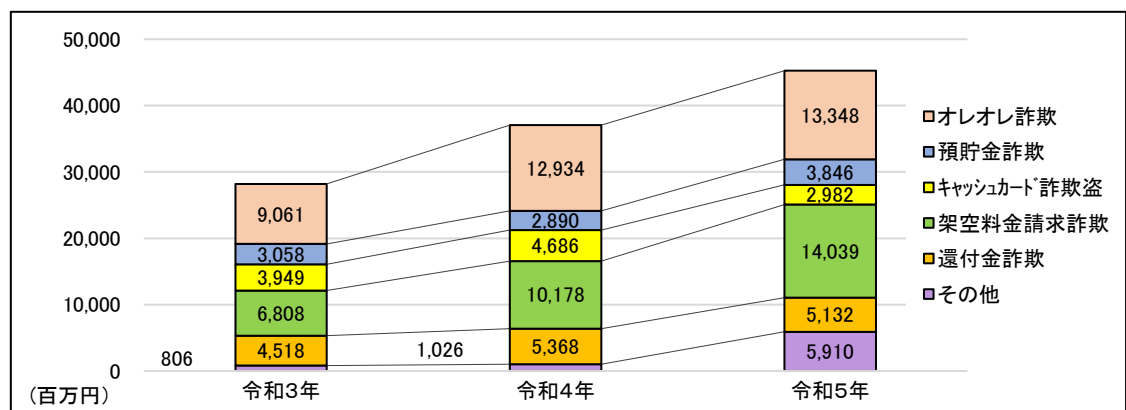
*2 詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

*3 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。)の総称

図表 12【手口別の認知件数】



図表 13【手口別の被害額】

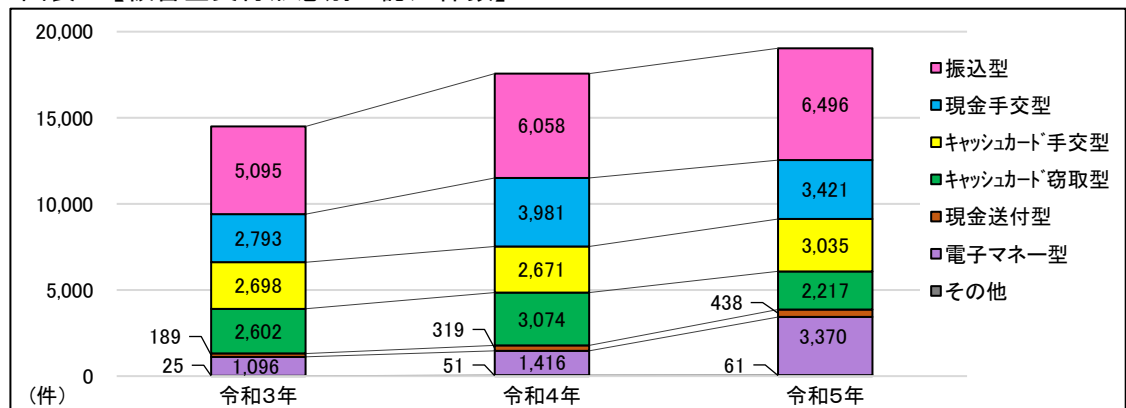


3 被害金交付形態別の認知状況

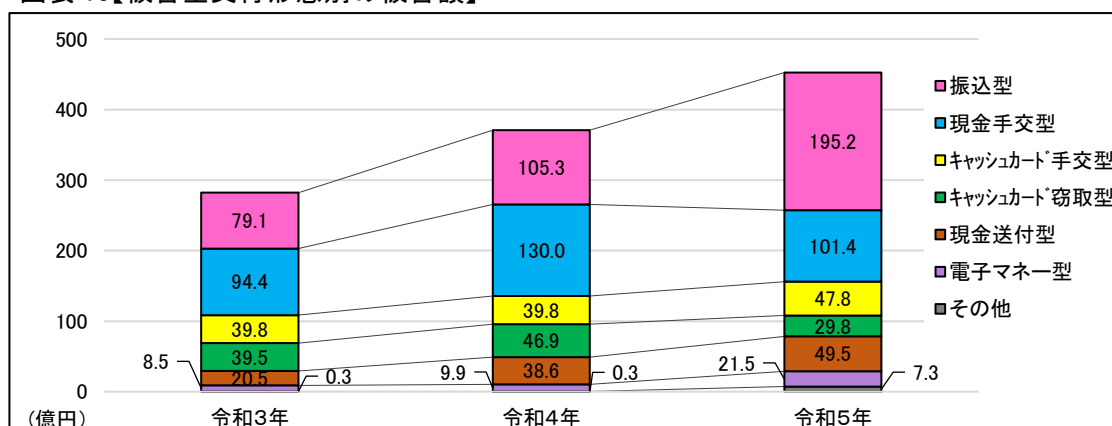
被害金の交付形態は、被害者と直接対面して犯行に及ぶものとしては現金手交型、キャッシュカード手交型及びキャッシュカード窃取型があり、非対面で犯行に及ぶものとしては振込型、現金送付型及び電子マネー型がある。

被害金交付形態別の認知件数・被害額は次表のとおりである。

図表 14【被害金交付形態別の認知件数】



図表 15【被害金交付形態別の被害額】



(イ) SNS型投資・ロマンス詐欺*1

令和5年下半期において、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増し、同年中の被害額は、特殊詐欺の被害額（約453億円）を上回る約455億円に上るなど、極めて憂慮すべき状況にある。

図表 16【SNS型投資・ロマンス詐欺の被害発生状況（令和5年中）】

	認知件数(件)	被害額(円)
SNS型投資詐欺	2,271	約277.9億
SNS型ロマンス詐欺	1,575	約177.3億
合計	3,846	約455.2億

令和5年中の被害発生状況をみると、

- 1件当たりの平均被害額は1,000万円を超えている
- 被害者の年齢は、男性は50歳代から60歳代、女性は40歳代から50歳代の被害が多い
- SNS型ロマンス詐欺の多くにおいて投資が詐欺の名目となっているといった特徴が認められた。

SNS型投資・ロマンス詐欺は、匿名・流動型犯罪グループの典型的な犯行手口であり、取締りと抑止の両面から必要な対策を推進している。

(ウ) 強盗・窃盗等（組織的窃盗）

強盗・窃盗等についても、SNSや求人サイト等で「高額バイト」、「即日即金」等の文言を用いて実行犯が募集された上で敢行される実態がうかがわれる。匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる手口により敢行された強盗・窃盗等事件は、令和3年9月以降、令和6年3月までに22都道府県に

*1 SNS型投資詐欺：SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）

SNS型ロマンス詐欺：SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺

において78件発生しており、これらの中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられる。

また、近年、外国人犯罪グループ等により、組織的に金属盗^{*1}や自動車盗、万引きが敢行され、盗品が外国へ不正に輸出されるなどの事案が発生しており、治安上の課題となっている（図表17参照）。

金属盗については、認知件数が前年と比べ約1.6倍に増加し、盗まれた銅線等は買取業者に売却され、外国へ不正に輸出されている状況もあるとみられ、この過程には、悪質なヤードの存在がうかがわれる。

自動車盗については、認知件数が平成15年以降減少傾向にあったものの、令和4年に増加に転じている。盗まれた自動車は悪質な自動車解体ヤードに持ち込まれ、解体等された後、外国へ不正に輸出されているとみられる事案も確認されている。

万引きについては、ベトナム人グループによる組織的な大量窃盗等、悪質なものの発生している。被害品は、自国へ輸送された後、高値で売却され、不正な利益を生んでいるとみられ、外国における指示役の存在も確認されている。

これら事案は、犯行から被害品の処分に至るまでの一連の過程において、様々な人物が関与する上、国境を越える事案もあるところ、警察庁では、「組織的窃盗・盗品流通事犯対策推進ワーキンググループ」を設置し、部門横断的な検討を行い、捜査及び抑止に関し総合的な対策を講じることとしている。

図表17【金属盗及び自動車盗の認知状況】

区分 \ 年	令和3年(件)	令和4年(件)	令和5年(件)
金属盗	7,534	10,368	16,276
自動車盗	5,182	5,734	5,762

(I) 繁華街・歓楽街における資金獲得活動

匿名・流動型犯罪グループは、風俗店、性風俗店、賭博店の経営やスカウト行為等に直接的又は間接的に関わるなど、繁華街・歓楽街における活動を有力な資金源としているとみられる。また、インターネットやSNS、匿名性の高い通信手段の利用等によって、その活動実態や資金の流れを潜在化させつつあるほか、警察への対抗措置を強化している。

また、近年、いわゆるホストクラブ等で男性従業員が女性客を接待するなどして高額な料金を請求し、その売掛金等名下に女性客に売春をさせたり、性風俗店で稼働させたりするといった事案が問題となっている。こうしたホストクラブ等の中には、風営適正化法に定められた営業の許可を得ることなく営業する店舗や、許可を受けていても、客引き禁止違反、営業時間制限違反、料金表

*1 被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋、マンホール等）に係る窃盗をいう。

示義務違反等の違法行為を行う店舗が見受けられるとともに、事案の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性が懸念される。

警察では、こうした犯罪組織の関与も視野に、違法行為を行う悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを推進している。

(オ) その他の資金獲得犯罪

○ オンラインカジノに係る賭博事犯

近年、外国のオンラインカジノサイトへのアクセス数の増加が指摘されており、国内の賭客が自宅や違法な賭博店等のパソコン等からオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行う状況がうかがわれ、実際、オンラインカジノに係る賭博事犯が検挙されている。

図表 18【オンラインカジノに係る賭博事犯の検挙状況^{*1}】

年 区分	令和3年	令和4年	令和5年
検挙件数(件)	16	10	13
検挙人員(人)	127	59	107

オンラインカジノに関しては、運営する者、利用する者のほか、決済手段に関与する者、宣伝・誘引する者等、様々な形で関与する者が存在し、決済手段に関しても、クレジットカード決済、暗号資産、銀行送金等、様々な手段が用いられる。また、オンラインカジノに係る賭博事犯には、実質的な運営者として、又はその背後で、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与しているケースもみられる。

○ 悪質なリフォーム業者による詐欺・特定商取引事犯

高齢者宅を狙って家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォーム工事の訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求するなどの悪質なリフォーム業者による犯罪行為が確認されている。こうした悪質行為が組織的に反復継続して敢行され、その収益が匿名・流動型犯罪グループの資金源となっている可能性がある。

○ 薬物事犯等

匿名・流動型犯罪グループが大麻等薬物の密売やヤミ金融関連事犯等による資金獲得活動を行っている実態も確認されている。警察では、これらの資金獲得活動に対しても捜査を徹底し、実態解明及び取締りを推進している。

^{*1} 賭客が自宅等においてパソコン等を使用して直接オンラインカジノサイトに接続し賭博を行うもののほか、賭博店に設置したパソコンを利用して賭客にオンラインカジノサイト運営者が配信するゲームをさせ賭博を行うものをオンラインカジノに係る賭博事犯として計上している。

ウ マネー・ローンダリング

匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

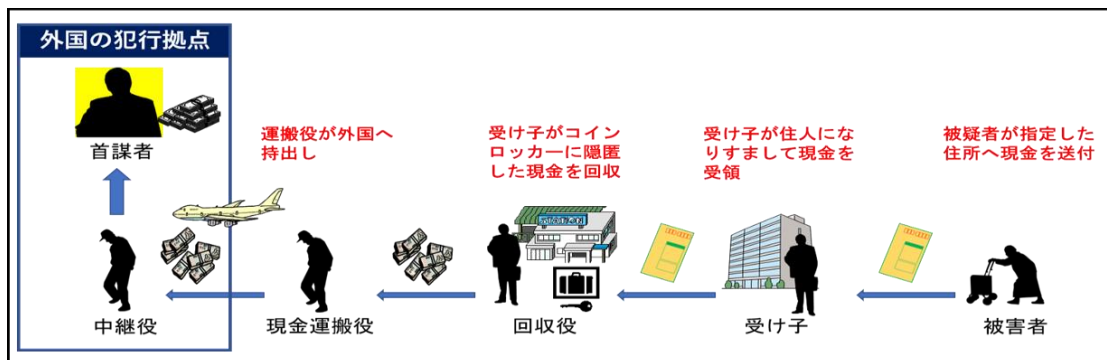
その手口としては、

- 架空・他人名義口座（個人名義、法人名義、屋号付き個人名義、外国人が帰国時等に売却した口座等）を使用して送金するもの
- 犯罪収益である物品を、他人になりすまして売却するもの
- コインロッカーを使用して犯罪収益等の受け渡しをするもの
- 暗号資産交換業者の金融機関口座に送金し、犯人が管理するアカウントに入金するもの
- 不正に入手した電子ギフト券（前払式支払手段）を、電子ギフト券の売買等を仲介するサイトを通じて売却し、販売代金を犯人が管理する口座に入金するもの
- 空き家・部屋を使用して、被害者に現金を郵送させ、受取人を装って受け取るもの
- 犯罪収益である日本円を、個人が保有する外国通貨と両替するため、国内の口座に送金するもの

等がある。

また、特殊詐欺に関しては、外国の犯行拠点から敢行されるケースもみられており、外国にある口座を経由するほか、運搬役がキャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）により、犯罪収益を外国に移転させる実態も明らかとなっている。

図表 19【犯罪収益の外国への移転の流れ（イメージ）】



犯罪収益が最終的に行き着く先は、首謀者や犯罪グループのリーダー等の中核的人物であることから、匿名・流動型犯罪グループにおける資金の流れを徹底的に追跡及び分析し、関係部門、関係都道府県警察及び関係機関との連携・情報共有を強化することが重要である。

(3) 来日外国人*1犯罪グループ

外国人が関与する犯罪は、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することによってその追跡が困難となるほか、近年は、外国の指示役からの指示により国内の実行犯が組織的に窃盗（万引き）や詐欺等を敢行し、盗品等を外国に輸出したり、犯罪収益を外国に送金したりする事例が多数認められており、引き続き、国境を越えて敢行されている。

令和5年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、来日外国人によるものは96件で、全体の10.6%を占めている。

図表20【来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年	令和3年		令和4年		令和5年	
		件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)	件数(件)	全体に占める割合(%)
来日外国人に係る検挙事件数		91	14.4	108	14.9	96	10.6
組織的犯罪処罰法に係る検挙事件数		91	14.6	103	14.5	93	10.5
麻薬特例法に係る検挙事件数		0	0.0	5	29.4	3	14.3

令和3年から令和5年までの来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況を分析すると、

- 国籍等別では、中国及びベトナムが多く、特に中国が全体の半数近くを占めていること
- 前提犯罪別では、詐欺が最も多く、次いで窃盗、入管法違反の順となっており、取引等別では、内国為替取引が最も多く、次いでクレジットカード、前払式支払手段となっていること
- 内国為替取引、預金取引等の悪用により預金口座が使用されたマネー・ローンダリング事犯のうち、外国人が名義人となる架空・他人名義口座を使用するものが5割を超えていること

等が認められた。

また、過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナムが全体の約7割を占めている。

さらに、過去3年間の疑わしい取引の届出の通知件数は、国籍等別ではベトナム及び中国に関する届出が多い。来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等については、次のとおりである。

*1 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いたものをいう。

【トピック】来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢

来日外国人犯罪の検挙(刑法犯検挙及び特別法犯検挙)状況をみると、令和5年は検挙件数・人員共に、前年に比べ増加した。また、国籍等別では、検挙件数・人員共にベトナムと中国の2か国が高い割合を占めている(図表 21 参照)。

令和5年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害額は約 32 億 4,000 万円(前年比+13 億 4,000 万円)に上り、このうち約 28 億円(構成比率 86.8%・前年比+14 億円)が窃盗犯被害、約 3 億 6,500 万円(同 11.3%・前年比-1 億 3,500 万円)が知能犯被害によるものである。

図表 21【国籍等別検挙状況】

	検挙件数			検挙人員	
	件数(件)	構成比率(%)		人員(人)	構成比率(%)
総数	18,088	100.0	総数	11,534	100.0
ベトナム	7,950	44.0	ベトナム	4,229	36.7
中国	2,980	16.5	中国	2,008	17.4
タイ	856	4.7	フィリピン	637	5.5
フィリピン	743	4.1	タイ	585	5.1
ブラジル	718	4.0	ブラジル	532	4.6
ネパール	420	2.3	ネパール	377	3.3
カンボジア	415	2.3	韓国	320	2.8
韓国	399	2.2	インドネシア	290	2.5
インドネシア	380	2.1	スリランカ	278	2.4
スリランカ	306	1.7	カンボジア	201	1.7
その他	2,921	16.1	その他	2,077	18.0

1 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

ベトナム国籍の在留外国人*1は約 57 万人で、全在留外国人の約 17%を占める。在留資格別でみると、「技能実習」、「特定技能」及び「技術・人文知識・国際業務」が増加傾向にあり、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

来日外国人による犯罪の検挙は、検挙件数・人員共に来日ベトナム人による犯罪が最も多くなっている。ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。加えて、近年、知能犯が増加傾向にあり、携帯電話機販売代理店における携帯電話機詐欺事案等の発生も多数認められる。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数を前提犯罪別にみると、詐欺が 30.2%と最も多く、次いで窃盗が 19.8%、入管法違反が 14.6%の順となっている。また、悪用された取引等別にみると、内国為替取引が 38.2%と最も多い。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例は次のとおりである。

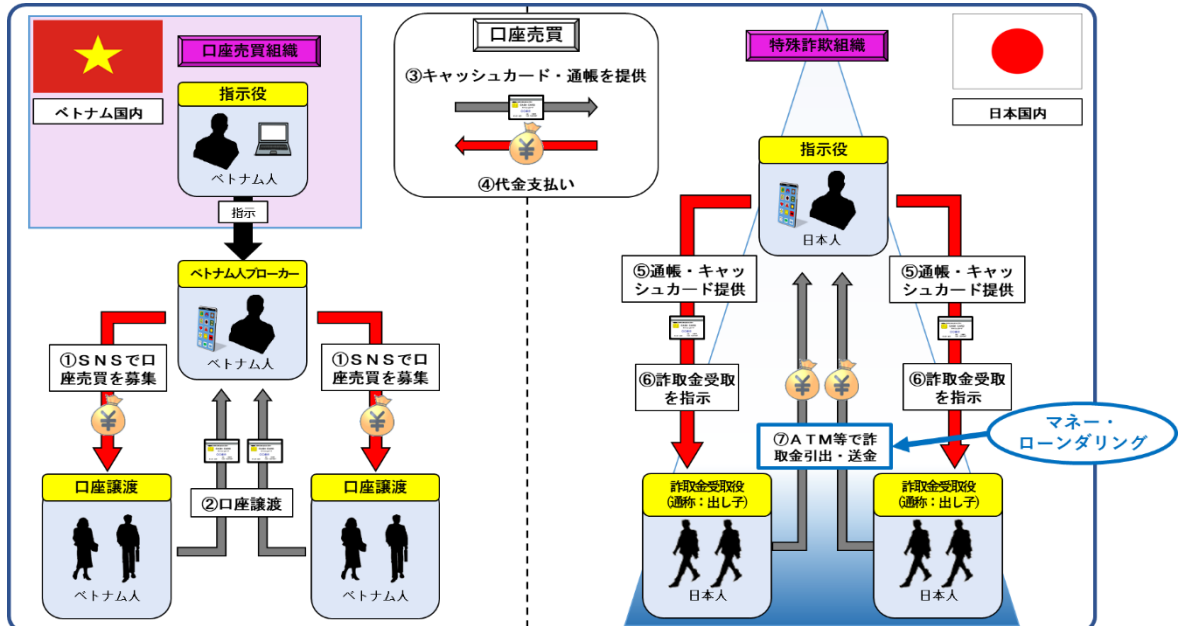
- SNSを利用して外国送金の依頼を受け付け、国内の架空・他人名義口座に現金を振り込ませた上、犯人があらかじめ外国に用意した資金の中から、依頼人が指定する外国にある口座へ、同国通貨に換算した金額を送金するなどして、地下銀行を営んだ。
- 不正に入手したインターネットバンキングのログインパスワード等を利用して、犯人が管理する架空・他人名義口座から別の架空・他人名義口座に送金した後、現金を払い出した。
- 窃盗により入手した化粧品等を、送り状に記載する品名や依頼主を偽って処分役に発送した。

*1 出入国在留管理庁の在留外国人統計(2023 年 12 月末)による。なお、「在留外国人」とは、中長期在留者及び特別永住者をいう。以下、本項目については同じ。

また、ベトナム人による口座売買組織の存在も明らかとなっており、近年、ベトナム人によるSNSを通じた口座売買が多発傾向にある。売買された口座は、特殊詐欺をはじめとした様々な犯罪及びマネー・ローンダリングに悪用されている。

図表 22【事例：ベトナム人による組織的な口座売買事件】

来日ベトナム人が本国に滞在するベトナム人の指示により、SNS上で通帳やキャッシュカードの売買を募集し、郵送された通帳等を買受けた上、日本人の特殊詐欺組織に売却していた事例



2 来日中国人犯罪の検挙状況

中国国籍の在留外国人は約 82 万人で、全在留外国人のうち約 24%を占める。

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込んだりしてグループを形成する 경우가多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に勢力を拡大させている。近年、中国人犯罪組織がSNS等で在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見される。

来日外国人による犯罪の検挙は、検挙件数・人員共に来日中国人による犯罪が、ベトナム人による犯罪に次いで多くなっている。刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が 48.8%、知能犯が 19.8%、粗暴犯が 15.8%となっている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数を前提犯罪別にみると、窃盗が 41.8%と最も多く、次いで詐欺が 39.2%、電子計算機使用詐欺が 10.5%の順となっている。また、悪用された取引等別にみると、クレジットカードが 30.1%と最も多く、次いで前払式支払手段が 13.5%の順となっている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例は次のとおりである。

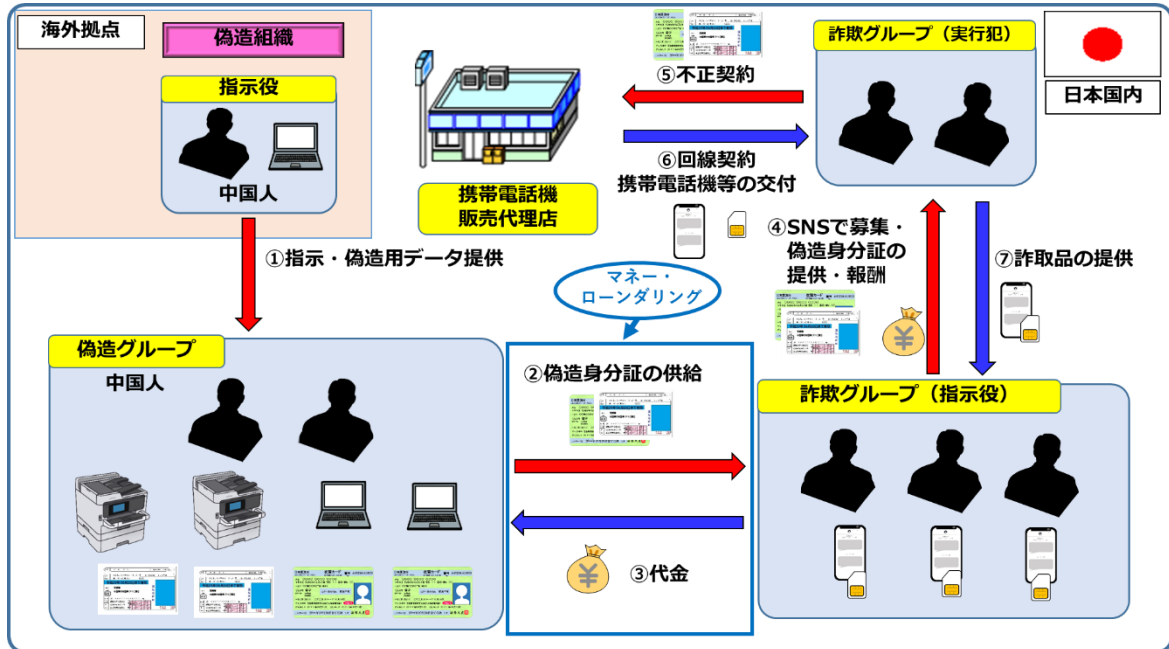
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用して購入した商品を、名義人になりすまして受領した。
- スキミングで入手した情報から偽造キャッシュカードを作成し、同カードを使用して、架空・他人名義口座へ送金した。
- 詐欺の被害者から犯人が管理する架空・他人名義口座に詐欺金を振り込ませた上、詐欺金を含む金額を個人間での外貨両替を依頼していた者の口座に架空・他人名義で送金した。
- 不正に入手した電子マネー利用権（前払式支払手段）を利用して、名義人になりすまして店舗等で商品を購入してだまし取った。

また、中国人による身分証偽造組織の存在も明らかとなっており、製造役は不法残留者が多く、SNS等を通じて募集される。偽造した身分証は、全国に所在する依頼人（ベトナム人等）に郵送され、携帯電

話機販売代理店において携帯電話機をだまし取る詐欺等に利用されるほか、不法就労者に対しても供給されるなど各種犯罪に使用されており、偽造身分証の譲渡代金を架空・他人名義口座に振り込ませた事実を捉え、マネー・ローンダリング事犯として検挙した事例もある。

図表 23【事例：中国人による身分証偽造事件】

中国人の指示役から指示や依頼人の人定等データの提供を受け、国内のアパートの一室等において、運転免許証や在留カードを偽造していた事例



3 その他来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯

- ナイジェリア人らが、虚偽の内容の電子メールを送信するなどして米国の会社からだまし取った詐欺取金を、日本国内に開設された法人名義の口座に送金させ、正当な取引による送金であるかのように装った。
- ナイジェリア人らが、SNSを通じて知り合った被害者からだまし取った詐欺取金を、日本国内に開設された架空・他人名義口座に振り込ませた。
- ミャンマー人が、外国送金の依頼を受けて、日本国内に開設された架空・他人名義口座に現金を振り込ませるなどして、地下銀行を営んだ。
- フィリピン人らが、特殊詐欺における詐欺取金を、犯人が管理する架空・他人名義口座に振り込ませた上、即日ATMを利用して払い出した。

2 手口

(1) 前提犯罪

マネー・ローンダリングは、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為であり、我が国では組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に犯罪として規定されている。前提犯罪は、不法な収益を生み出す犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪、組織的犯罪処罰法の別表第1又は別表第2に掲げる罪及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪をいう。犯罪収益を生み出す前提犯罪は、我が国におけるマネー・ローンダリング等の脅威である。

令和3年から令和5年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数^{*1}は、次表のとおりである。

図表 24 【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯前提犯罪別の検挙事件数】

年	前提犯罪	詐欺	窃盗	電子計算機使用詐欺	出資法・貸金業法(注1)違反	薬物事犯(注2)	常習賭博及び賭博場開張等図利	入管法違反	風営適正化法違反	商標法(注3)違反	文書偽造事犯(注4)	その他	合計
令和3年(件)		243	217	42	26	9	12	16	14	8	4	57	648
令和4年(件)		254	257	105	13	21	11	7	4	10	12	59	753
令和5年(件)		334	319	160	16	22	17	6	9	9	9	54	955
合計(件)		831	793	307	55	52	40	29	27	27	25	170	2,356

注 1：貸金業法（昭和58年法律第32号）

2：薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬並びに向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。

3：商標法（昭和34年法律第127号）

4：文書偽造事犯とは、刑法第154条から第161条の1までの罪をいう。

過去3年間の前提犯罪別の検挙事件数では、上位の詐欺及び窃盗で全体の約7割を占めており、また、電子計算機使用詐欺が増加傾向にある。

前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。また、前提犯罪によっては、暴力団や国際犯罪組織の関与が認められるものもある。

*1 令和3年から令和5年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は2,267件であるが、前提犯罪別の検挙事件数の合計は2,356件である。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

主たる前提犯罪について、犯罪収益が特定事業者やその他の事業者の取り扱う取引の中で、どのように移転されているかといった点に関する分析は次のとおりである。

ア 窃盗

(7) 犯行形態及び犯罪収益

窃盗には、侵入窃盗、自動車盗、万引き等様々な手口があり、被害額が比較的少額なものもあるが、特殊詐欺の手口の一つであるキャッシュカード詐欺盗、窃取したキャッシュカードを使用してＡＴＭから現金を引き出す払出盗等、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ、来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例もある。

令和５年中における窃盗の被害額は約 726 億円（現金被害額約 182 億円）で、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

窃盗を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 窃盗により得た現金（大量の小銭）を、知人に金融機関で両替させた上、さらに知人からの振り込みを装って犯人名義口座に振り込ませるもの
 - 窃盗により得た物品を、フリーマーケットアプリで架空・他人名義アカウントを利用して売却し、売却代金を同アプリから金融機関の架空・他人名義口座に送金させるもの
 - 窃盗により得た金属（銅線等）を、架空の人物になりすまして金属買取業者に売却し現金化するもの
 - 窃盗により得た自動車を売却するに当たって、あらかじめ被害者になりすまして偽造した申請書類を用いて犯人名義に名義変更した上で、正規の所有者であるように装い車買取業者に売却し現金化するもの
 - 窃盗により得たキャッシュカードを使用してＡＴＭを操作し、犯人が管理する架空・他人名義口座に送金した後、現金を払い出すもの
- 等がある。

イ 詐欺

(7) 犯行形態及び犯罪収益

特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、架空・他人名義や法人名義の預貯金口座等の様々な犯行ツールを利用して多額の犯罪収益を生み出している。

令和５年中の財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領）では、詐欺の被害額が最も多く約 1,626 億円（現金被害額約 1,486 億円）であり、また、１件当たりの被害額は約 353 万円と、窃盗の１件当たりの被害額（約 15 万円）よりも大きい。

(イ) マネー・ローンダリング事例

詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- SNS型ロマンス詐欺の詐取金を被害者から犯人名義の口座に送金させ、詐取金を暗号資産交換業者の暗号資産ウォレットに入金した後、共犯者が犯人のアカウントにログインして暗号資産を購入して移転するもの
- 特殊詐欺の詐取金を被害者から犯人が管理する架空・他人名義口座に送金させた上、別の架空・他人名義口座に送金するもの
- 住宅ローン融資金をだまし取るに当たり、偽造書類等を用いて不正に開設した架空・他人名義口座に、住宅ローン融資金を入金させるもの
- 詐欺の犯罪収益の振込先にするために、架空・他人名義口座を開設して悪用するもの

等があり、詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませるものが多い。

ウ 電子計算機使用詐欺

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

電子計算機使用詐欺には、犯人が、インターネットバンキングを利用するためのID・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに不正アクセスを行い、架空・他人名義口座から犯人が管理する口座に振り込みを行う不正送金事犯がある。また、特殊詐欺により不正に入手したキャッシュカードを使用し、架空・他人名義口座に振り込みを行うものや、特殊詐欺の手口の一つである還付金詐欺がある。

令和5年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害件数・被害額は共に過去最高^{*1}となっている。

(イ) マネー・ローンダリング事例

電子計算機使用詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人のID・パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する架空・他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの
 - 還付金名目の特殊詐欺において、被害者に振込送金の操作と気付かせないままATMを操作させ、犯人が管理する架空・他人名義口座に送金させるもの
 - 不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー利用権（前払式支払手段）決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネー利用権に入金するもの
- 等がある。

*1 令和5年中の被害件数等の詳細は、本調査書中「第2 4 (1) イ (イ)インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況」に記載

エ 出資法・貸金業法違反

(7) 犯行形態及び犯罪収益

出資法・貸金業法違反には、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのヤミ金融事犯^{*1}がみられる。その手口には、多重債務者の名簿に記載された個人情報に基づきダイレクトメールを送り付けたり、インターネット広告や電話を使って不特定多数の者を勧誘したりするなど、非対面の方法で金銭を貸し付けて、架空・他人名義口座に振り込ませ返済させるもの等がある。近年では、「後払い（ツケ払い）現金化」と称して、後払いによる商品売買契約を結び、販売した商品の宣伝広告報酬等として金銭を貸し付け、販売代金の支払名目で金銭を回収するものや、「先払い買取現金化」と称して、商品の形式的な売買契約を締結し、先払いで買取代金として金銭を貸し付けた後、客都合による契約解除を名目に、買取代金の返還を求め、違約金として高額な利息を受領するものもある。

令和5年中のヤミ金融事犯の被害金額は233億円を超えており、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

ヤミ金融事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 返済金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの
- クレジットカード決済を利用して返済させるもの

等があり、それらの隠匿先となる口座に、ヤミ金融の債務者が借入金を返済する代わりに譲渡した個人名義口座が悪用されている事例もみられる。

このほか、

- 借受人からの返済金の取得に際し、商品売買契約の契約不履行に伴う正当な事業収益（代金返金や違約金等）であるかのように装って、犯人らが管理する法人名義口座に返済金を振り込ませるもの
 - フリーマーケットサイトの運営を装って貸金業を営み、出品者を装った顧客に対し、金券の購入代金名目で顧客名義口座に送金して金銭を貸し付けた上、貸付金額に違法な利息相当額を加算した額の金券を配達させて受領するもの
 - 借受人の口座に別の債務者からの返済金を振り込ませ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの
- 等がある。

オ 入管法違反

(7) 犯行形態及び犯罪収益

^{*1} 無登録・高金利事犯（貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯）及びヤミ金融関連事犯（貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯）をいう。

入管法違反には、外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持、行使、提供又は收受をするもの、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんするもの（以下「不法就労助長」という。）等がみられる。特に、不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。偽造在留カード事犯では、かつては中国にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国にいる指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを製造するといった事案が確認されている。指示役は中国にいることから、日本国内の製造拠点を摘発されても同様の手口で新たな製造等の拠点を設けるなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

令和5年中には、日本人・中国人・ベトナム人グループによる組織的な偽造在留カード工場を摘発した事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

入管法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 偽造在留カードの販売代金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの
 - 不法残留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの
- 等がある。

カ 常習賭博・賭博場開張等図利

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

常習賭博・賭博場開張等図利の賭博事犯には、花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものがあり、また、暴力団が直接的又は間接的に深く関与し、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

オンラインカジノについては、外国で合法的に運営されているものであっても日本国内からアクセスして賭博を行うことは犯罪となり、国内でも次のような検挙事例がある。

- 国内において、外国の会社が運営するサイトにアクセスして賭博をした賭客を単純賭博罪で検挙
- 国内の賭客を相手方として、国内に設置された端末から、外国に設置されたサーバー上のサイトにアクセスさせ金銭を賭けさせていた者を常習賭博罪で検挙
- オンラインカジノに対応した決済システムを開発し、賭け金の決済代行を行っていた者らを常習賭博幫助罪等で検挙

過去3年間における組織的犯罪処罰法に定める起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、常習賭博・賭博場開張等図利が上位となっており、

令和5年中には、常習賭博事件に関し、売上金等である現金約636万円について没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

常習賭博・賭博場開張等図利を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- オンラインカジノの決済代行を行っていた者が、カジノで賭博するためのポイント購入代金として顧客自身の口座から犯人が管理する法人名義口座に振り込ませた上、さらに別の法人名義口座へ送金するもの
 - ゲーム機賭博店における犯罪収益の一部であることを知りながら、遊技台のリース代名目で現金を受領するもの
- 等がある。

このほか、賭博事犯によって得られた犯罪収益を、事情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。

キ 風営適正化法違反・売春防止法違反

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

風営適正化法違反・売春防止法（昭和31年法律第158号）違反等の風俗関係事犯では、暴力団が違法な風俗店又は性風俗店（以下「風俗店等」という。）の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例があり、暴力団の資金源となっている実態が認められる。

また、

- 不法滞在等をしている外国人が違法に風俗店等で稼働している事例
 - 同じく外国人が暴行、脅迫等を用いて売春を強要される事例
 - ホストクラブの従業員等が、飲食代金の売掛金を支払わせるため、客の女性に売春をさせる事例
- 等の人身取引事犯がみられる。

過去3年間における組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、風営適正化法違反・売春防止法違反が上位となっており、令和5年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約606万円について没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

風営適正化法違反・売春防止法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 無許可の社交飲食店の飲食代金を犯人が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金をクレジットカード決済代行会社から知人名義の口座に振り込ませて受領するもの
- 暴力団員が売春による犯罪収益を親族名義の口座に振り込ませて受領するもの

- ホストクラブの客から飲食代金の売掛金を回収するため、同客を個室付浴場で働かせて売春させ、売春によって得た犯罪収益と知りながら、犯人が管理する口座に振り込ませて受領するもの等がある。

ク 薬物事犯

(7) 犯行形態及び犯罪収益

我が国の薬物事犯については、次の特徴が挙げられる。

- 押収量及び密輸入押収量（図表 25 参照）をみると、依然として薬物の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出している。
- 令和 5 年中の覚醒剤の密輸入事犯の検挙件数は 200 件と、前年より増加しており、国内の根強い覚醒剤需要に加え、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が国内外に存在し、覚醒剤取引を活発化させているとみられる。
- 薬物事犯別営利犯検挙状況（図表 26 参照）をみると、営利目的の覚醒剤事犯に占める暴力団構成員等の割合が 3 割を超えていることや、外国人が営利目的で敢行した薬物事犯が大幅に増加していることから、暴力団や外国人犯罪組織等の関与がうかがわれる。
- 覚醒剤 587 キログラムを押収した令和元年の密輸入事件では暴力団構成員等や台湾人らを検挙しており、暴力団が外国の薬物犯罪組織と結託するなどして、覚醒剤の流通過程（外国からの仕出し、荷受け、元卸し、中間卸し及び末端密売）にも深く関与していることがうかがわれる。
- 薬物の密輸・密売に伴う犯罪収益が、法制度や取引システムの異なる国の間で移転しているおそれがある。
- 令和 5 年中の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は 20 件で、総額約 4,543 万円の金銭債権等のほか、外国通貨が対象となっている。過去の対象には、自動車、土地、建物等もあり、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている。

図表 25 【薬物種類別押収量及び密輸入押収量の推移】

	押収量			密輸入押収量		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
覚醒剤 (kg)	688.8	289.0	1,342.9	673.1	282.1	1,215.5
乾燥大麻 (kg)	329.7	289.6	784.5	8.7	13.9	370.4
大麻濃縮物 (kg)	22.2	74.0	35.7	18.3	70.2	30.9

注：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

図表 26【薬物事犯別営利犯検挙状況】

		令和3年	令和4年	令和5年
覚醒剤事犯	検挙人員(人)	455	450	603
	暴力団構成員等(人)	246	191	220
	構成比率(%)	54.1	42.4	36.5
	外国人(人)	66	97	170
	構成比率(%)	14.5	21.6	28.2
大麻事犯	検挙人員(人)	426	436	550
	暴力団構成員等(人)	104	105	112
	構成比率(%)	24.4	24.1	20.4
	外国人(人)	50	40	71
	構成比率(%)	11.7	9.2	12.9

(イ) マネー・ローンダリング事例

薬物事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 覚醒剤の密売人が、代金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの
 - 大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、犯人名義口座に振り込ませ、ATMを利用して現金化するもの
- 等、犯罪収益である代金を架空・他人名義口座に振り込ませて隠匿・收受する事例のほか、
- 代金の取得原因を偽装するためにフリーマーケットアプリの決済システムを悪用するもの
 - 麻薬の密輸により得られた犯罪収益を資金移動サービスを利用して外国送金するもの

等がある。

ケ その他の前提犯罪

○ 環境犯罪

FATFは、違法な野生動植物・森林資源・鉱物の取引や悪質な廃棄物投棄等は非常に収益性の高い犯罪の一つであり、毎年約1,100億から2,810億米ドルの犯罪収益を生み出しているほか、汚職、脱税、麻薬取引等の他の多くの重大な組織犯罪との結び付きがあり、各国はマネー・ローンダリング対策に取り組むに際して

- ・ 国内に天然資源産業がない国であっても、マネー・ローンダリングの脅威を考慮する必要があること
 - ・ FATFが求める基準を各国が履行する必要があること
- 等と指摘している^{*1}。

*1 [Money Laundering from Environmental Crime\(July 2021\)](#)

我が国の環境事犯としては、廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等があり、令和5年中の環境事犯の検挙事件数は、廃棄物事犯が5,054件（前年比－221件）、それ以外の環境事犯^{*1}が778件（前年比－58件）である。過去3年間で、環境事犯を前提犯罪として検挙されたマネー・ローンダリング事犯はないものの、過去には、無許可で産業廃棄物の処分業を営む者が、建物解体工事により生じた産業廃棄物の運搬処分を受託することにより得た犯罪収益を他人名義口座に振り込ませた事例がある。

^{*1} それ以外の環境事犯には、森林法(昭和26年法律第249号)違反、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号))違反、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)違反等のほか、動物愛護管理法(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号))違反、鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号))違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

【トピック】サイバー関連詐欺(CEF¹)による犯罪収益の流れ

1 CEFレポート²について

デジタル化とテクノロジーの開発によって、犯罪を取り巻く環境は根本的に変化し、サイバー関連詐欺(以下「CEF」という。)による脅威が増大している。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、対面での金融活動からオンライン取引への移行を加速させ、このような金融行動の変化は、インターネットバンキングや決済プラットフォームの利用拡大、遠隔取引等、マネー・ローンダリングをめぐる環境にも影響を与えている。犯罪者はテクノロジーを活用することで、犯罪活動の規模、範囲及びスピードを拡大させており、また、「Caas(Crime-as-a-Service)」(サービスとしての犯罪)の活用の広がり、分業を請け負う犯罪組織の専門性を高めている。国際的にCEFが著しく増加している状況を踏まえ、FATF、エグモント・グループ及びICPOは、共同プロジェクトを立ち上げ、令和5年(2023 年)11 月にレポートを公表し、CEFを以下のように分類した上、これらの犯罪収益の流れ等について、次のとおり指摘している。

①	ビジネスメール詐欺 (BEC ³ 詐欺)	取引等を装った電子メールを送信し、新たな口座への送金を依頼するもの。
②	フィッシング詐欺	被害者をだまし、個人情報、口座情報等を詐取するもので、犯罪者はこれらの情報を使用し、被害者の口座から現金を引き出したり、新しく口座開設をしたり、詐欺的な取引をしたりするもの。
③	ソーシャルメディア及び 携帯電話を利用した なりすまし詐欺	政府関係者、親戚、友人を装った者が、携帯電話やSNSを介して被害者に接触し、被害者の感情を利用して金銭支払、口座情報の譲渡、口座開設等をさせるもの。
④	オンライン取引/取引プ ラットフォーム詐欺	偽の広告やオンライン上のアドバイザー等により、法定通貨、暗号資産の両方に関する取引や、投資等のための、実在しない又は偽のプラットフォームを利用してだますもの。
⑤	オンラインロマンス詐欺	被害者を恋愛関係にあると信じ込ませ、送金させるもの。
⑥	雇用詐欺	SNS上の偽の求人情報により被害者をだまし、売上げを伸ばすために商品購入、雇用を確保するための保証料等、様々な口実で金銭を支払わせるもの。

(1) 特徴

- CEF は、国際的な組織犯罪として拡大しており、その犯罪組織は、マネー・ローンダリングを含めて犯罪ごとの専門分野に特化したサブグループにより構成されている。
- 犯罪組織は、デジタル化によって進歩したテクノロジーにより、様々なツール等を駆使して被害者をだまし、その心理状態や感情を利用して資金を引き出している。
- ロマンス詐欺と投資詐欺を組み合わせた手口では、被害者と信頼関係を築き、長期間にわたって多額の資金をだまし取る。また、詐欺が発覚した後も、弁護士や法執行機関を装って被害者に連絡し、手数料と引き換えに被害金回収の手助けを申し出ることが多い。
- 被害者から資金を引き出す最終的な目的を達成するために様々な手法を駆使するが、最初のだましが失敗すると、別のタイプの CEF に移行することがある。

(2) マネー・ローンダリングの特徴

- CEF は、国際的に著しく増加しており、犯罪収益は国外に移転された後、他国の金融システムを通じてさらにローンダリングされる可能性がある。
- CEF には、国境を容易に超えて被害者を狙うことができるという性質があるが、キャッシュレス化とデジタル化が進んでいる地域では、更にマネー・ローンダリングリスクに対して脆弱となる。
- マネー・ローンダリンググループは、CEF 組織シンジケートの一部である場合や、マネー・ローンダリングサービスを提供する独立した組織である場合もある。

- 犯罪収益は、口座ネットワークを通じて迅速にローンダリングされる。ネットワークは、複数の国境や金融機関にまたがる複雑なものである可能性があり、法人だけでなく個人も関与している。
- 個人のマネーミュール^{*4}は、求人、広告、SNSでの交流等、様々な手段で募集され、運び屋は故意にマネー・ローンダリングに加担することあれば、だまされて無意識又は過失によって働き、報酬等を提供されることもある。
- オンラインロマンス詐欺等の被害者がだまされて、犯罪収益の運び屋となることもある。
- 犯罪組織が、その国と何ら関係のない外国人を勧誘し、マネー・ローンダリングのための口座を開設させるため、渡航のほか、オンラインでの作業を指示する事例がある。
- 個人のマネーミュールと同様に、合法的な企業も、CEF による犯罪収益を受け取るようだまされ、犯罪収益を犯罪組織が管理する口座に振り分けるよう指示されることがある。
- 犯罪収益の受取に利用される口座は、CEF の分類により異なり、例えばビジネスメール詐欺では、摘発のリスクを減らすため、個人名義口座から法人名義口座へシフトしている。
- 暗号資産関連の犯罪収益のマネー・ローンダリングには、アンホステッド・ウォレット、P2P取引^{*5}、ピールチェーン等の方法が好まれ、組み合わせて使用される。

(3) 対応と戦略

- CEF関連のマネー・ローンダリングを検知・捜査するための主な情報源としては、被害者からの被害申告と疑わしい取引の届出がある。
- タイムリーな被害申告は、当局が犯罪収益を迅速に追跡するために重要である。
- 疑わしい取引の届出は、CEF 関連の犯罪収益の流れを検知するための重要な情報源であり、CEF 関連の疑わしい取引の届出はほとんどが銀行から提出されている。犯罪手口は絶えず進化しているため、銀行は、マネー・ローンダリングを検知する能力を引き続き強化するべきである。
- 高度なソフトウェアとアルゴリズムを用いたリアルタイムの取引モニタリングは、CEF の検知と防止に有用であると考えられる。
- CEFは、世界的なデジタル化とオンラインサービスの進展に伴って拡大していくとみられ、各国は、犯罪組織がデジタル金融等様々な分野を CEF やマネー・ローンダリングに悪用するおそれがあるという脆弱性を認識すべきある。
- 犯罪収益が国境を越えてマネー・ローンダリングされるのを阻止するため、多国間で協力しなければならない。

2 疑わしい取引の届出を行う際の着眼点

CEF に関連するリスク指標は次のとおりである。

取引パターンに関するもの
● 口座開設後における口座の目的に合致しない即時の高額又は低額取引 ● 口座を空にするための、入金後即時の現金引き出し又は多額の送金 ● 口座名義人の経済的プロフィールと合致しない頻繁で多額の取引 ● 高リスク国・地域との間の資金移動 ● 最近設立された企業又は主な事業内容が受取人の行動と一致しない企業との間における頻繁かつ大規模な取引 ● 少額の支払が正常に完了した後、すぐに同じ受取人へ的高額支払が継続して行われる取引 ● ギフトカードの購入と思われる頻繁又は多額の端数のない金額での購入 ● 口座番号と名義人の不一致

*1 Cyber Enabled Fraud

*2 [Illicit Financial Flows from Cyber-Enabled Fraud \(November 2023\)](#)

*3 Business Email Compromise

*4 メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪収益を送金させるなど、第三者を犯罪収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の一つ

*5 Peer to Peer (ピアツーピア) 取引。個人間取引をいう。

取引指示に関するもの
● 顧客が取引先への支払に使用したことのない口座への支払に成功した直後、追加の支払を要求する取引 ● 一見して適正な取引指示であるが、過去に確認された取引指示とは異なる言語、タイミング又は金額が含まれているもの ● 取引指示に、取引依頼を緊急、秘密又は機密と指定する目印、表現又は文言が含まれているもの ● 顧客が、取引を正当化するために、不適切な形式のメッセージや電子メールを提示するもの ● 取引指示書は既知の受取人への支払を示しているが、受取人の口座情報が以前使用していたものと異なっているもの ● 取引の説明にある受取人と被仕向銀行が把握している口座名義人の名前が一致しないもの ● 金融に関する専門知識を持たない者が、投資や金融商品に関連する支払を理由とする企業(多くの場合が、高リスク国・地域に設立された企業)のために依頼した送金 ● 口座の事業名・会社名と一致しない相手先が、多額の資金を国際的に移動させるための隠れ^{みの}蓑となる可能性があるもの ● 情報端末のタイムゾーンの不一致による取引
口座名義人/アカウントユーザーに関するもの
● 口座名義人が、CDD^{*1}チェックを通過する意思がない又は通過できないもの ● 口座名義人が自分の口座の資金の出所を知らない又は他人のために取引していると主張しているもの ● 外国語の表現や用語を使用して法人名又は個人事業主名を頻繁に変更しているもの ● 顧客が、取引や関係の性質、対象、金額又は目的について不十分な知識であることが示されるか、非現実的又は一貫性のない説明を行うことで、顧客が運び屋として行動しているのではないかと疑われるもの ● 身分証明書(住所、電話番号、電子メール等)の共有、改ざん等を行い、身分を隠そうとしているもの ● 口座開設後、連絡先、電話番号、電子メールアドレス等を頻繁に変更するもの ● アカウント所有者の名前と互換性がないと思われる電子メールアドレス又は複数のアカウントでみられる類似した電子メールアドレスのパターン ● 他のアカウントとの資格の共有等、顧客情報の特定事項の不規則性 ● オンライン上の異常な行動(入力のためらい、入力の遅れ、複数のログイン失敗等) ● 国内で活動しなくなると予想される口座(留学終了時に売却した留学生の口座等) ● 高リスク国・地域から発信されたIPアドレス又はGPS座標 ● ユーザーのIPアドレス等を隠す可能性のあるホスティング会社の使用 ● 1つのオンラインアカウントに関連付けられた複数のIPアドレス ● 1つのIPアドレスが、様々なアカウント所有者の複数のアカウントに関連付けられるもの ● TeamViewer 等のアプリケーションで使用されるコンピューターポートを介したアカウントへのリモートデスクトップ接続 ● ボットによる制御の可能性を示唆する過度に素早いキー入力やナビゲーションで操作されたアカウント ● 顧客又は取引相手に関して重大なネガティブニュースが存在するもの ● 通信機関又はその他の不正データベースからの不正報告書 ● 電信送金のリコール要求の有無 ● 取引に関与する人物について、FIUやLEAsから提供された不利な情報の有無
暗号資産取引に関するもの
● アンホステッド・ウォレット、ダークネットマーケットプレイス、ランサムウェアグループ、カジノサイト等に関連するアドレスに、大量若しくは高頻度又は低額相当の暗号資産を送受信するもの ● 暗号資産や暗号資産に変換された資金の出所を証明する資料がないもの ● ダークウェブ上の違法行為に関連する暗号資産ウォレットへの暗号資産の移転 ● 複数の種類の暗号資産を含む取引 ● P2Pプラットフォームに関連する暗号資産ウォレットからの暗号資産の異常な取引

*1 Customer Due Diligence。顧客管理をいう。

(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

F A T Fが公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」では、リスクの評価を行う上で、マネー・ローンダリングの3段階^{*1}を考慮することが有益であると述べられている。同ガイダンスを踏まえ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等について、マネー・ローンダリング事犯として検挙された事例を分析し、捜査の過程で判明した範囲内で、犯罪収益の隠匿・收受手段として悪用された取引や商品・サービスのほか、前提犯罪で得た犯罪収益の形態を変えるために利用された主な商品・サービスがある場合には、その商品・サービスについて集計した。令和3年から令和5年までの3年間の分析結果は、図表27のとおりである。

図表27【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

年	悪用された取引	内国為替取引	現金取引	クレジットカード	預金取引	前払式支払手段 (注1・注2)	暗号資産	資金移動サービス	法人格	外国との取引 (外国為替等)	宝石・貴金属	金融商品	不動産	外貨両替	法律・会計専門家	金銭貸付	手形・小切手	郵便物受取サービス	合計
令和3年(件)		208	72	40	40	21	9	9	16	9	2	2	0	1	1	0	0	0	430
令和4年(件)		266	105	55	24	39	16	10	6	7	1	0	0	0	1	0	0	0	530
令和5年(件)		311	129	51	36	40	29	21	15	11	3	3	4	2	0	2	1	1	659
合計(件)		785	306	146	100	100	54	40	37	27	6	5	4	3	2	2	1	1	1,619

注1：令和5年調査書から、電子マネーの名称を前払式支払手段に変更

注2：令和3年の前払式支払手段の数値は、電子マネーのうち前払式支払手段に該当した取引を計上

検挙されたマネー・ローンダリング事犯の事例及び疑わしい取引として届出が行われた情報を分析した結果は次のとおりである。

- 内国為替取引^{*2}が785件、現金取引が306件、預金取引が100件で、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている。
- 迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。
- 最終的に、内国為替取引又は預金取引により口座に入金された犯罪収益は現金化され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

*1 ①プレイスメント(Placement):犯罪収益を金融システムに組み込む段階。②レイヤーリング(Layering):犯罪収益の出所を不透明にするため資金源から分離する段階。③インテグレーション(Integration):犯罪収益を合法的な経済活動に投入する段階。

*2 銀行等の預金取扱金融機関は、為替取引を行うこと(顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること等)を業務の一つとしている。ここでは預金取扱金融機関を利用した国内送金(預貯金の預入れ・払戻しや手形・小切手の利用は除く。)を内国為替取引として計上した。

- クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された件数は、全体の3番目となっており、近年のクレジットカードの不正利用の大幅な増加に応じて、悪用された件数も増加している。
- 前払式支払手段、暗号資産及び資金移動サービスの悪用が増加するなど、決済手段の多様化を受けて悪用される取引の広がりがみられる。
また、
- 犯罪収益を他人になりすまして郵送するほか、郵送された犯罪収益を空き部屋や宅配ボックスを利用した上、他人になりすまして受け取る事例
- 犯罪収益を、他人になりすましたり、事情を知らない第三者に依頼したりして売却する事例
- 特殊詐欺において、犯罪収益をコインロッカーに隠匿する事例
等、特定事業者の商品・サービスを利用せずにマネー・ローンダリングを行う事例も多くみられる。

【トピック】APG Yearly Typologies Report 2023 について

APG^{*1}は、毎年、参加国のマネー・ローンダリングの手口、傾向等についてメンバー国等から集約し、その結果を「Yearly Typologies Report」(以下「レポート」という。))として公表している。

[令和5年\(2023 年\)12 月に公表されたレポート](#)においては、アジア・太平洋地域でのマネー・ローンダリングの情勢や、悪用された取引等について次のように記載している。

【特集:暗号資産】

- 詐欺、窃盗、ハッキング、ランサムウェア等は、暗号資産がよく利用される犯罪である。
- テロ資金供与でも暗号資産取引が増加している。
- 拡散金融における暗号資産の利用は増加しており、特に北朝鮮によるものが顕著である。

【各国のマネー・ローンダリングの情勢や検挙事例】

- マネーミュールは現金輸送だけではなく、口座提供や口座間送金にも利用され、SNSで募集されるほか、インターネット上の求人広告を装った詐欺やロマンス詐欺の被害者が利用される。
- 地下銀行は、サイバー関連詐欺、オンラインギャンブル、汚職等、様々な犯罪のマネー・ローンダリングを容易にし続けている。
- 薬物事犯により得た犯罪収益でダイヤモンドを購入し、専門家の鑑定を求めるという理由で外国に移転しようとした。
- 犯罪グループが商品先物取引業者を支配した上、マネー・ローンダリング用の口座を準備し、犯罪収益を原資として商品先物市場で高頻度かつ大量の取引を行い、同事業者に対する高額の取引手数料を支払う方法でマネー・ローンダリングを行った。
- 犯罪収益をカジノ事業者が提供する口座に入金してカジノで遊戯したほか、クレジットカードやデビットカードを使用して現金を引き出した上、金の延べ棒を購入するなどした。
- 金融機関に口座を開設した上、犯罪収益を入金し、外国に所在するATMを利用して現金を引き出した。
- フィッシングによりクレジットカードを偽造し、偽造カードを利用してコーヒーチェーンでストアバリューカードを購入し、第三者に転売することでマネー・ローンダリングを行った。
- 犯罪グループに代わって被害者から現金を受け取り、同価値の暗号資産を犯罪グループに送信することを請け負うトレーダーが存在する。
- 親族名義を使用して多数の法人を設立し、マネー・ローンダリングを行っていた犯罪グループが存在した。
- 偽の海外ファンドや先物取引プラットフォームへの投資として投資家から資金を集めてだまし取り、犯罪収益であることを隠蔽するために不動産と生命保険を購入した。

*1 Asia/Pacific Group on Money Laundering。アジア・太平洋地域の FATF 非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等の強化・促進をするために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和5年末現在、我が国を含む 42 の国・地域が参加している。

3 疑わしい取引の届出

(1) 概要及び届出状況等

犯罪収益移転防止法は、特定事業者（弁護士等^{*1}及び司法書士等^{*2}を除く^{*3}。）に、特定業務^{*4}に係る取引等において收受した財産が犯罪収益である疑いがあり、又は特定業務に係る取引等に関しマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、所管行政庁に疑わしい取引の届出を行うことを義務付けているほか、疑いがあるかどうかの判断については、取引時確認の結果、取引等の態様その他の事情及び調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないとしている。

また、所管行政庁は、当該特定事業者の業務の特徴を踏まえ、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」^{*5}を策定し、ウェブサイトで公表している。

令和5年中の疑わしい取引の通知件数を届出事業者の業態別にみると、銀行等の預金取扱金融機関が52万2,649件で届出全体の73.8%と最も多く、次いで貸金業者（6万3,954件、9.0%）、クレジットカード事業者（4万5,674件、6.5%）の順となっている（図表28参照）。また、令和5年中に都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は49万6,093件であった（図表29参照）。なお、国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを都道府県警察以外の捜査機関等^{*6}に対しても提供しており、内偵捜査や犯罪組織の実態解明、脱税犯の犯則調査等に幅広く活用されている。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第45号に掲げる者（弁護士又は弁護士法人。本調査書においては「弁護士等」とする。）

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第46号に掲げる者（司法書士又は司法書士法人。本調査書においては「司法書士等」とする。）

*3 令和4年12月に公布されたFATF勧告対応法（国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号））による改正後の犯罪収益移転防止法が、令和6年4月1日から施行されたことにより、同法第2条第2項第47号に掲げる者（行政書士又は行政書士法人。本調査書においては「行政書士等」とする。）、同項第48号に掲げる者（公認会計士又は監査法人。本調査書においては「公認会計士等」とする。）及び同項第49号に掲げる者（税理士又は税理士法人。本調査書においては「税理士等」とする。）については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととされた。

*4 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定業務をいう。

*5 これらの事例は、特定事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考とするものであり、これらの事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これらの事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出の対象となることに注意を要する。また、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するか「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称を記入することとなっている。

*6 犯罪収益移転防止法第13条第1項に規定する捜査機関等をいう。

図表 28 【業態別の疑わしい取引の年間通知件数】

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
	件数(件)	件数(件)	件数(件)
金融機関等	495,029	542,003	661,838
預金取扱金融機関	411,683	435,728	522,649
銀行等	390,381	414,651	498,155
信用金庫・信用協同組合	18,461	18,520	21,636
労働金庫	318	316	397
農林等	2,523	2,241	2,461
保険会社	3,458	3,939	4,575
金融商品取引業者	19,718	19,032	20,550
貸金業者	35,442	45,684	63,954
資金移動業者	10,499	20,271	29,232
暗号資産交換業者	13,540	16,550	19,344
商品先物取引業者	388	318	846
両替業者	201	430	655
電子債権記録機関	7	0	14
その他	93	51	19
ファイナンスリース事業者	163	71	214
クレジットカード事業者	34,904	41,106	45,674
宅地建物取引業者	4	11	18
宝石・貴金属等取扱事業者	48	124	138
郵便物受取サービス業者	0	1	30
電話受付代行業者	0	0	0
電話転送サービス事業者	2	1	17
合計	530,150	583,317	707,929

図表 29 【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	令和3年	令和4年	令和5年
捜査等に活用した情報数(件)	353,832	373,849	496,093

(2) 活用事例等

疑わしい取引の届出は、我が国全体のマネー・ローンダリング等対策への意識の向上に伴い、毎年件数が増加し、内容の充実も図られている。届け出られた疑わしい取引に関する情報が、マネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に有効活用されていることを特定事業者にフィードバックし、特定事業者の疑わしい取引の届出に関する理解と取組を促進するため、都道府県警察及び捜査

機関等が実際に疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件例及び疑わしい取引に関する情報を活用した事件例等については、次のとおりである。

ア 都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例^{*1*}

(7) 組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益隠匿）事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座 ②法人名義口座
届出理由	・ 特定少数の個人からの振り込みを原資として、不特定多数の個人へ送金【①】 ・ 一定期間に入出金額がほぼ同額の取引に関する説明に不審点があり、資金の流れを分からなくするための取引の疑いあり【①】 ・ 給与受取目的での開設であるが、給与受取の形跡がみられず、同一人物からの繰り返しの振り込みを都度出金。取引に妥当性・合理性がない【①】 ・ 送金時の振込依頼人名に異名義を使用するなど、第三者による口座管理が疑われる【①】 ・ 送金件数が、過去の取引行動から乖離【②】
捜査結果	口座が組織的な詐欺事件に利用されていることが判明し、口座使用者を含む関係者複数名を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座 ②法人名義口座
届出理由	・ 名義人が代表を務める法人から多額の振り込みを受け、その都度現金出金【①】 ・ 名義人が実質的支配者である法人宛ての外国からの被仕向送金について、送金銀行より詐欺事由による払戻依頼あり【①】 ・ 他行において凍結された法人名義口座からの資金移転先である【①】 ・ 多額の不自然な振り込みを受けての出金及び送金を行っており、一般的な取引の態様との比較において疑わしい点あり【①】 ・ 外国からの被仕向送金に係る資料提出を依頼したところ、多額な金額にもかかわらず契約書が未作成。年商から乖離した多額取引【②】
捜査結果	口座の使用者が、電子計算機使用詐欺事件による被害金の移転を外国から受けていることが判明し、同人を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座 ②法人名義口座
届出理由	・ ATMで繰り返し多額の現金入金を行い、暗号資産交換業者へ送金【①】 ・ 特定の法人・個人からの連日又は一日に複数件の多額の振り込みがあり、名義法人の他行口座へ送金した上、出金【②】 ・ 名義法人の事業実態が不明であり、同法人の属性・利用目的と比較し取引の合理性に欠ける【②】 ・ 突然、事業実態が不明な法人及び関係性が不明な法人から多額の振り込みを受けた上、出金及び多数の個人等へ送金している。取引額の急激な増加に合理性がみられない【②】 ・ 特定の法人からの振り込みが頻繁にあり、即日ほぼ同額を出金【②】

*1 届出の内容と検挙罪名との間に直接的な関連がない場合もある。

*2 届出理由における対象口座の種別については、種別ごとに番号を付している。

捜査結果	法人名義口座に特殊詐欺による犯罪収益が移転されていることが判明し、同法人代表者を検挙
------	--

(イ) 詐欺事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	・ 本人確認書類として提出された運転免許証の運転免許証番号から偽造の疑いが判明 ・ 口座開設申込の電話番号・メールアドレスが、既に凍結又は謝絶された口座の申込者情報と同一
捜査結果	口座名義人が、偽造の運転免許証を使用して口座を開けようとしたことが判明し、同人を検挙

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	・ 暗号資産交換業者に、振込依頼人名を変更して原資不明の高額な資金を送金 ・ 個人からの振り込みを同日中に全額出金 ・ 生活圏とは異なる地域のATMから出金を行っており、口座譲渡の上、不正利用されている疑いあり ・ 現金の入出金を試す動きがあるほか、不自然な振り込みを受けての出金又は送金を行っており、特殊詐欺での利用が疑われる ・ 架空名義と思われる複数口座と取引を行う口座からの振り込みがあり、態様が不審
捜査結果	口座の利用者が商品販売名目に詐欺事件を敢行していることが判明し、同人を検挙

(ウ) 窃盗・電子計算機使用詐欺事件（特殊詐欺事件）

届け出た業態	預金取扱金融機関・暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座
届出理由	《預金取扱金融機関》 ・ 国内居住であるにもかかわらず、ログイン時のIPアドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性がない ・ 個人からの振り込み及び同日中の全額出金という不正利用口座にみられる典型的な取引 《暗号資産交換業者》 ・ 金融機関から犯罪収益が振り込まれた旨の情報提供があり、被害金が暗号資産交換業者の口座に流入している疑いあり ・ 同じタイミングで、メールアドレス・認証方法等が変更されるなど、不正取引の準備行為として頻繁にみられる動きあり
捜査結果	口座名義人が、窃盗被害品である高齢者名義口座のキャッシュカードを使用した不正送金を受けていることが判明し、同人を検挙

(エ) 大麻取締法^{*1}違反（営利目的所持）事件（薬物事件）

*1 昭和23年法律第124号

届け出た業態	預金取扱金融機関・クレジットカード事業者
対 象 口 座	日本人名義口座
届 出 理 由	《預金取扱金融機関》 ・ 口座開設以降、複数の個人との取引があり、個人の口座としては動きが不自然 ・ 個人から多数の振り込みを受け、届出住所から遠方のATMで出金しており、ヤミ金融等不正利用のおそれあり ・ 口座開設から数日後、名義人と同一人物と認められる者から、氏名の読み仮名を変えた口座開設申込みあり ・ ATMに設置されたカメラ画像を確認したところ、口座開設時の本人確認画像と別人がATMを操作しているほか、遠隔地で複数人によるキャッシュカード及びスマートフォンでの取引あり ・ 送金時に振込依頼人名を変更 《クレジットカード事業者》 ・ サービス利用代金の引落としができないため、督促架電を複数回行うもつながらず、督促案内通知を自宅宛てに送付するも返戻となる
捜 査 結 果	口座名義人が密売目的等で大麻を所持していることが判明し、同人を検挙

(オ) 入管法違反（虚偽申請）事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対 象 口 座	日本に帰化した元外国人名義口座
届 出 理 由	・ 生活費決済目的での口座開設。口座停止した者及び関係性不明の複数の外国人を含む個人からの振り込みを集約し、法人・個人へ送金しており、仲介口座の疑いあり ・ 多数の個人からの振り込みについて名義人に確認したところ、口座の第三者利用が判明
捜 査 結 果	口座名義人らが、日本人との婚姻実態を装い虚偽の在留期間更新の許可申請を行ったことが判明し、同人らを検挙

(カ) 犯罪収益移転防止法違反（有償譲渡）事件

届け出た業態	預金取扱金融機関・暗号資産交換業者
対 象 口 座	日本人名義口座
届 出 理 由	《預金取扱金融機関》 ・ 連続で振り込みがあった後、短時間でほぼ全額を送金 ・ メールアドレスを変更した後、第三者から複数の振り込みを受け、即座に他行に送金 ・ 振込依頼人名を大手ECサイト名に変更して資金移動業者に送金 ・ 全国の複数個人からの振り込みを、届出住所から遠方のコンビニエンスストアに設置されたATMで出金する行為を繰り返している ・ 特殊詐欺に利用されたとして凍結された口座からの振り込みを受けている ・ 開設後しばらく動きのなかった口座に、複数個人からの振り込み後、即日ATMから出金あり 《暗号資産交換業者》 ・ 同じタイミングで、メールアドレス・認証方法等が変更されるなど、不正取引の準備行為として頻繁にみられる動きあり

捜査結果	口座名義人が、譲渡目的で複数の口座を開設し、インターネットバンキングの利用に必要な情報(ユーザーID等)を有償で第三者に譲渡したことが判明し、同人を検挙
------	--

(キ) 出資法違反(預り金の禁止)事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	①日本人名義口座 ②法人名義口座
届出理由	- 突然、多数の振り込み等がみられ、関係性不明の個人、名義人が代表を務める法人等への送金や出金が行われているが、原資、受領目的、資金使途等が詳細不明。名義人から申出を受けた取引目的に対して整合性がなく急激な入出金の増加に合理性がない【①】 - 暗号資産交換業者からの原資不明の振り込み後、短期間に出金及び送金【①】 - 特定法人からの振り込みを原資に、複数法人・個人宛ての送金を行っており、名義法人の過去の取引状況と比較して入出金が増加している【②】
捜査結果	口座の利用者を含む関係者複数名が、出資金の預り業を営んでいたことが判明し、同人らを検挙

(ク) 風営適正化法違反(禁止区域内営業)事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対象口座	日本人名義口座
届出理由	- 口座開設申込みの際、開設目的や職業についての説明が二転三転するなど不審 - ATMからの入金を原資としたデビットカード及びフリーマーケットアプリでの決済を頻繁に行っている - 極めて頻繁な取引であり、現金の原資や取引背景の詳細が確認できない
捜査結果	口座名義人らが、法令によって営業が禁止された区域において店舗型・風俗特殊営業を営んでいることが判明し、同人らを検挙

(ケ) 偽造有印公文書行使事件

届け出た業態	預金取扱金融機関・暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座
届出理由	《預金取扱金融機関》 - 口座名義人から身に覚えのない口座開設に伴うキャッシュカードの送付を受けたとの申出あり 《暗号資産交換業者》 - 不正アクセスされた口座から、暗号資産交換業者の金融機関口座に送金されている旨の情報提供あり - 短期間で申告資産を上回る多額の入金が頻繁に行われ、入金後は暗号資産を買い付けて、外部の同一アドレス宛てへ繰り返し送金するという多額の資金移動あり - 口座開設から間もないが、複数の異なるモバイルOSからのアクセスがみられ、IPアドレス所在地が登録住所と異なる遠隔地であった
捜査結果	口座の利用者が、偽造の運転免許証を撮影した画像データを送信して暗号資

	産交換業者との契約を不正に締結したことが判明し、同人を検挙
--	-------------------------------

(ロ) 金融商品取引法^{*1}違反（無登録営業）事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対 象 口 座	日本人名義口座
届 出 理 由	・約2年間取引のない口座に、突如、法人からの振り込みが発生し、数日以内にATMで出金等を行っている ・多額の現金入金後、異名義による全額送金という過去の取引状況にはない取引をしている ・金融庁のホームページで「無登録の金融商品取引業者」と記載のある外国法人からの被仕向送金を受けている ・外国からの被仕向送金を原資とした関係性不明の第三者宛て送金及び店頭での出金取引があり、過去の取引状況と比較して入出金が増加
捜 査 結 果	口座名義人(準暴力団関係者)を含む関係者複数名が、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明し、同人らを検挙

(ハ) 信託業法^{*2}違反（無登録営業）事件

届け出た業態	預金取扱金融機関
対 象 口 座	①日本人名義口座 ②法人名義口座
届 出 理 由	・金融庁未認可の外国ファンドの国内販売等に係る手数料を得ている疑いあり【①】 ・名義法人は日本では未登録の保険・投資の販売をサポートしているが、認可業者ではなく違法性が疑われる【②】 ・突然、外国法人から多額の被仕向送金がみられたが、名義法人の事業実態等の詳細な情報が得られず、資金背景が不明であり急激な増加に合理性がない【②】 ・外国法人からの多額の被仕向送金を多数の個人及び法人へ送金しているが、受領目的が不明であり取引に合理性がない【②】
捜 査 結 果	口座名義法人の代表者が、無登録で信託契約代理業を営んでいることが判明し、同人を検挙

イ 都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等

都道府県警察以外の捜査機関等において、疑わしい取引の届出を捜査等に活用した事件例、各捜査機関等の把握した最近の犯罪事例・傾向等^{*3}は次のとおりである。

(7) 検察庁

事 件 名 等	詐欺事件、窃盗事件等
届け出た業態	預金取扱金融機関
対 象 口 座	日本人名義口座

*1 昭和23年法律第25号

*2 平成16年法律第154号

*3 各捜査機関等から提供のあった情報を基に紹介している。

届出理由	・口座開設申込時に申告のあった職業と合理的な関連性がない振り込みあり ・頻繁に特定の個人から振り込みを受けるだけであり、資金は即日出金され、口座残高は常に僅少の状態 ・多数の個人から突然の振り込みを受け、その資金を多数の個人へ送金又は現金出金している
------	---

【検察庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- ・金融機関のサーバーに不正アクセスし、被害者が保有する当該金融機関の口座から犯人が管理する暗号資産アカウントに入金するため、暗号資産交換業者の金融機関口座に不正送金し、当該資金を原資に暗号資産を購入する。
- ・ヤミ金融を営み金銭貸付を行い、その返済金等を受領する際に、貸付けの元金及び法定超過利息を犯人が管理する口座に振り込ませる。
- ・犯罪収益をレンタル倉庫や駅内に設置されたコインロッカー内に隠匿保管する。

(イ) 国税庁

事 件 名 等	法人税法*1等違反事件・消費税法*2等違反事件・所得税法*3違反事件
届け出た業態	預金取扱金融機関
対 象 口 座	日本人・法人名義口座
届出理由	・法人から多額の振り込み及び窓口やATMで多額の現金出金が行われている法人名義口座について、来店した社員が出金資金の用途や当該法人の業務内容を把握していない ・窓口における多額の現金入金に際し、来店者に原資を確認すると入金せずに帰ったが、その後、ATMにて多額の現金入金あり ・ある口座に不特定多数の個人や法人から多額の振り込みが頻繁に行われているが、当該口座からの送金の大半は特定の個人に対して行われている

【国税庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- ・令和5年度は、消費税不正受還付事案(同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造することで架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上していた事案、コンビニエンスストアで販売していた免税商品について虚偽のパスポート情報を用いることで架空の輸出免税売上を計上していた事案等)、無申告事案(アフィリエイト事業により収入を得ていたにもかかわらず、虚偽のコンサルティング契約書を準備するなどして所得を隠匿していた事案等)、国際事案(違法な方法で未公開株式を売却して得た収入を外国の法人の収入と装っていた事案等)等を告発した。このほか、脱税請負人が、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者に利用させていた事案、インターネット上の物品の転売やそのノウハウの指南を業とする者が、架空の経費の計上や売上を除外していた事案、半導体製造工場の建設が盛んな地域における工場内設備工事事業者が、架空の経費を計上していた事案、コロナ禍におけるペット需要の高まりを受け、ブリーダー業を営む者が、架空の経費を計上していた事案等、社会的波及効果の高い事案を告発している。告発事案を業態別にみると、不動産業及び建設業が上位を占める結果となっている。
- ・脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されており、銀行の貸金庫に現金を隠していた事例もみられた。このほか、高級車両の購入、有価証券等への投資、暗号資産の購入、競馬

*1 昭和40年法律第34号

*2 昭和63年法律第108号

*3 昭和40年法律第33号

や外国のカジノ・オンラインカジノ等のギャンブル、飲食等の交際費や遊興費等に、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例がみられた。

(ウ) 税関

事 件 名 等	不正薬物密輸入事件
届け出た業態	預金取扱金融機関・クレジットカード事業者
対 象 口 座	日本人・外国人・法人名義口座
届 出 理 由	・送金目的が旅費としてはかなり高額な外国からの振り込みを原資に、関係性不明の法人に送金 ・振込時に受取人との関係性不明の外国人名に名義を変更 ・在留カードの期間満了に伴う届出・更新がされていない外国人留学生の口座において、ATMでの現金取引等が継続 ・IPアドレスに不審な点が検知され、複数国からのアクセスが確認された ・ATMでの頻繁な現金入金後、複数法人へ繰り返し送金するなど、過去の取引状況と比較して入出金等が増加 ・ATMに設置されたカメラ画像により、ATM利用者と名義人の性別が相違しており、かつ複数の人物によるキャッシュカード使用を確認 ・連日、ATMにおいて総額が多額となる出金を行い、かつ支払限度額を超える出金を試みた形跡あり ・短期間で申告資産を超える取引を行っている

【税関の把握した最近の犯罪事例・傾向等】

- ・金地金の密輸は、消費税を申告・納付せずに国内に持ち込んだ金地金を国内の金買取業者（金買取店）に売却することによって、消費税額相当分を利益として獲得することを目的に行われていると考えられる。平成 30 年の罰則強化を含む取組等により、金地金密輸入事件の摘発は大幅に減少したが、金の価格上昇や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための水際対策終了後のインバウンド回復等を背景に再び増加傾向にあり、今後の動向について注視すべき状況にある。
- ・令和5年の全国の税関における金地金密輸入事件の摘発件数は 218 件（前年比約 24 倍）、押収量は約 268kg（前年比約2倍）となっており、摘発件数・押収量共に前年に比して増加した。
- ・想定されるリスクとして、金地金の密輸によって得られた資金が国内の金融機関等を経由して外国送金され、国外で新たな金地金を購入するための資金に充てられることが考えられる。

(エ) 厚生労働省地方厚生局麻薬取締部

事 件 名 等	麻薬及び覚醒剤の密売事件等
届け出た業態	預金取扱金融機関・金融商品取引業者・暗号資産交換業者
対 象 口 座	日本人・外国人・法人名義口座
届 出 理 由	・ATMにおいて少額の入金が頻繁にある ・名義人が未成年者にもかかわらず、複数個人からの振り込み後、繁華街のコンビニエンスストアに設置されたATMで深夜帯に即時出金を繰り返している ・多数の個人から端数のない金額の継続した振り込みがあり、ATMで全額出金 ・スマートフォンを利用したATM取引において、スマートフォンのQRコード読取場所は外国であるにもかかわらず、使用したATM設置場所が国内であった ・多額の現金出金のため店頭窓口に来訪し、出金理由等について確認を求められると、複数の支店にて分割して出金する旨の発言をするなど、不審な態度を取った

	・法人名義口座の開設申込時に提出を受けた登記事項証明書に記載されている事業目的が非常に多岐にわたり、かつ、相互に関係性がみられない ・名義人は高齢者であるにもかかわらず、電話にて本人確認をしたところ、声質、会話等の状況から、なりすましの疑いあり ・個人名義口座の開設申込時に提出を受けた運転免許証の氏名のスペース、フォント等に違和感あり
--	--

【厚生労働省地方厚生局麻薬取締部の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	
・	架空・他人名義口座を麻薬・覚醒剤・指定薬物等の違法薬物の密売口座として利用し、SNS等で募った客に違法薬物代金を振り込ませる手口は古くから存在する手口である。密売人は、身元が特定されることを避けるため、購入客に対して振込時に依頼人名を架空の人名や密売人側のみで認識できるアルファベットの羅列等に変更するよう指示してきたが、近年では、架空・他人名義口座の名義人と同音の片仮名等での振り込みを指示したり、口座間送金そのものを避ける傾向がある。
・	そうした中、フリーマーケットアプリで架空取引を行うことにより、薬物犯罪収益の発生原因を偽装する事例もみられる。実際にあった事案では、密売人は、購入客から違法薬物の注文を受けた後、フリーマーケットアプリに実際には販売しない合法商品(例:イヤホン、スマホ、衣服)を出品し、購入客に同商品の購入を依頼するとともに、購入客が同商品を購入後に違法薬物を発送し、違法薬物の配達後、同アプリ上で購入客に配達完了の処理をさせることで、代金又は代金に相当する財産(ポイント)を受領して、薬物犯罪収益の発生原因を偽装していた。
・	薬物密売方法の決済手段としては、インターネット上での送金サービス、電子ギフト券(前払式支払手段)又はスマートフォンのQRコード決済を用いて薬物代金の支払をさせる事例がみられる。特にインターネット上での送金サービスや電子ギフト券による決済手段は、匿名性が非常に高く、薬物代金送金者の特定等がより困難となっている。
・	外国の薬物販売サイトで違法薬物を購入する際の決済手段として、暗号資産が用いられることがある。このような事例では、注文したデザインLSD(指定薬物疑義物件)がボスニア・ヘルツェゴビナ等の東欧国から発送された事例や、過去の取引に利用した暗号資産取引所が凍結されたにもかかわらず、別の取引所を利用し、さらに海外の取引所を介して販売サイトに送金していた事例がみられた。

(オ) 海上保安庁

事 件 名 等	密漁組織の実態、周辺者の相関関係等の把握
届け出た業態	預金取扱金融機関
対 象 口 座	日本人・外国人名義口座
届 出 理 由	・多額の現金取引及び送金取引が発生していること ・短期間で頻繁な送金取引がみられ、一定期間での入出金額がほぼ同額であること ・暴力団員や暴力団関係者を含む多数の個人との送金取引が行われていること

【海上保安庁の把握した最近の犯罪事例・傾向等】	
組織的な密漁は、実行部隊と買受業者が手を組んだ組織的な形態で行われるもの、暴力団が取引価格の高い漁獲物を資金源とするために関与するもの等多岐にわたっている。特に近年、密漁者が市場を通さず水産会社と直接売買するなど、販売ルートを変化させ密漁品の流通を隠匿した事例及び密漁品を正規品に偽装して流通させた事例が確認されている。	

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

本章では、危険度の高い取引形態、国・地域及び顧客属性について、危険度を高める要因、危険度の低減措置等の観点から分析し、評価をする。

本章の評価の概要は以下のとおりである。

リスクに関わる要因	危険度の高い取引	
1 取引形態	非対面取引、現金取引及び外国との取引（の一部）	
2 国・地域	【特に危険度が高い】FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域	北朝鮮、イラン
	FATF声明により対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理の適用が要請される国・地域	ミャンマー
3 顧客の属性	マネー・ローンダリング等を行おうとする者	暴力団等 国際テロリスト
	顧客管理が困難である者	非居住者 外国の重要な公的地位を有する者 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

1 取引形態と危険度

FATF勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「非対面の業務関係又は取引」、「取引が現金中心である」等）に加え、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例等を参考にして、取引の危険度に影響を与える形態として、(1)非対面取引、(2)現金取引、及び(3)外国との取引を特定し、マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性、マネー・ローンダリングに悪用された事例、疑わしい取引及び危険度の低減措置の観点から分析し、評価を行った。

(1) 非対面取引

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

情報通信技術の発展及び顧客の利便性を考慮した特定事業者によるサービス向上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策等を背景に、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて口座の開設や振り込み、外国送金等の金融取引を行うことができるほか、金融商品取引業者等においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買等が行われている。また、暗号資産交換業者のように、非対面取引を前提として商品・サービスを提供する特定事業者もいる。

非対面取引は、取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることから、対面取引と比べて相手方に関する情報が制限される。

郵送やeKYC^{*1}において、本人確認書類の写しや画像により本人確認を行う場合には、その手触りや質感から偽変造の有無を確認することができないため、本人確認の精度が低下することとなる。また、取引の相手方の性別、容貌、言動等を対面で直接確認することにより、本人特定事項の偽りや他人へのなりすまし、取引の不審点、口座及び取引アカウントの譲渡等を判断することもできない。そのため、犯罪行為等を企図する者を看破する手段が限定され、本人確認書類や本人特定事項を偽ったり、他人へのなりすまし及び口座やアカウントを譲渡することが容易になる。

(イ) 事例

令和3年から令和5年までの間に、非対面取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 不正に入手したインターネットバンキングのログインパスワード等を利用して、非対面取引により、他人になりすまして犯人が管理する架空・他人名義口座に送金した。
- 不正に入手した暗号資産交換業者に係るアカウント情報等を利用して、非対面取引により、他人になりすまして、同アカウントに紐付く暗号資産ウォレットから犯人が管理する暗号資産ウォレットに暗号資産を移転した。
- A T Mから払い出す窃盗により得た犯罪収益である現金を、親族の運転免許証を偽造して開設した犯人が管理する口座に、A T Mを利用して複数回に分けて預け入れた。
- 窃取した健康保険証を用いて他人になりすまし、同人の住民票の写しを取得して同保険証と共に使用し、銀行口座を開設した上で、インターネットを通じた非対面取引により融資を申し込み、融資金を同人になりすまして開設した口座に入金させた。
- インターネット上に開設された新幹線ネット予約の会員サイトに接続し、不正に入手したクレジットカード情報を用いて、非対面取引により、新幹線チケットの購入を申し込み、発券を受けた。

イ 疑わしい取引の届出

非対面取引に関する疑わしい取引の届出理由において、架空の人物や他人へのなりすまし又は第三者利用の疑いのある取引に着目した届出は、次のとおりである。

- 名義人の異なる多数の口座が同一端末(I Pアドレス)から開設されており、なりすましによる口座開設の疑いがある。
- 本人確認書類の偽造が疑われる口座について、登録メールアドレスが過去に不審であると届出をしていた個人と同じである。

^{*1} electronic Know Your Customer。オンラインで本人確認を完結することができる方法。

- 口座開設直後に振込限度額を増額した上、A T Mから複数回入金した後、証券会社口座に送金している。また、A T Mに設置されたカメラ画像を確認したところ、本人確認書類とは異なる人物が使用しており、第三者利用が判明した。
- 口座名義人は日本国籍であるにもかかわらず、取引アクセス時のブラウザの言語設定が外国語であり、I Pアドレスのロケーションも届出住所とは異なる遠方を示しているなど、第三者利用の疑いがある。
- 口座開設以降取引のない口座に、振込依頼人名を「数字+個人名」等に変更した振り込みが多数あり、A T Mを利用して現金の払出しや法人名義口座への振り込みを行っている。
- 法人名義口座から個人名義口座に複数の振り込みがあった後、振込依頼人名を大手E Cサイト名に変更して資金移動業者へ送金しており、不自然な態様の取引である。
- 資金移動サービスのアカウントにA T Mを利用して現金が入金された後、即座に遠方のA T Mで出金されており、第三者のアカウント利用の疑いがある。

ウ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び犯収法規則は、顧客等の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が、本人確認書類の提示を直接受ける方法以外に、本人確認書類の写しを送付させた上で、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、本人限定受取郵便により送付する方法、e K Y C等を定めている。これらの取引は、対面取引と異なり、本人確認書類の手触りや質感等を確認できず、偽変造を看破することが困難であるため、特定事業者や本人確認業務を委託された事業者は、偽造の本人確認書類の特徴に関するノウハウの蓄積やA Iを活用した画像解析等による偽造の本人確認書類の検知を行っている。また、申告を受けた住所が空き家であったり、電話番号が複数の口座開設に利用されているものであったりといった届出事項の不審点を併せて確認するなどして、不正に本人確認が行われることがないようにリスク低減措置を図っている。さらに、非対面取引におけるマイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いた本人確認方法（署名用電子証明書による本人確認方法）は、偽造、第三者によるなりすまし、データの改ざん等が困難であることから、特定事業者は当該方法の活用を進めている。

なお、犯罪収益移転防止法上の非対面の本人確認方法を、マイナンバーカードの公的個人認証に原則一本化することについて、業界団体等を交えた検討が行われている。

加えて、特定事業者においては、本人確認完了後、本人以外の第三者が不正に取引を行っていることを検知するため、I Pアドレス、ログイン所在地やブラウザ言語の合理性の確認、金融庁が公表する疑わしい取引の参考事例や特殊詐欺に利用される譲渡口座の特徴等を踏まえて取引のモニタリングを行い、疑わし

い取引の届出や口座の利用制限等のリスク低減措置を図っている例もある。

エ 危険度の評価

非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。また、本人確認完了後に、本人以外の第三者が取引を行うことも、対面取引に比べて容易である。

実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座や譲渡された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。

(2) 現金取引

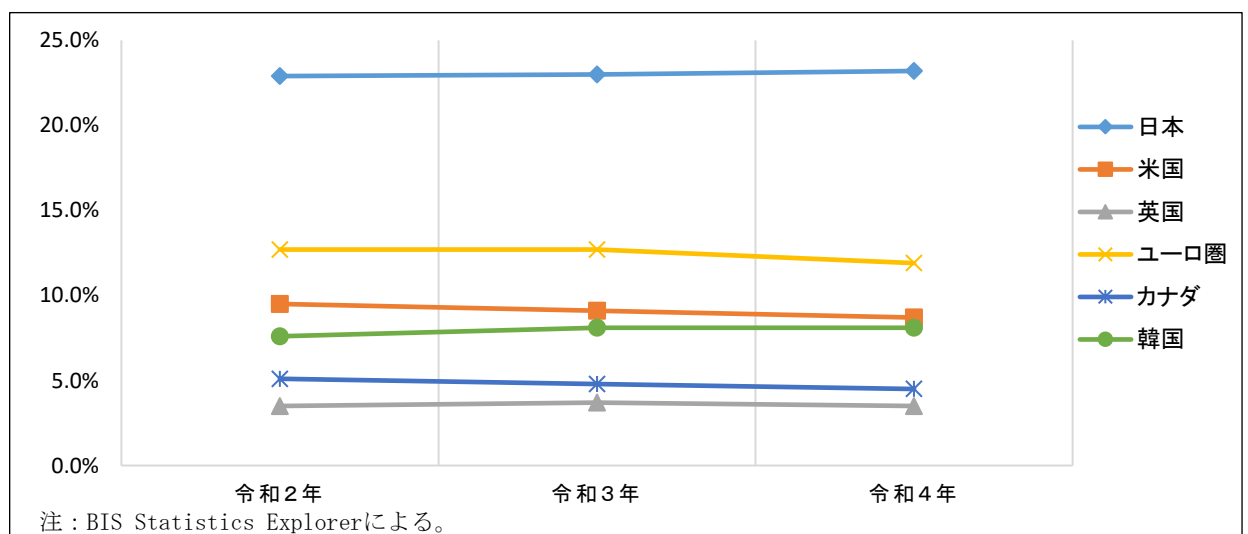
ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

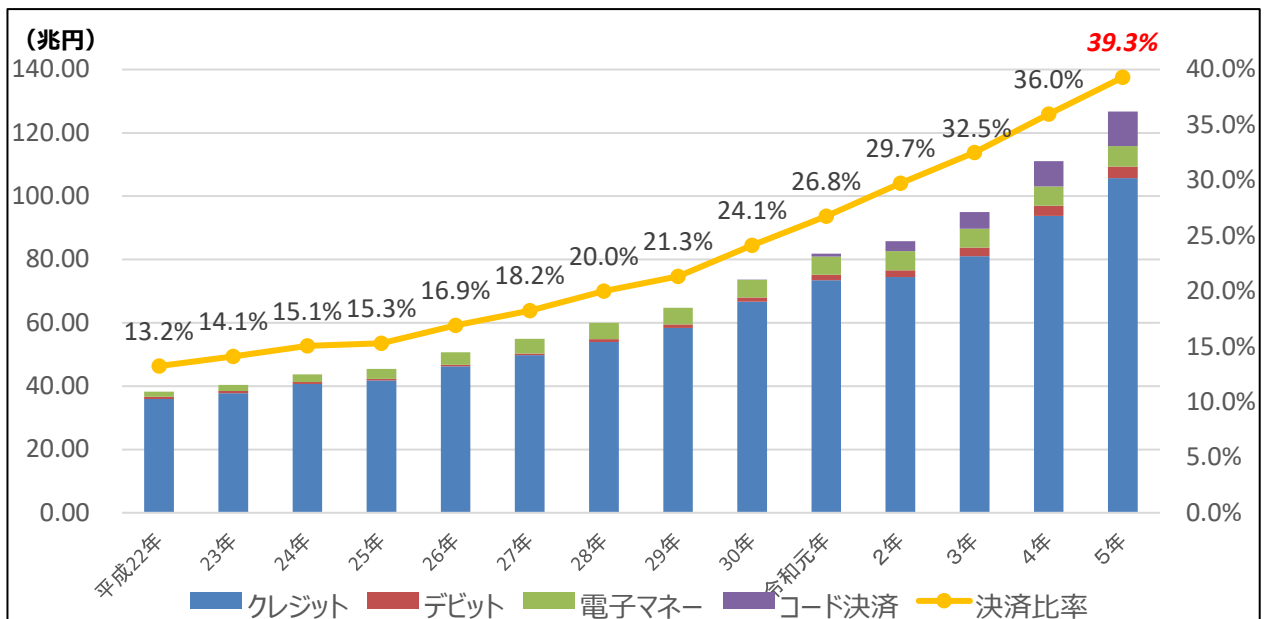
現金取引には、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相当な時間を要する一方、匿名性が高く、資金の流れが追跡されにくいという特徴がある。また、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱性^{ぜい}に加え、現金の流動性等の特徴が、マネー・ローンダリング等に悪用され得る。

我が国では主要な決済手段として現金が広く使用されており、現金流通残高は、他国に比べて高い（図表 30 参照）。一方で、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、令和7年6月までにキャッシュレス決済比率を4割程度にするという目標が定められ、その推進に取り組んできた結果、令和5年のキャッシュレス決済比率は39.3%と、堅調に上昇している（図表 31 参照）。

図表 30 【各国等の名目GDPに占める現金流通残高の割合】



図表 31 【キャッシュレス決済比率の推移】



(イ) 事例

令和3年から令和5年までの間に、現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 窃盗により得た犯罪収益である盗品を、架空の人物や他人になりすまして質屋・古物商等に売却して現金化した。
- 強盗により得た犯罪収益である現金を、金融機関窓口において高額紙幣に両替したほか、ＡＴＭを利用して親族名義の口座に預け入れた。
- 詐欺により得た犯罪収益の一部を犯人が管理する法人名義口座から払い出した上、金融機関において親族名義の定期預金を契約するとともに、同口座に預け入れた。
- 強盗により得た犯罪収益である現金で自動車を購入した上、短期間で同自動車を自動車販売店に売却して現金化した。
- 特殊詐欺等で架空・他人名義口座に振り込まれた犯罪収益を、ＡＴＭを利用して現金で払い戻した。

イ 疑わしい取引の届出

現金取引に関する疑わしい取引の届出理由において、流動性や匿名性を利用した取引に着目した届出は、次のとおりである。

- ＡＴＭにおける同日の現金による連続した振り込み（振込依頼人名は受取人の姓のみを使用し、異なる電話番号を登録するなど依頼人を特定できないようにしている）を検知し、店内カメラ画像を確認すると、雨天時にサングラス及びマスク着用の者が利用しており、第三者利用の疑いがある。
- 意図的に窓口での現金引出しを行わず、ＡＴＭで出金限度額での払い出しを繰り返していると思われる。

- A T Mでの出金限度額及び振込限度額を上限まで増額した上、他金融機関の個人名義口座から振り込まれた資金を、届出住所から遠隔地のA T Mで全額払い出している。
- 法人名義口座から多額の振り込みがあった後、連日、日付が変わった深夜時間帯にA T Mから払い出している。

ウ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令は、金融に関する業務等を行う特定事業者に、200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存を行う義務を課している。

また、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）及び質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）は、取引に際して、相手方の住所、氏名等を確認することを義務付けている（古物営業法では一部確認の免除規定あり。）。

キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）に関しては、100 万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては、10 万円）相当額を超える現金等を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を行う義務を課するとともに、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）は税関長への申告を行わなければならないこととしている。また、税関では関係機関と緊密に連携し、情報の収集・分析・活用の強化に努めているほか、紙幣探知犬を導入するなど、外国への不正な現金等の持出しに係る水際での取締りに取り組んでいる。

このほか、我が国は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」、「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等において、キャッシュレス利用環境の整備を進めることとしており、キャッシュレス化の進展は、不透明な現金資産の見える化、不透明な現金流通の抑止等が図られ、結果的に現金取引によるマネー・ローンダリング等の抑制につながる事が期待される。

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

- 現金の入出金の金額が一定の基準を超えるときは、窓口においてヒアリングシートを起票し、必要に応じて疑わしい取引の届出をする。
- 現金持込み及び直前に A T Mで入金を行ったなどの実質的な現金持込みによる外国送金取引で、現金取引の合理性がないものを謝絶する。
- 一定金額以上の宝石・貴金属等の取引の場合は現金取引を行わず、金融機関口座への振り込みを依頼する。
- A T M取引における不審な現金出金のモニタリングを行い、不審点が認められる場合は、犯罪収益移転防止法で定められている疑わしい取引の届出や取引時確認における厳格な本人確認、犯罪に利用されていると疑われる口座の利用制限等を行う。

エ 危険度の評価

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、犯罪収益の流れの解明が困難となる。実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。

(3) 外国との取引**ア 危険度を高める要因****(7) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

我が国は高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市場として相当額の取引が行われており、世界経済において重要な地位を占めている。

図表 32【外国との取引に関する統計】

項目	金額（円）
輸出額	100 兆 8,738 億
輸入額	110 兆 1,956 億
外国為替円決済交換高	5,455 兆 126 億
資金移動業の国外年間取扱金額	1,673,298 百万

注：輸出額、輸入額及び外国為替円決済交換高は令和5年、資金移動業の国外年間取扱金額は令和4年度の実績である。

我が国は日常的に外国との取引を行っているが、外国との取引は、

- 国により法制度や取引システムが異なること
- 自国の監視・監督が他国まで及ばないこと

等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。

また、外国との取引においては次の特徴が挙げられる。

- 諸外国の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することができるノミニー制度を許容している国・地域もあり、それらの国・地域において設立された実体のない法人が、犯罪収益の隠匿等に悪用されている実態も認められ、さらに、それらの匿名性の高い法人名義口座を複数経由すること等により、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まる。
- 貿易取引を仮装することにより、容易に送金を正当なものと装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪収益を移転することができる。
- 銀行間におけるコルレス契約^{*1}に基づいて支払委託が行われる外国為替取引の場合、隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪収益の追跡可能性を著しく低下させる。コルレス業務においては、金融機関は、送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先（コルレス契約の相手方）におけるマネー・ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。例えば、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合や、コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させている場合には、外国為替取引がマネー・ローンダリング等に利用される危険性が高い。

*1 外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約

さらに、外国との取引においては、具体的に次の実態が認められる。

- 特殊詐欺の犯行グループによって、キャッシュ・クーリエによる現金の輸送、外国の暗号資産交換業者を利用した暗号資産の移転、外国口座の経由等により犯罪収益が外国に移転されている。
- 国際犯罪組織によって、外国において敢行された詐欺による犯罪収益が我が国の金融機関に送金された国際的なマネー・ローンダリング事犯が発生した。

(イ) 事例

外国との取引が悪用された事例では、国内の犯行主体のみならず、国際犯罪組織その他外国人等の関与も認められている。

手口としては、

- 国内外の金融機関等を悪用（外国送金等）するもの
 - 正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの
 - 実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの
 - キャッシュ・クーリエによるもの
 - 暗号資産の移転を悪用するもの
- 等がある。

外国で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとするマネー・ローンダリング事犯では、

- 1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること
- 受取人と送金人で送金の理由が異なること
- 送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと
- 送金元から後日組戻し依頼がなされること

等の特徴がある。

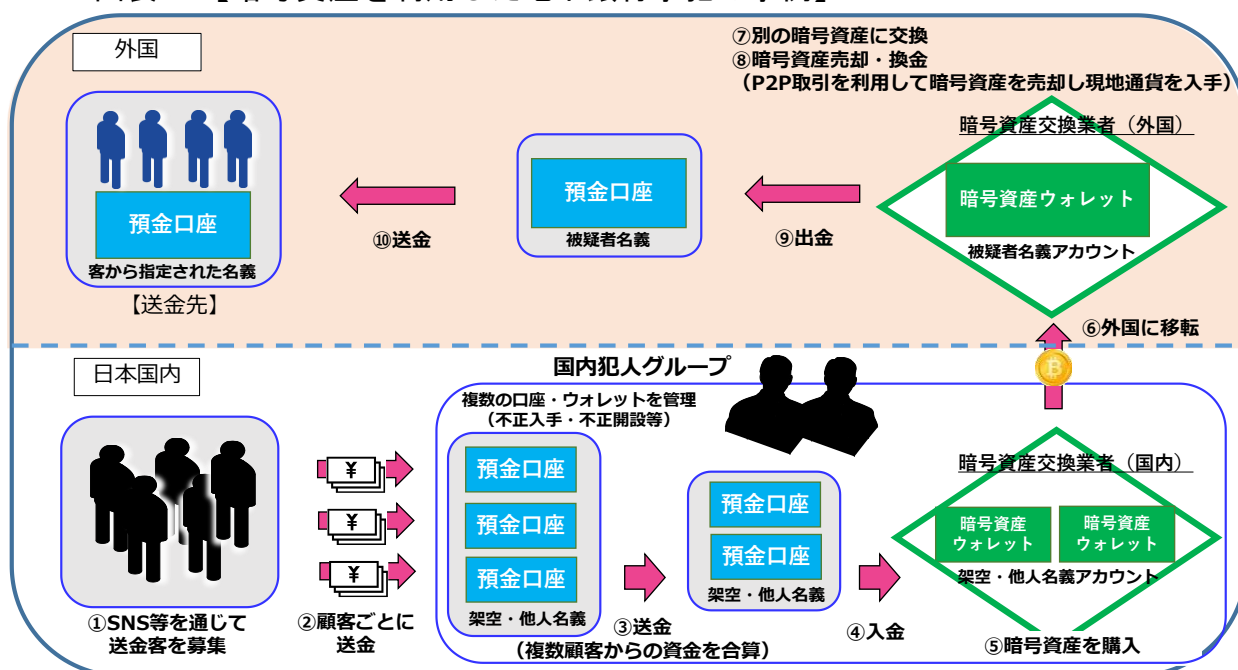
また、正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事犯やいわゆる地下銀行^{*1}事犯では、

- 窃盗により得た自動車を輸出する際、別の自動車として輸出手続きを行い、正規品を装って外国に輸出するもの
- 外国で需要が高い物品（自動車、重機等）を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金するもの
- 地下銀行を営む者が依頼人から国内の口座に振り込まれた現金を、暗号資産交換業者の口座に送金した上、不正に入手した架空・他人名義のアカウントで暗号資産を購入し、更に外国の暗号資産ウォレットに移転するなどした後、P2P取引で売却して外国通貨を入手し、依頼人から指示された外国の銀行口座へ送金したもの

^{*1} 地下銀行とは、法定資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法（昭和56年法律第59号）等に抵触する。

等があり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるといった特徴がある。

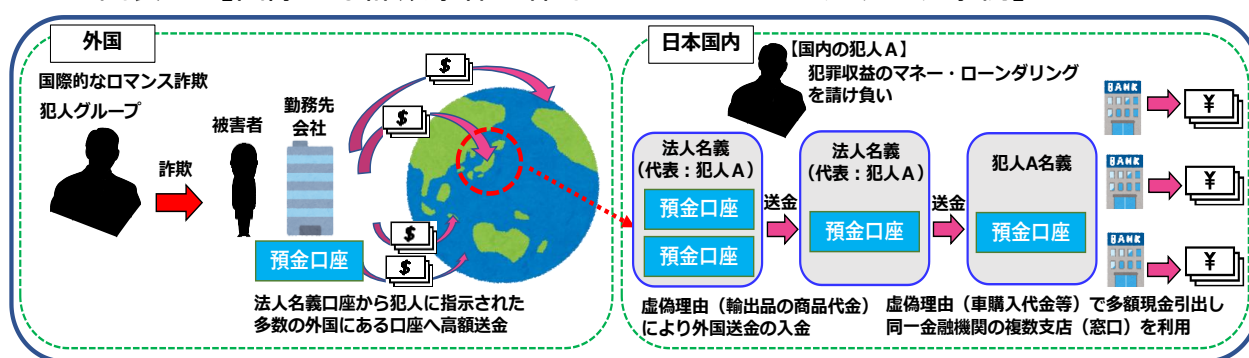
図表 33 【暗号資産を利用した地下銀行事犯の事例】



令和3年から令和5年までの間に、外国との取引が悪用されたマネー・ローンダリング事犯については、次のものがある。

- 米国、ヨーロッパ等において敢行した詐欺（ビジネスメール詐欺（BEC）等）による詐取金を我が国の銀行に開設した口座に送金させた上で、口座名義人である日本人が、送金理由について「オフィス用品」と説明した上、虚偽のインボイス書類を提出して、正当な取引による送金であるかのように装って当該詐取金を引き出した。
- SNS型ロマンス詐欺によって得た詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませた上、送金理由について「友人への生活費」等と虚偽の説明をし、正当な外国送金であるかのように装って、犯行グループが開設した外国の銀行口座に送金した。
- 詐取金を外国送金する際、関係書類の送金理由欄に虚偽の送金理由を記載した上、これを証明する資料として実際には行っていないカカオ豆の輸入に関する虚偽のインボイス書類を提出するなどして正規の商取引を装い、外国の銀行に開設された犯人名義口座へ送金した。
- 外国で発生した詐欺の被害者（外国人）が、自身の勤務先名義の口座から多数の外国にある口座へ送金を繰り返すことでお金をだまし取られていた中、日本国内の入金口座を管理する犯人が、正規の貿易取引（コンピューター機器の輸出）による輸出前受金を装って、同人が管理する法人名義口座で入金を受けた。

図表 34 【国際的な詐欺事件に係るマネー・ローンダリング事例】



(ウ) 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、外国送金に関する疑わしい取引の通知件数は次のとおりである。

図表 35 【外国送金に関する疑わしい取引の年間通知件数】

順位	送金先(元) 国・地域名	令和3年 (件)	令和4年 (件)	令和5年 (件)	合計 (件)	割合 (%)
1	中国	11,685	11,286	13,428	36,399	28.1
2	香港	4,848	3,900	3,355	12,103	9.4
3	米国	4,150	3,866	3,178	11,194	8.7
4	ベトナム	1,772	5,714	2,165	9,651	7.5
5	韓国	3,159	1,749	1,398	6,306	4.9
6	フィリピン	1,755	2,146	2,354	6,255	4.8
7	台湾	2,124	1,975	1,616	5,715	4.4
8	シンガポール	1,353	1,718	1,383	4,454	3.4
9	イギリス	1,684	1,633	1,029	4,346	3.4
10	アラブ首長国連邦	534	709	1,414	2,657	2.1
11	ロシア	901	917	774	2,592	2.0
12	タイ	780	716	784	2,280	1.8
13	オーストラリア	548	696	604	1,848	1.4
14	カンボジア	400	637	733	1,770	1.4
15	インドネシア	485	599	625	1,709	1.3
16	カナダ	495	444	327	1,266	1.0
17	マレーシア	494	388	378	1,260	1.0
18	スイス	372	293	201	866	0.7
19	アイルランド	165	246	411	822	0.6
20	ミャンマー	265	212	340	817	0.6
-	上記以外	5,382	4,744	4,951	15,077	11.7
-	合計	43,351	44,588	41,448	129,387	-

また、外国との取引に関する疑わしい取引の届出理由において、適切な対策が執られていない国・地域との取引、多額の現金を原資とする外国送金、及び目的や原資について虚偽の疑いがある取引に着目した届出は、次のとおりである。

- 外国からの法人名義口座への輸出代金の送金について、輸出許可通知書の写し等の書類を受け付けたところ、経由地及び輸出先がマネー・ローンダリング等の危険度が高い国・地域である。
- 特許料の支払を目的とした外国送金の申込みについて、送金先の本社が、外為取引が制限されている国・地域にある。
- 外国への多額送金について、現金入金を原資としていることや、援助金という詳細が不明な送金目的であるなど、取引の合理性を確認できない。
- 外国からの多額の送金について、受領目的を自己資金移動と申告しているものの、電文上の送金目的は市場調査費となっており、相違がみられる。
- 外国にある事業実態が不明な法人名義口座への複数回にわたる多額送金について、送金目的はソフトウェア料と申告しているものの、送金法人の業種、原資及び過去の取引の態様から合理的であるとの確証が得られず、また、意図的に取引を分割している可能性があるなど、不自然な態様の取引である。

イ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

- 犯罪収益移転防止法
 - ・ 特定事業者に対し、特定取引^{*1}を行うに際して取引の目的の確認を行う義務を規定
 - ・ 為替取引を行う金融機関等に対しては、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する際に当該取引業者の体制確認等を行う義務、他の金融機関等に外国に向けた支払に係る為替取引を委託する際に当該金融機関等に顧客（送金依頼人）及び支払の相手方に関する情報を通知する義務、外国の同様の法制度に基づいて外国所在為替取引業者から提供された顧客の本人特定事項等を保存する義務等を規定
- 外為法及び関税法
 - ・ キャッシュ・クーリエに関する危険度の低減措置として、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては、10万円）相当額を超える現金、小切手等の支払手段若しくは証券又は重量が1キログラムを超える貴金属^{*2}を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を行う義務を課すとともに、関税法では税関長への申告を行わなければならないことを規定

*1 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定取引をいう。

*2 金の地金のうち、全重量に占める金の含有量が90%以上のもの

(イ) 所管行政庁の措置

○ 金融庁

- ・ ガイドラインにおいて、コルレス契約締結時に係る「対応が求められる事項」を公表するとともに、監督指針においては、コルレス契約の締結について、監督上の着眼点を規定
- ・ 預金取扱金融機関及び資金移動業者に対して送金取引等に関する調査を実施するなど、外国送金を含む送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化

○ 財務省

- ・ 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインにおいて、外為法令の遵守を促進するため、必要な態勢の整備等に関する具体的な検査項目等を規定

(ウ) 事業者の措置

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

- 外国為替取引を開始する法人顧客については、その法人を訪問するなどして、事業内容のヒアリング等を実施し、取引開始後は定期的に商流等を確認
- 現金持込み及び直前にＡＴＭで入金を行ったなどの実質的な現金持込みの外国送金取引で、現金取引の合理性がないものを謝絶
- ＦＡＴＦ声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの外国送金取引について、取引時確認を強化
- 外国からの送金について、送金目的だけでなく受取人の資金の使用状況を確認し、乖離^{かい}があれば取引の謝絶や疑わしい取引の届出を実施
- 外国送金や貿易金融取引において、金融庁の公表する疑わしい取引の参考事例やＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例等を踏まえてモニタリングを行い、マネー・ローンダリング等の危険度が特に高いと認められる取引の深堀調査や疑わしい取引の届出を実施

ウ 危険度の評価

外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。

実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このほか、最近の我が国における組織犯罪の動向をみると、匿名・流動型犯罪グループや来日外国人で構成される犯罪組織が得た犯罪収益が外国に還流される危険性も認められる。

ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高

める状況の例、実際の事例等を踏まえると、外国との取引のうち、次のような取引は危険度が高いと認められる。

- 適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引
- 多額の現金を原資とする外国送金取引
- 外国送金に際してその目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

【トピック】外国との取引における国境を越えた決済手段の多様化と、送金の透明性をめぐるFATF勧告16の改訂検討について

IT技術の発展によって決済手段は多様化している。外国との取引においても、銀行による外国送金以外に、資金移動業者等のサービスを活用することで外国に資金を移転することができる。また、クレジットカード、デビットカード等のカード決済により外国で現金同等物を購入することで、実質的に資金を移転することも可能である。さらに、暗号資産のように、国境を越えて瞬時に移転が行われるものもある。外国に資金を移転する手段は様々であるが、マネー・ローンダリング等を行おうとするものは、資金の移動や取引の監視が不十分である、取引の透明性が低いといった事業者や商品・サービスの脆弱性を悪用する。

FSB(金融安定理事会)は、令和2年(2020年)10月に「[クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ](#)」を公表した。G20及びFSBのクロスボーダー送金への主な問題意識は、「より迅速に、安価で、透明性の高い、包摂的な」(「faster, cheaper, more transparent and more inclusive」)送金サービスの追求にある。FATFにおいても、問題意識を共有し、マネー・ローンダリング等対策向上の観点から、クロスボーダー送金の改善に向けたFATF勧告16(以下「勧告16」という。)の改訂に取り組んでいる。

勧告16は、犯罪者やテロリスト等が電信送金による資金移転等を行うことを防止すること、仕向・中継・被仕向金融機関、法執行機関等が、クロスボーダー送金の依頼人、送金人及び受取人の情報等の送金情報へのアクセスを可能とすることで、不正取引の検知等を目指すものであり、平成13年(2001年)に発生した米国での9.11同時多発テロ事件へのFATFによる対応であるFATF特別勧告によって策定された。

勧告16改訂の目的は、決済手段や決済事業者の多様化といった様々な変化に対応すること、FATF基準の原則である競争条件の公平性 “same activity, same risk, same rules”を確保すること、マネー・ローンダリング等に係る規制の抜け穴を防ぎつつ、犯罪者やテロリストによるクロスボーダー送金システムの悪用を阻止すること等にある。

勧告16の改訂は、主に以下の観点から検討されている。

- ① 決済ビジネスモデルの変化を踏まえた、一連のクロスボーダー送金における各主体の義務の明確化
- ② 電信送金の電文フォーマットISO20022への移行を踏まえた、送金人・受取人情報の内容及び質の改善
- ③ カード(クレジット、デビット及びプリペイド)決済における勧告16適用の見直し(一定の閾値以上の現金同等物の購入及び現金引き出しに係る取引等)

競争条件の公平性確保や、マネー・ローンダリング等対策における抜け穴を防ぐことは、クロスボーダー送金の透明性向上に資するものであるが、一方で、スピード向上やコスト削減、金融包摂といった他の政策目的の実現、金融機関等への影響や副作用への対応等が課題となる。

FATFでは、令和6年(2024年)2月から5月までに、勧告16の改訂案に係る市中協議を行ったところ、今後も民間事業者と対話等を行いながら、勧告16の改訂最終化に取り組むとしている。

2 国・地域と危険度

F A T F 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていないとされた国」）等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定し、危険度を高める要因及び危険度の低減措置の観点から分析し、評価を行った。

(1) 危険度を高める要因

F A T F は、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、F A T F 声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう加盟国・地域に要請し、かつ全ての国・地域に強く求めている。行動要請対象の高リスク国・地域^{*1}は、いわゆるブラックリストとして公表している。

なお、F A T F 声明は、4 か月に1 回（通常2 月、6 月及び10 月）開催されるF A T F 全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度変わり得ることから、特定事業者は継続的に注意を払う必要がある。

ア 北朝鮮

F A T F は、平成23 年（2011 年）2 月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を加盟国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めている。

イ イラン

F A T F は、平成21 年（2009 年）2 月から継続してイランへの対抗措置の適用を加盟国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に対して強く求めていたが、平成28 年（2016 年）6 月、イランによる対応を評価して12 か月間対抗措置を停止した。その後、平成29 年（2017 年）6 月には、対抗措置の停止を継続してイランによる対応の進捗を監視するとした上で、イランから生じる危険に見合った厳格な顧客管理措置を適用するよう要請した。同要請に加え、令和元年（2019 年）10 月には、F A T F 勧告（勧告19）に基づき、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する監督の強化、金融機関によるイラン関連の取引に係る報告体制又は体系的な報告の導入及び金融グループに対するイランに所在する全ての支店・子会社への外部監査の強化を要請した。そして、令和2 年（2020 年）2 月からは、イランが国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための国内担保法をF A T F 基準に沿って整備していないことに鑑み、イランへの対

*1 行動要請対象の高リスク国・地域(High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action)

抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請している。

ウ ミャンマー

F A T Fは、令和4年（2022年）10月以来、ミャンマーが資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対処が進展していないこと等を踏まえ、ミャンマーから生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを加盟国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に対して強く求めている。

(2) 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令は、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引を厳格な取引時確認の対象とし、本人特定事項等の確認のほか、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

また、ミャンマーとの取引は、犯収法規則における「犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」に該当することから、同規則に基づき、特定事業者に対して、他の顧客との間で通常行う取引の態様との比較や顧客等又は代表者等に対する質問その他当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、統括管理者等に疑わしい点があるか確認させる厳格な顧客管理を行うことを求めている。

所管行政庁は、特定事業者に対してF A T F声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の義務、疑わしい取引の届出の義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための体制整備に当たって、調査書の内容を勘案の上、国籍（例：F A T Fがマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした取引金額、回数等の取引態様その他の事情の考慮が十分に行われているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

(3) 危険度の評価

外国との取引は、上記のとおり、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められるが、F A T F声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと認められる。

また、令和4年（2022年）10月の声明で行動要請対象の高リスク国・地域として新たに追加されたミャンマーとの取引も、危険度が高いと認められる^{*1}。

もっとも、F A T Fは、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、マネ

*1 https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html 参照

ー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域^{*1}として公表した上で、当該国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請している。このことから、当該国・地域との取引で、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。

なお、危険性が認められる国・地域との直接の取引以外でも、近隣の国・地域等を経由して最終的にはこれらの国・地域に送金するなどの悪質かつ巧妙な手口もあるため、そのような危険性を踏まえて取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

【トピック】FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域の推移

危険度を高める要因としての国・地域はFATF声明を踏まえており、同声明に応じて変化する。そのため、FATF声明及びFATF会合の結果について留意する必要がある。以下は、過去3年間（令和4年（2022年）から令和6年（2024年）まで）に公表された、FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域について、当該指定等が決定された時期を一覧にしたものである。

なお、国・地域の記載順は、令和6年（2024年）10月におけるFATF全体会合時点で公表された国・地域を図表36に、過去に公表されていた国・地域を図表37に、それぞれアルファベット順で記載している。

図表 36【FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域】

凡例：●は加盟国等に対して対抗措置が要請されたことを、◎は加盟国等に対してリスクに見合った厳格な顧客管理が要請されたことを示す。

国・地域／時期	2022 年			2023 年			2024 年		
	3月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月
イラン	●	●	●	●	●	●	●	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ミャンマー			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

図表 37【マネー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域】

凡例：○はマネー・ローンダリング等対策の改善のため、FATFの監視プロセスに指定されたことを示す。

国・地域／時期	2022 年			2023 年			2024 年		
	3月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月
アルジェリア									○
アンゴラ									○
ブルガリア						○	○	○	○
ブルキナファソ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カメルーン					○	○	○	○	○
コートジボワール									○
クロアチア					○	○	○	○	○
コンゴ民主共和国			○	○	○	○	○	○	○
ハイチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケニア							○	○	○
レバノン									○
マリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 監視プロセス下に指定された国・地域 (Jurisdictions under Increased Monitoring)

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

モナコ								○	○
モザンビーク			○	○	○	○	○	○	○
ナミビア							○	○	○
ナイジェリア				○	○	○	○	○	○
フィリピン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南アフリカ				○	○	○	○	○	○
南スーダン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タンザニア			○	○	○	○	○	○	○
ベネズエラ								○	○
ベトナム					○	○	○	○	○
イエメン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アルバニア	○	○	○	○	○				
バルバドス	○	○	○	○	○	○			
カンボジア	○	○	○						
ケイマン諸島	○	○	○	○	○				
ジブラルタル		○	○	○	○	○			
ジャマイカ	○	○	○	○	○	○	○		
ヨルダン	○	○	○	○	○				
セネガル	○	○	○	○	○	○	○	○	
トルコ	○	○	○	○	○	○	○		
ウガンダ	○	○	○	○	○	○			
アラブ首長国連邦	○	○	○	○	○	○			
ニカラグア	○	○							
マルタ	○								
モロッコ	○	○	○						
パキスタン	○	○							
パナマ	○	○	○	○	○				

※ 各国の状況については、同声明の原文「jurisdictions under Increased Monitoring-25 October 2024」(<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/High-risk-and-other-monitored-jurisdictions/increased-monitoring-october-2024.html>) 参照

【FATFのメンバーシップが停止された国・地域】

FATFは、ウクライナに対するロシアの侵略戦争を強く非難するとしつつ、令和5年(2023 年)2月のFATF全体会合において、ロシアの行動は世界的な金融システムの安全・安定・完全性を促進することを目的とするFATFの基本原則に容認できない程度に反し、国際協力と相互尊重へのコミットメントへの重大な違反を示しているとして、ロシアのFATFメンバーシップを停止することを決定した。また、ロシアは、FATF基準を履行する義務について引き続き責任を有し、ユーラシアグループ(EAG)のメンバーとして活動し続け、EAGメンバーとしての権利を保持し続けるとしている。

我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、令和4年2月26日付けで閣議了解「ドネツク人民共和国(自称)及びルハンスク人民共和国(自称)関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国(自称)との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」を行い、外為法による資産凍結等の措置を実施した。その後もG7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、追加の金融措置及び貿易措置を継続して実施している。

3 顧客の属性と危険度

F A T F 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「顧客が非居住者である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」等）及びF A T F の第3次対日相互審査での指摘（「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置を執ること」等^{*1}）に加え、暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在、厳しいテロ情勢等を参考にして、取引の危険度に影響を与える顧客の属性として、

○ マネー・ローンダリング等を行おうとする者

(1) 暴力団等^{*2}及び(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）

○ 顧客管理が困難である者

(3) 非居住者、(4) 外国の重要な公的地位を有する者、及び(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

を特定し、危険度を高める要因、危険度の低減措置等の観点から分析し、評価を行った。

(1) 暴力団等

我が国において、暴力団等は、財産的利益を獲得するために様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

暴力団は、規模や活動地域を異にするものが全国各地に存在している。令和6年10月1日現在、暴力団対策法の規定により25団体が指定暴力団として指定されている。

なお、令和5年末現在の暴力団構成員等の総数は2万400人^{*3}であり、このうち暴力団構成員は1万400人、暴力団準構成員等^{*4}は1万人であり、その総数は平成17年から連続して減少し、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、全国警察による集中的な取締りや暴力団排除活動の取組の進展により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。その一方で、

*1 平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う犯収法施行令及び犯収法規則の改正（平成28年10月施行）により、現在、写真付きでない本人確認書類を用いる場合の危険度は低下したと認められるものの、写真付きでない本人確認書類は、写真付き本人確認書類に比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き本人確認書類の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

*2 調査書での暴力団等とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、匿名・流動型犯罪グループ等をいう。

*3 暴力団構成員等の数は概数である。

*4 暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。

暴力団と強い結び付きがありながら正式に組織に所属しない者が増加しているとみられるほか、暴力団の周辺にある者の活動や暴力団との関係性も多様化している状況にある。

このほか、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団を準暴力団と位置付けている。また、近年、準暴力団に加えて、新たな特徴を有する犯罪集団が台頭し、治安対策上の脅威となっている。警察では、準暴力団を含むこれらのグループを「匿名・流動型犯罪グループ^{*1}」と位置付け、戦略的な実態解明・取締りを推進している。匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

暴力団は、覚醒剤の密売、賭博、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺、金地金の密輸事犯等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^{*2}と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った資金獲得犯罪を敢行するなどしており、暴力団の資金獲得活動は巧妙化・不透明化している。獲得した資金については、追跡を困難にさせるほか、課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金との関係を不透明化している実態がある。犯罪収益は、新たな犯罪のための活動資金や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用されるとともに、合法的な経済活動に介入するための資金として利用されている。

また、匿名・流動型犯罪グループは、暴力団等と共存共栄しながら、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられるほか、こうして得た資金を元手に、性風俗、芸能（ＡＶ等）、スカウト等に進出し、マネー・ローンダリングを行ったり、特殊詐欺等の人材供給源となったりしている実態もうかがえる。

暴力団構成員等の総数は減少傾向にある中、暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数が横ばいであることを踏まえると、依然として、暴力団構成員等にとってマネー・ローンダリングは資金を獲得する上

*1 匿名・流動型犯罪グループの実態等については、本調査書中「第3 1 (2)匿名・流動型犯罪グループ」に記載している。

*2 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

で不可欠であることがうかがわれる。さらに、暴力団と匿名・流動型犯罪グループが結託するなどして、暴力団対策法、暴力団排除条例等による規制を逃れつつ、巧みに資金を獲得している状況がみられる。

(イ) 事例

令和3年から令和5年までの間に、暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの主な事例は、次のとおりである。

- 暴力団構成員が、違法賭博事犯や売春事犯、無許可の風俗営業等により得た犯罪収益と知りながら、いわゆるみかじめ料等の名目で現金を受領した。
- 暴力団構成員が、風俗営業店の無許可営業によって獲得した犯罪収益で購入した物品を、その事情を知らずながら贈答品名目で受領した。
- 元暴力団構成員が、インターネットバンキングへの不正アクセスを行い、第三者の口座から犯人が管理する架空・他人名義口座に不正送金した上、現金を払い出した。
- 暴力団構成員が、特殊詐欺で架空・他人名義口座に振り込まれた現金を払い出した上、自己名義の口座に預け入れ、さらに同口座から同人らが管理する別の口座に送金した。
- 元暴力団構成員が、詐欺により得た犯罪収益である現金の一部を用いて、事情を知らない司法書士を利用し、法人の事業経営を支配する目的で親族を代表取締役とする会社を設立した。
- 暴力団構成員が、ヤミ金融の返済口座として、他の債務者に開設させた口座及び親族名義の口座を利用した。
- 元暴力団構成員が、共犯者を指南して架空の事業資金借入名目で金融機関から融資を受けて金銭をだまし取り、知人名義及び親族名義の口座を利用した。
- 暴力団構成員が、違法賭博を主催した上で、同人が管理する親族名義の口座に、利用客からの賭金を振り込ませた。

暴力団構成員等の関与が明確になったマネー・ローンダリング事犯の検挙事例をみると、

- 犯罪収益を現金で直接受領している
- 犯罪収益の帰属を偽装する目的で、知人、親族、素行不良者、暴力団構成員等の口座を悪用している

など、犯罪収益の追跡を困難にする方法でマネー・ローンダリングを行っている実態が認められる。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、疑わしい取引の届出件数は182万1,396件で、そのうち、届出理由が暴力団に係るものは17万7,228件で、全体の9.7%を占めている。

ウ 危険度の低減措置

暴力団等との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

上記指針を踏まえて、金融庁が策定している監督指針等において、預金取扱金融機関等に対し、①組織としての対応、②反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の構築、③適切な事前審査の実施、④適切な事後検証の実施、⑤反社会的勢力との取引解消に向けた取組、⑥反社会的勢力による不当要求への対処、及び⑦株主情報の管理を求めている。

また、預金取扱金融機関等は、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

特定事業者の中には、取引開始時及び取引開始後に定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、取引の相手方が暴力団等に該当することが判明した場合、疑わしい取引の届出を行っているものもある。

なお、警察庁は、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成30年1月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始している。

エ 危険度の評価

暴力団等は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、暴力団等にとって不可欠であり、暴力団等によって行われている実態があることから、暴力団等との取引は危険度が高いと認められる。

近年、暴力団が、組織実態を隠蔽しながら一般社会で資金獲得活動を活発化させているほか、匿名・流動型犯罪グループが暴力団と共存共栄しながら特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられることを踏まえると、取引に際しては、直接的な取引の相手方だけでなく、実質的な取引の相手方についても十分に確認を行う必要がある。

(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）

欧米諸国をはじめとする国々でテロ事件が発生するなど、現下の国際テロ情勢は依然として厳しい状況にある。また、イラク及びシリアで戦闘に参加していた外国人戦闘員^{*1}が母国又は第三国に渡航してテロを行うこと等が懸念されている。このように、テロの脅威が国境を越えて広がっていることから、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠である。テロ資金供与に関して注意を払うべき事柄が増加し、複雑化する中、調査書では、F A T F 勧告、その解釈ノート、F A T F の報告書、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、

○ 脅威（I S I L、A Q等のイスラム過激派をはじめとするテロ及びテロ資金供与関係者等）

○ 脆弱性（テロ資金の合法・非合法的な出所及び経路手段）
を俎上に載せ、

○ これらがもたらす我が国への影響

も含めて総合的に考慮し、危険度に影響を与える要因となる顧客として、とりわけI S I L、A Q等のイスラム過激派、外国人戦闘員及び過激化した個人（以下これらを総称して「イスラム過激派等」という。）を特定した。

ア 危険度を高める要因

(ア) 国際テロ情勢

○ イスラム過激派

I S I Lは、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失っているが、令和5年（2023年）8月に就任した5代目指導者アブ・ハフス・アル・ハシミ・アル・クラシに対し、I S I Lの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明している。I S I Lについては、

- ・ 従前から、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対I S I L有志連合」に参加する欧米諸国等に対するテロの実行を呼び掛けていること
 - ・ 外国人戦闘員及びその家族の多くが旧支配地域を離れて母国又は第三国に渡航しテロを起こす危険性があること
 - ・ 旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ拘束されずに活動を継続していること
 - ・ 収容施設又は難民キャンプで更なる過激化が進む可能性があること
- 等が指摘されている。

近年、A Qは各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面しており、令和4年（2022年）7月、米国の作戦により、A Qの指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害された。しか

^{*1} テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

し、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、現地の政府機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの被害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられる。

このほか、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、ISIL、AQ及びそれらの関連組織や支持者らは、イスラエル、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえる。

また、令和3年（2021年）8月にタリバーンによってカブールが制圧されたアフガニスタンでは、同国及び周辺地域を拠点とするISIL-K^{*1}によるテロ事件が発生するなど、不安定な治安情勢が続いている。タリバーンはAQとの密接な関係が指摘されており、AQの活動が活発化することが懸念されている。

○ 我が国を標的とするテロの脅威

国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受けた資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や我が国に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、我が国においても、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明している者が存在しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。こうしたことから、国内において、ISILやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。

図表 38 【国際テロ事件発生件数】

項目／年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数（件）	10,162	8,357	7,342
死者数（人）	29,326	23,712	21,943

注：米国国務省の「国際テロに関する国別報告書」による。

図表 39 【令和5年（2023年）中に発生した主なテロ事件】

発生日	事件
1月11日	アフガニスタン・カブールにある外務省付近における自爆テロ事件

*1 ISIL関連組織である Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）の略

10月7日～	イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突
10月13日	フランス・アラスにおける刃物使用襲撃テロ事件
10月16日	ベルギー・ブリュッセルにおける銃撃テロ事件
12月2日	フランス・パリにおける刃物使用襲撃テロ事件
12月3日	フィリピン・マラウィにおける爆弾テロ事件

注：警察庁「[令和6年版警察白書](#)」から抜粋

(イ) 特徴

テロ資金供与の脅威・脆弱性^{ぜい}に関する国際的な指摘等を踏まえたテロ資金供与の特性は、次のとおりである。

- テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為、又は外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体、企業等による合法的な取引を装って得られること。
 - テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネー・ローンダリングに関係する取引よりも少額であり得るため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること。
 - テロ資金の提供先として、イラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せずに、トルコ等の周辺国を中継する例があること。
- 以上のことから、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、マネー・ローンダリングにおける留意点に加えて、次の事項等についても留意することが求められる。

○ 顧客属性

外為法及び国際テロリスト等財産凍結法における資産凍結対象者の氏名、通称、生年月日等の本人特定事項

○ 国・地域

送金先・送金元が、テロ組織が活動する国・地域、それらの周辺国・地域であるか。

なお、F A T F が指摘する次の点を考慮し、テロ資金供与のリスクは、イラクやシリア等の紛争地域に近接する国・地域以外の国・地域にも存在し得ることに留意すべきである。

- ・ ソーシャルメディア、新しい支払手段等の技術の進歩により、テロ資金供与の対策に脆弱性^{ぜい}が生じていること。
 - ・ テロのリスクが低い国であっても、当該国内で資金の収集・貯蓄をされ、又は当該国を経由して資金が移転されるなど、依然としてテロ資金供与のリスクに直面している可能性があること。
- #### ○ 取引形態

- ・ 送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体又は個人を送金先としていないか。
- ・ 送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金が行なわれていないか。

(ウ) 国内事例

これまで、我が国ではテロ資金供与に係る検挙事例はないものの、次の事例を参考までに掲載する。

- 輸出に際して経済産業大臣の許可を受けなければならないライフルスコープを、同許可を受けずにインドネシアに輸出したとして、外為法違反（無許可輸出）で逮捕された在日インドネシア人2人のパソコン等に、イスラム過激派の思想に共鳴していたことがうかがえる画像や、爆発物の製造に関する動画が保存されていた。
- 第三者に利用させる目的で口座を開設し、キャッシュカードをだまし取ったとして会社役員が検挙されたが、当該口座には、国際手配中の日本赤軍^{*1}メンバーを支援しているとみられる国内の団体からの入金があり、そのほぼ全額が外国で引き出されていた。

(イ) 国外事例

以上に加え、テロ資金供与の実態に関する理解に資するものとして、国外での事例を次のとおり掲載する。

- 社会保障保険口座の資金の送金（インドネシア）
平成29年（2017年）から平成30年（2018年）までの間、人物Aは、同人の兄弟で既にシリアにおいてI S I Lに参加している人物B及び人物Cに対し、最大60,000,000インドネシアルピア（4,000米ドル相当）を送金した。人物Aは、人物Bの身分証明書を使用して同人の社会保障保険口座から現金を引き出し、シリアに所在する仲介人を通じて資金を送金したとされる。
- 合法的送金事業者を介したテロ資金の送金（オーストラリア）
平成29年（2017年）、I S I Lを支援するため、資金を外国に送金した罪で豪州人大学生Aが有罪判決を受けた。同人は、平成26年（2014年）7月から同年9月までの間、パキスタンからシリアに渡航して外国人戦闘員としてI S I Lへの参加を企図した者を支援するため、18,000米ドルをパキスタン及びトルコに送金した。送金された資金は、トルコの仲介役を通じてオーストラリア人のI S I L戦闘員Bに提供された疑いがあり、これらの送金に関わったグループは、テロ資金の送金に外国送金サービスを利用していたとされている。
- テロ資金供与のための暗号資産の利用助長（米国）

^{*1} 日本赤軍は過去に数々の国際的なテロ事件を引き起こし、現在も7人の逃亡中の構成員が国際指名手配をされており、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組が推進されている。

平成27年(2015年)8月、I S I Lを支援した罪で米国人Aが懲役11年及び生涯にわたる監視の有罪判決を受けた。同人は、SNS上で、ビットコインを用いてI S I Lへの資金提供を隠蔽する方法や、シリアへの渡航を企図するI S I L支持者へ便宜供与をする方法を提供し、I S I L及びその支援者に対して助言をしたことを認めた。

例えば、同人は、戦闘目的でI S I Lへの参加を企図する米国居住の少年のシリア渡航を、同年1月に支援したことを認めているほか、米国人AのSNSアカウントは、4,000人以上のフォロワーを有し、7,000件以上の投稿を通じて、I S I Lを支持するためのプラットフォームとして利用された。特に、同人は、同アカウントを用いて、ビットコインやそのシステムの仕組みに関する解説のほか、ビットコイン利用者を匿名化する新しいツールの紹介を記載した「Bitcoin wa' Sadaqat al-jihad (ジハードのためのビットコイン及び寄附)」と題する自身の記事へのリンク等、ビットコイン等のオンライン上の通貨を使ったI S I Lへの資金支援を拡大する手法や、安全な方法によるI S I Lへの寄附システムの設立方法について、SNS上に投稿するなどした。

○ 銀行からローンを借り入れて紛争地域へ渡航（マレーシア）

平成26年(2014年)、マレーシア人I S I L支援者数名は、銀行から個人ローンを借り入れることでI S I Lに参加するための資金を入手した。報道によれば、マレーシア兵役訓練課程の元教官1人を含む5人以上のI S I L支援者が銀行からローンを借り入れて渡航を企てたとされる。ローンの額は最大30,000米ドルに及ぶ例もあったが、20代前半の若い過激主義者らは、信用格付がまだ低いため、5,000リンギット（約1,400米ドル）程度のローンを申し込んでいた。また、別の過激主義者ら2人は、入手した資金をイラク・シリアへの渡航費、物資の調達資金、現地での生活費等として利用する予定であったとされる。

イ 疑わしい取引の届出

テロ資金供与との関係が疑われる取引として、特定事業者から積極的に疑わしい取引の届出がなされている。届出の特徴としては、

- 顧客の氏名が資産凍結等の対象者やテロ関係者として報じられている者の氏名と類似しているという理由で届け出ていること
- 特定事業者が顧客の属性、取引形態等を踏まえてテロ資金供与の疑いがあるという理由で届け出ていること
- 届出がなされた取引の態様をみると、外国との取引が大部分を占めており、それらに関係する国・地域はアジア及び中東の国・地域が多いこと
- 疑わしい取引の届出の中には、顧客属性に着目した上で、上記の国・地域において、デビットカードを利用し、複数回にわたり総額が多額となる現金を

出金している取引についての届出等もみられること
等があげられる。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

○ 犯罪収益移転防止法及び組織的犯罪処罰法

- ・ 組織的犯罪処罰法は、テロ資金提供罪等がマネー・ローンダリングの前提犯罪であると定めるとともに、テロ資金そのものを犯罪収益として規定
- ・ テロ資金の疑いがある財産に係る取引を、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の対象として規定
- ・ 警察庁は、国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）及び閣議了解を受けた資産凍結等の措置の対象のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請

○ テロ資金提供処罰法

- ・ テロ資金供与防止条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため、必要な国内法整備を行うことを目的として制定
- ・ 公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為（「公衆等脅迫目的の犯罪行為」）のほか、資金等の提供等の罪の対象とする犯罪行為（「特定犯罪行為」）を規定（第 1 条）
- ・ 公衆等脅迫目的の犯罪行為又は特定犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）を実行しようとする者が、そのための資金又はその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下「資金等」という。）を提供させる行為、それ以外の者が、公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者に資金等を提供する行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者に資金等を提供しようとする協力者に資金等を提供する行為等についての罰則を規定（第 2 条から第 5 条まで。F A T F 勧告対応法による改正により、法定刑を引き上げた。）

○ 外為法

- ・ 対外取引について、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）及び閣議了解を受け、対象となる個人・団体に対し、G 7 による同時凍結も含めて累次の資産凍結等の措置を実施

- ・ 令和6年5月10日現在、テロリスト等として420個人・122団体を指定し、当該個人・団体向け支払と、当該個人・団体との間の資本取引（預金取引、信託取引及び金銭の貸付契約）等を許可制として、それらの取引を不許可処分とすることにより、資産凍結等の措置を実施

○ 国際テロリスト等資産凍結法

- ・ 国内取引について、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受け、対象となる個人・団体の財産の凍結等の措置を実施
- ・ 令和6年5月10日現在、420個人・122団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき対象として公告しており、当該個人・団体に対し、金銭の贈与を受けるなど一定の行為をする場合に都道府県公安委員会の許可を受けることを義務付け
- ・ 都道府県公安委員会には、公告された国際テロリストに対して、当該国際テロリストが所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置する権限を付与

(イ) その他の措置

- 令和4年12月、内閣総理大臣を議長とする犯罪対策閣僚会議において、FATF勧告を踏まえたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化等、テロ資金供与等の対策強化を定めた「「世界一安全な日本」創造戦略2022」が策定

○ 警察では、未然防止及び事態対処の両面から

- ・ 情報収集・分析と捜査の徹底
- ・ 出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策
- ・ 官民一体となったテロ対策の推進
- ・ 警戒警備体制の強化

等のテロ対策を推進

- 令和4年12月、警察庁及び金融庁は、テロ資金供与リスクに対する理解促進を図るため、金融機関等を対象としたテロ資金供与対策に関する説明会を実施

エ 危険度の評価

上記の措置を講じてきた結果、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）及び閣議了解を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポート^{*1}において、国内で

*1 [Terrorist Financing Risk Assessment Guidance \(July 2019\)](#)

テロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、外国に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。

また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性^{ぜい}に関する国際的な指摘等を踏まえると、我が国においても、

- イスラム過激派等が、外国人コミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること
- 外国人戦闘員によって資金調達等が行われること
- 紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得ること
- 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること
- 特定事業者が提供する商品・サービス（暗号資産の移転を含む。）が、事業者の監視を免れて悪用され得ること

等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

さらに、テロの準備行為自体が極めて密行性が高く、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、上記危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が引き続き求められる。

【トピック】非営利団体^{*1}のテロ資金供与への悪用リスク

FATFは、勧告8において、非営利団体が、テロリスト等に悪用されることを防ぐよう加盟国に要請している。本項目では、リスクベース・アプローチの前提となる非営利団体に関するテロ資金供与リスクについて、分析し、評価を行う。

1 特徴

我が国における非営利団体は、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、その設立・管理は個別の法律によって規制されている。

FATF勧告、その解釈ノート等によると、全ての非営利団体の危険度が高いわけではなく、活動の性質、範囲等によって危険度は異なることから、団体個々の脅威、脆弱性等を踏まえた対応が求められている^{*2}。また、テロ資金供与に対する非営利団体の脆弱性として、

- 非営利団体は、社会から信頼を得ており、様々な資金源を利用することができるほか、しばしば現金を集中的に取り扱うこと
- テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動し、金融取引の枠組みを提供しているものがあること
- 活動のために資金を調達する主体と当該資金を支出する主体が異なる場合等があり、使途先が不透明になり得ること

を挙げている。

さらに、外国の事例等を踏まえると、脅威として、

- テロ組織やその関係者が、慈善活動を名目に非営利団体を設立して調達した資金を、テロリストやその家族への支援金にする
- 合法的な非営利団体の活動にテロ組織の関係者が介入し、非営利団体が行う金融取引を悪用して、紛争地域等で活動するテロ組織に資金を送金する
- 合法的な非営利団体の活動によって得られた資金が、国外にあるテロ組織と関連を有する非営利団体に提供されてテロ資金となる

などのおそれが認められる。FATF勧告では、非営利団体が悪用される形態として、テロ組織が合法的な団体を装う形態、合法的な団体をテロ資金供与のパイプとして利用する形態及び合法的な資金をテロ組織に横流しする形態を示している。加えて、平成 31 年(2019 年)3月に採択された国際連合安全保障理事会決議第 2462 号は、テロリスト等が合法的企業や非営利団体等を悪用して資金調達するとともに、暗号資産等新たな金融技術によって、合法的企業や非営利団体等を通じ資金移転する可能性があることについて、深刻な懸念を表明している。

2 我が国の非営利団体

我が国における非営利団体については、所管する行政庁がそれぞれリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施することとしている。所管する行政庁による非営利団体のリスク評価の主な結果等は次のとおりである。

(1) NPO法人<内閣府>

ア 特徴

特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号。以下「NPO法」という。)に定める「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とした法人である。「特定非営利活動」とは、NPO法に掲げる 20 の活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のもの

*1 FATFが、「非営利団体とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会若しくは友愛等の目的のため、又は他の慈善行為を実施するために、資金を調達し、支出する法人、法的取極め又は法的組織をいう」としていることを踏まえ、我が国では基本方針において、その対象を、特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人及び宗教法人としている。

*2 FATFは、非営利団体をテロ資金の悪用から保護する措置について、非営利団体が行う合法的な慈善活動を妨害又は阻止するものであってはならないと指摘している。

利益の増進に寄与することを目的とするものである。NPO法人の活動分野としては、例えば、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」といったものがある。NPO法人の設立に当たっては、上記の特定非営利活動の種類、当該活動に係る事業の種類等を記載した定款や、役員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿、社員のうち10名以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した社員名簿、設立趣旨書、事業計画書等を添付した申請書を所轄庁に提出し、その審査を経て、認証を受けることとされている。令和6年7月末現在、NPO法人数は49,714法人である。

NPO法人がテロ資金供与に悪用される脆弱性は次のとおりである。

- テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動すること。

一部のNPO法人は、人道上の理由から、テロの脅威にさらされている地域や紛争地域、その周辺等において活動を行っているが、こうした地域における活動は、一般に法人によるリソースの管理を困難にする。また、こうした地域では、法人の活動地域がテロリストの活動地域と重なるだけでなく、支援対象の人々もテロリストが接近する人々と重なり得る。こうした状況は、テロ資金供与におけるNPO法人の悪用を促すこととなる。

- 相当量の資金源のアクセスと外国への送金・現金の持ち出しをすること。

相当量の資金源へアクセスすることが可能であり、その資金を外国へ送金し、紛争地域や被災地等への支援を行っているNPO法人も認められ、その際、しばしば現金が集中的に取り扱われ、現金そのものが輸送されることもある。こうした外国への送金、とりわけ、現金の持ち出し等の匿名性の高い手段の利用は、テロリストやその支援者の追跡を困難にするため、NPO法人の悪用を促すこととなる。

- 外国におけるパートナーとの連携やボランティアの活用があること。

NPO法人が外国において活動を展開する際には、現地のパートナーと連携することが多く、また、その活動には多くのボランティアが参加している。こうした外国パートナーとの連携やボランティアの活用は、関係者の身元の精査を困難とし、テロ組織及びその支援者の介入を招き得る。

- 休眠状態である又は不明瞭な活動があること。

いわゆる「休眠状態」にあるNPO法人や、事業報告書で「活動実績なし」、「事業年度内の支出がない」等とされ活動実態が不明確な法人も確認されており、このような法人は、テロ組織及びその支援者に悪用されかねない。

イ 危険度の低減措置

NPO法人のテロ資金供与リスクに対して、NPO法では、所轄庁に対して罰則付きの報告徴収、立入検査、改善命令、ひいては設立の認証取消しを行うことができる一般的な監督権限を定めており、その他のテロ資金供与リスクの低減に資する我が国の主要な法令上の措置とあいまって、NPO法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは低減されているものと考えられる。

また、内閣府は、令和5年10月、「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」を更新し、所轄庁及びNPO法人に対し改めて周知した。このガイダンスは、NPO法人がテロリストへの資金供与に悪用されないために採るべき対策等を具体的に示すものであり、NPO法人のテロ資金供与リスクの低減につながるものである。

さらに、令和5年10月、NPO法人の活動内容及びその国・地域を確認し、対象となる法人を絞った上で法人に対し所轄庁から個別にアプローチする、いわゆるリスクベース・アプローチに基づくモニタリングを開始した。このモニタリングは、詳細な実施手順に基づいた実効性の高い内容となっており、NPO法人のテロ資金供与リスクはより一層低減されるものと考えられる。

(2) 公益法人＜内閣府＞

ア 特徴

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に定める公益目的事業を行うことを目的とした法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善等の

事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされている。一般社団法人・財団法人が公益法人となるためには、行政庁へ公益認定申請を行い、第三者機関への諮問・答申を経た行政庁からの認定を受ける必要がある。令和6年9月1日現在、公益法人数は 9,730 法人(速報値)である。

公益法人がテロ資金供与に悪用される脆弱性は次のとおりである。

- テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動すること。

テロの脅威にさらされている地域やその周辺で活動している公益法人はごく一部であるが存在し、それらの法人は比較的风险が高い。

- 外国で事業を実施するため、事業者等への委託や助成等を行うこと。

公益法人が事業を実施する手段は多岐にわたっており、公益法人自らが事業を実施する場合だけでなく、委託や助成等、間接的に法人が事業の実施に関わる場合や、外国における事業の実施に当たって、外国の協力団体等が事業を実施する場合等、資金調達の主体と資金を支出する主体が異なる場合が存在し、資金の使途が不透明になり得る。また、そうした場合には、資金管理の状況や資金等の使途の確認がより難しくなると考えられる。

- 相当量の資金の取扱いを行うとともに、外国への送金や外国で現金の取扱いを行うこと。

一部の公益法人は、相当量の資金を取り扱うことがあるために、公益法人の資金等がテロ組織により悪用される潜在的な脆弱性を有していると考えられ、公益法人が外国に送金する際や外国で現金を取り扱う際に、公益法人が悪用される可能性がある。

イ 危険度の低減措置

公益法人においては、行政庁による法令上の措置の適切な運用並びに各公益法人によるリスク認識及び対策により、テロ資金供与リスクを一定程度低減できるものと考えられる。とりわけ、公益法人がテロ資金供与に巻き込まれないためには、各公益法人がテロ資金供与リスクを認識した上で、自ら抱えるリスクに応じた適切な対策を取ることが重要であり、「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府公表)により法人自らのリスクに応じた具体的な対策を推進することで、テロ資金供与に悪用されるリスクは低減されているものとする。

(3) 社会福祉法人<厚生労働省>

ア 特徴

社会福祉法人は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める社会福祉事業を行うことを目的とした法人である。社会福祉事業は、社会福祉法に定められた事業に限定され、老人ホーム、児童養護施設等の経営等がある。社会福祉法人の設立に当たっては、設立代表者が、定款、事業計画、予算書、各種書類等を整え、所轄庁による認可を受けなければならない。令和5年3月 31 日現在、社会福祉法人数は 21,113 法人である。

また、社会福祉法人は老人ホームの経営等の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、外国活動は限定的である。外国で活動する社会福祉法人がテロ資金供与に悪用される要因・視点として、①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、及び④顧客属性を挙げた上で分析したところ、現金取引や外国との取引の取扱いは認められるものの、取引相手の多くは公的な機関に準ずる者又は属性確認を実施した事業者となっている。

イ 危険度の低減措置

社会福祉法人の外国での活動の実施に当たっては、外国での活動を実施する旨を定款に記載し所轄庁の承認を得ることや、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成を行うこととしている。また、毎年提出する現況報告書にも外国での事業を行った場合には外国での事業を行った旨及び事業の内容と実施国を明記するよう規定し、当該記載内容を踏まえた所轄庁の適切なモニタリングを実施することとしており、テロ資金供与リスクは低減されているものと考えられる。

(4) 医療法人<厚生労働省>

ア 特徴

医療法人は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)の規定により、日本国内において病院、診療所等を開設するため都道府県知事の認可を受けて設立される法人である。令和6年3月 31 日現在、医療法人数は 58,902 法人である。令和6年7月1日現在、10 法人が外国で活動している。医療法人の外国での活動は、外国の医療機関の運営及び外国における医療従事者等への医療技術等の教授に限定されているとともに、実施に当たっては、所轄庁の認可を受けている。

外国で活動する医療法人がテロ資金供与に悪用される要因・視点として社会福祉法人と同様の項目を分析したところ、現金取引や外国との取引の取扱いは認められるものの、提供するサービスは医療関係のみであること、顧客属性は患者又は医療従事者の個人のみであることを確認している。また、業務開始の認可、出資の際の事前届出及び事業報告書の提出により、所轄庁においても医療法人の活動状況を定期的に監督している。

イ 危険度の低減措置

医療法人に対しては、テロ資金供与リスクの低減に資する我が国の主要な法令上の措置に加えて、医療法における一般的な監督権限に基づき監督を行っている。具体的には、医療法人が外国での活動を含めて新たな事業を展開する場合には、定款を変更した上で、当該変更について所轄庁の認可を受けることを義務付けるとともに、外国に出資を行う際には事前届出を行うことを義務付けている。また、医療法人が一定期間活動を停止している場合には、法人を廃止することとしているほか、医療法人に毎年活動状況を報告させることにより、所轄庁が監督を行っているため、テロ資金供与リスクは低減されているものと考えられる。

(5) 学校法人<文部科学省>

ア 特徴

学校法人は、私立学校を設置・運営することを目的として設立される法人である。その設立に当たっては、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)の規定に基づき、設立の目的、名称等所定の事項を定めた寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。令和5年5月1日現在、学校法人数は 7,722 法人である。

また、学校法人は私立学校を設置・運営することを目的として設立されるものであることから、外国での事業は限定的である。外国で活動する学校法人がテロ資金供与に悪用される要因・視点として社会福祉法人と同様の項目を挙げた上、分析したところ、外国との取引の取扱いは認められるものの、取引相手は公的機関の認証を受けた事業者若しくは学生又は属性確認を実施した相手に限られ、さらに学校法人において行われる外国での事業は、令和4年度調査時点において、教育研究活動の一環として行う活動及び付随事業が 98%を占めている。

イ 危険度の低減措置

外国での事業に限らず、学校法人の活動については、毎年度財務関係書類や事業報告書等の作成・閲覧が義務付けられており、所轄庁から助成を受けている学校法人は所轄庁への財務関係書類や事業報告書等の届出が義務付けられている。また、教育研究活動や教育研究活動に付随する事業以外の収益を目的とした事業を行う際には、学校法人が自らの規律として定める寄附行為に記載し所轄庁の承認を得ることが必要となっており、テロ資金供与リスクは低減されているものと考えられる。

(6) 宗教法人<文部科学省>

ア 特徴

宗教法人は、宗教団体が所轄庁の認証を経て法人格を有したものである。その設立に当たっては、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)の規定に基づき、設立の目的、名称等所定の事項を記載した規則について所轄庁の認証を受けなければならない。令和4年 12 月 31 日現在、宗教法人数は 179,339 法人であり、そのうち、一つの都道府県内で活動する都道府県知事所轄の宗教法人数は約

99%に当たる 178,144 法人である。また、宗教法人の約 72%は、1年間の収入が 500 万円未満である*1。

なお、宗教法人として設立されながら、事実上宗教活動を停止しているなど、不活動の状態にある宗教法人(以下「不活動宗教法人」という。)については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、テロ資金供与のほか、脱税や営利目的の行為に悪用されるなど問題につながるおそれがある。令和5年 12 月 31 日時点において、4,431 法人が不活動宗教法人として確認されている。

イ 危険度の低減措置

宗教法人は、毎年度財務関係書類等を作成する義務があり、当該書類については規則等と共に常に事務所に備え、信者その他の利害関係人の閲覧請求権及び所轄庁への写しの提出義務が定められている。

文化庁としては、全ての宗教法人が、財務関係書類等の事務所備付け書類の写しの提出義務を果たすよう、督促の徹底や過料措置の適正な実施を図るとともに、不活動宗教法人対策の更なる推進に取り組むこととし、各都道府県においてもこの趣旨が徹底されるよう、令和5年3月に通知を発出し、以降、担当部課長会議を開催して直接説明を行った。

具体的には、まず、各都道府県において、事務所備付け書類の未提出法人への督促を徹底するとともに、最終的に提出が見込まれない法人に対しては、過料に処する手続を確実に講ずるよう求めている。その上で、不活動宗教法人の判断基準を明示し、例えば、代表役員の所在が分からず、督促の連絡ができない法人や、事務所備付け書類の写しが連続して提出されない法人は不活動宗教法人として対応するものと整理している。

また、令和5年度から不活動宗教法人対策推進事業により、都道府県が実施する不活動宗教法人対策に対して支援を行うとともに、都道府県宗教法人事務担当者研修会において、不活動宗教法人が犯罪組織に利用されるリスクについて言及し、注意喚起を行うなど、リスク低減のための施策を講じている。

(7) その他の団体

ア 特徴

FATFの定義による「慈善行為」は、一般社団法人・一般財団法人又は法人格を有しない任意団体であっても行うことができる。外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンターのレポート*2)によると、一般社団法人・一般財団法人の 25 法人及び任意団体の 99 団体が、「国際協力を行う非営利の市民組織」として活動していることが確認された。

また、同レポートでは、日本のNGOの8割以上は外国に事務所がないとされており、外国での活動は限定的であることが判明しているほか、国際NGOデータベースの分析によると、登録された任意団体の 75%は組織規模(収入規模)1,000 万円以下であり、組織規模(収入規模)は最大でも 4,000 万円以下と規模的に小さいことも判明している。

イ 危険度の低減措置

一般社団法人・一般財団法人や任意団体等、FATFの非営利団体の定義に当てはまるが、法人格の違いにより認証等の手続が行われていない者については、規模や活動が限定的で、かつ、資金移動に当たっては、金融機関等に課された犯罪収益移転防止法や外為法等の規制の対象となる。また、認証・認定・登録等に服していない一般社団法人・一般財団法人については、組織規模は一般的に任意団体より大きいものの、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に基づく法人登記の義務が課されており(登記義務違反の際は罰金あり)、捜査当局が当該登記情報等にアクセス可能であるなど、リスクに応じた低減策も講じられている。このため、これらの法人が

*1 宗教法人が行う事業に関する調査報告(令和3年 10 月1日時点)

*2 外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンター「[NGOデータブック 2021 数字で見る日本のNGO](#)」(令和4年2月)

テロ資金供与に悪用されるリスクは、先述の 6 つの法律に基づく非営利団体と比較し、相対的に小さい。

3 危険度の評価

我が国では、

- テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動している非営利団体
- 相当量の資金を取り扱い、外国への送金や外国で現金の取扱いを行う非営利団体
- 休眠状態にあるなど、法人としての実体が不明瞭な非営利団体

については、テロ資金供与に悪用される危険度は高まる上、国際金融市場としての我が国の地位、役割等を踏まえると、金融取引等に当たっては、非営利団体を悪用したテロ資金の移転に関する国際機関による指摘等についても考慮する必要がある。

しかし、我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして摘発された事例は認められず、また、外国で活動する非営利団体も限定的であること等から、我が国の非営利団体がテロ資金供与に悪用されるリスクも総合的に低いと認められる。

今後は、国際的な懸念の高まりを踏まえ、我が国においても非営利団体がテロ資金供与に悪用されることのないよう、その危険度について適宜・適切に評価の見直しを行いつつ、所管する行政庁等による危険度に応じたモニタリングを実施するとともに、危険度の高い地域で事業を実施する非営利団体の活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与の危険度及びその対策に関するアウトリーチを継続して行う必要がある。

(3) 非居住者**ア 危険度を高める要因**

F A T F 勧告の解釈ノートにおいて、マネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」ことを挙げている。

特定事業者においては、日本国内に住所を有していない外国人等の非居住者との取引が発生し得るが、一般的に非居住者の本人特定事項や資産・収入の確認等の顧客管理措置は、居住者に係る顧客管理措置と比べて制約的である。相手方と対面することなく取引が行われる場合には、特定事業者は、顧客等の本人確認書類を直接に確認することができないほか、本人確認に用いられる本人確認書類又は補完書類は、外国政府等が発行するものであることがあり、当該特定事業者が、当該本人確認書類等の真偽を見極めるために必要な知見を有していない場合もある。そのため、居住者との取引と比べて、特定事業者が本人特定事項を偽った顧客と取引するおそれが高い。

イ 危険度の低減措置

金融庁が策定している監督指針は、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う体制の整備を求めている。

ウ 危険度の評価

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。

(4) 外国の重要な公的地位を有する者**ア 危険度を高める要因**

外国の重要な公的地位を有する者（外国 P E P s : 国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等）は、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあったりすることから、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、汚職対策に関する規制は、国・地域により異なる。

F A T F は、特定事業者に対し、顧客が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成 25 年（2013 年）1 月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場ゆえにマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む

前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等汚職に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼすものであり、汚職行為を効果的に防止するためには国際協力を含む包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が国際社会において共有されており、外国公務員が汚職行為により得た収益の移転防止のための対策が求められている。平成9年（1997年）には、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、平成10年、不正競争防止法（平成5年法律第47号）が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、近年の不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の主な事例は、次のとおりである。

- 日本企業の現地子会社の会社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡した。
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の会社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 日本企業の現地子会社の会社員が、同社の違法操業を黙認してもらう謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡した。
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の会社員が、鉄道建設事業のコンサルタント契約を有利な条件で結ぶ謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 外国で受注した火力発電所の建設事業に関連して、日本企業の元取締役等が、同社の許可条件違反を黙認してもらうこと等に対する謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 日本企業の現地法人元社長が、通関違反をめぐる追徴課税及び罰金を減額してもらうことに対する謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金を渡した。
- 日本在住の外国人が、在留資格の申請及び婚姻届の提出に必要な書類を交付してもらう謝礼として、在日総領事館の領事に対し、賄賂として現金を渡した。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法、犯収法施行令及び犯収法規則は、特定事業者に対し、

- ① ：外国の元首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれ

らの者であった者

② : ①の家族

③ : ①又は②が実質的支配者である法人

との間で特定取引を行う際には、本人特定事項等のほか、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を行う厳格な取引時確認を義務付けている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、犯収法施行令及び犯収法規則に規定された外国の元首等の顧客等との取引を行う場合に、適正に取引時確認を行う体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

ウ 危険度の評価

外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されることが、汚職対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。

(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

F A T Fは、平成30年（2018年）に公表したレポート^{*1}において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を仮装して違法な収益を隠匿したり、実体のない又は実態の不透明な法人やノミニー制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている」等と指摘している。また、F A T F勧告（勧告24等）では、各国に次のことを求めている。

- 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること。
- 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。
- 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。
- 法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。

ア 危険度を高める要因**(7) 我が国の制度**

我が国における法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等があり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法（昭和38年法律第125号）等に基づき登記することで法人格を取得するところ、設立する法人形態によって設立手続等が異なる。（図表40、41及び42参照）。

図表40【日本国内における主な形態別法人数】

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
株式会社(社)	2,583,472	2,612,677	2,691,378
合名会社(社)	3,352	3,325	3,068
合資会社(社)	12,969	12,482	12,290
合同会社(社)	134,142	160,132	184,719
その他(社)	70,436	75,770	22,798
合計(社)	2,804,371	2,864,386	2,914,253

注1：国税庁の「会社標本調査」による。

2：法人数は、単体法人及び連結法人の合計数である。

3：休業、清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。

4：その他は、協業組合、特定目的会社、企業組合、相互会社及び医療法人である。

図表41【主な法人形態ごとの設立登記数】

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
区分			

*1 [Concealment of Beneficial Ownership \(July 2018\)](#)

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

株式会社(社)	95,222	92,371	100,669
合名会社(社)	16	20	15
合資会社(社)	33	30	17
合同会社(社)	37,072	37,127	40,751
合 計(社)	132,343	129,548	141,452

注：法務省の統計による。

図表 42【主な法人形態ごとの設立手続・要件等】

	株式会社	持分会社承諾書		
		合名会社	合資会社	合同会社
出資者	株主	社員		
必要な出資者	1 名以上	1 名以上（無限責任社員）	それぞれ 1 名以上（無限責任社員、有限責任社員）	1 名以上（有限責任社員）
出資者の責任の範囲	有限責任	無限責任	無限責任、有限責任	有限責任
経営の主体	取締役	業務執行社員		
会社の代表者	代表取締役	代表社員		
所有と経営	所有と経営が分離	所有と経営が一致		
定款認証	必要	不要		
定款認証費用	5 万円以下	不要		
登録免許税	資本金の額の 1000 分の 7 の額。但し、この額が 15 万円に満たない場合は 15 万円	6 万円		資本金の額の 1000 分の 7 の額。但し、この額が 6 万円に満たない場合は 6 万円
定款の収入印紙代（紙媒体の場合）	4 万円			
出資額と資本金の額	資本金の組入が必要。但し、1／2 を超えない額は資本準備金として計上することが可能	全額を資本剰余金として計上することが可能		
現物出資に係る検査役の調査	原則必要	不要		
決算公告	必要	不要		
利益・損益分配	原則として出資比率により分配	定款の定めがない場合は、各社員の出資の価額に応じて分配		
最高意思決定機関	株主総会	総社員の同意		
定款変更	株主総会の特別決議	総社員の同意		
役員の任期	原則 2 年。但し、非公開会社では最長 10 年	なし		
株式（持ち株の譲渡）	原則自由。但し、一定の方法による譲渡制限が認められる。	他の社員全員の承諾		

(イ) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

法人は、自然人とは異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人とは異なる法人固有の特性と、そこから派生するマネー・ローンダリング等上の脆弱性^{ぜい}があると考えられる。

法人固有の特性	
構造上の特性	○ 自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能。 ○ 法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、更には債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者がそれぞれ異なる立場で権利等を有する。
取引上の特性	○ 法人格を有することで取引における信頼性を享受し得る。

	○ 事業の名目で多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。 ○ 個人と比べて取引停止による影響が大きい。
会社形態別の特性	○ 法人設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社の場合には公証人による認証が必要であるが、持分会社の場合は不要である。 ○ 株式会社設立に際しては、実質的支配者の確認が必要であるが、持分会社設立に際しては不要である。 ○ 株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすい。 ○ 持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって、維持コストが安価である。
その他	○ いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在し、その中には郵便物受取サービス、電話受付代行サービス、電話転送サービス等の付帯サービスを提供している事業者もある。 ○ 外国法人や非居住者に対して低い税率で金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターと呼ばれる国・地域があり、それらの国・地域は、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれている。 ○ プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニー制度が採用されている国・地域もある。
マネー・ローンダリング等上の脆弱性	
○ 財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になり、犯罪収益の追跡が困難となる。 ○ 合法的な事業収益に犯罪収益等を混在させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができる。 ○ レンタルオフィス等のサービスを利用することにより、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができるほか、法人登記を用い、事業の信用、業務規模等に関し架空の又は誇張された外観を作出することが可能となる。 ○ オフショア金融センターとされる国・地域において、実体のない法人が設立され、当該法人が犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。	

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れ蓑^{みの}にしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりを不透明にしつつ、実質的に法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

(ウ) 事例

令和3年から令和5年までの間に検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実体のない又は実態の不透明な法人が悪用された件数及び法人数は次表のとおりである。

図表 43 【実体のない又は実態の不透明な法人が悪用された件数及び法人数】

	令和3年	令和4年	令和5年
悪用件数（件）	16	6	15
法人形態別合計（社）	23	11	23
株式会社（特例有限会社含む）（社）	16	9	19
合同会社（社）	6	1	4
合名会社（社）	0	0	0
合資会社（社）	0	0	0
その他（社）	1	1	0

令和3年から令和5年までの間に実態が不透明な法人等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 稼働実態のない法人を買い取り、同法人名義の口座に詐取金を振り込ませ、更に別法人名義の口座に送金した上、別法人名義のアカウントで暗号資産を購入した。
- 無登録で貸金業を営む者が、休眠状態の法人を買い取り、又は借金を減額させることを条件として法人を設立させるなどした上で、同法人名義の口座に違法な金利で貸し付けた元本及び利息相当額を振り込ませた。
- 休眠状態の法人名義の口座を買い取った上、金融機関に対して同法人が休眠状態であることを伏せ、事業目的に沿った正当な事業収入の取得であるように装って、犯罪収益を外国送金により振り込ませ、払戻しを受けた。
- 水増し請求等の架空請求によって得た犯罪収益を、架空の請求書を発行するなどして正当な事業収益を装い、委託先のいわゆるトンネル会社を経由して、再委託先を装った休眠状態の法人が名義人となる口座に振り込ませた。
- 法人の設立に際し、発行された株式についてその出資に係る金銭の全額を犯罪収益を用いて払い込むことで同法人の発起人の地位を取得した上、知人を代表に選任して事業経営を支配した。

法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等をみると、次の実態がみられた。

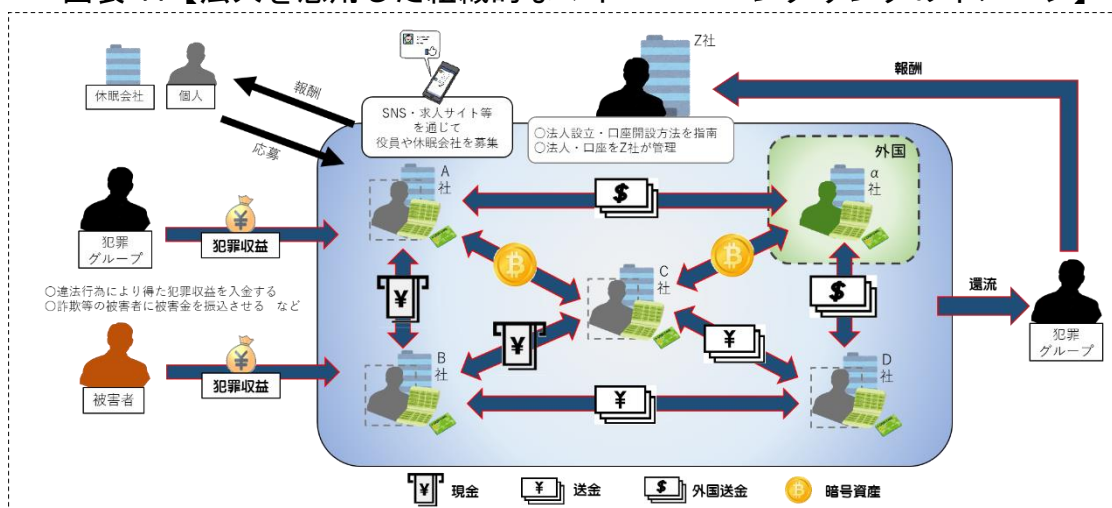
悪用された法人の形態
○ 実体のない法人を設立する。 ○ 第三者が所有する既存の法人を取得する。 ○ 第三者を代表に就任させる。 ○ 正規に事業を運営する第三者が所有する法人に対し、犯罪収益の送金及び入金を依頼して利用する。
悪用された法人の登記
○ 登記されている資本金の額が数万円から数十万円と少額な資本金で設立されている。 ○ 所在地や役員の登記変更が頻繁である。 ○ 多数の事業目的が登記され、それぞれの関連が低い。

○ 事業目的を犯罪収益の仮装を説明しやすい内容（現物のないサービスを扱う業種等）に変更している。
設立状況
○ 合同会社は、株式会社と比較して、設立されてからより短期間のうちに悪用されている傾向があり、中には設立から数か月で悪用されている法人もあった。
前提犯罪別
○ 半数以上が詐欺で使用されている。 ○ その他、業務上横領、風営適正化法違反、出資法・貸金業法違反、常習賭博等で使用されている。

これらの実態をみると、犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の収益を生み出す犯罪において、実体のない又は実態の不透明な法人が悪用されており、さらに、犯罪組織が支配する法人名義口座が、犯罪収益の隠匿先や犯罪収益を経由させるトンネル口座として悪用されている。

令和6年中には、報酬目的で実体のない法人の代表者となる者をSNS等で募り、方法を指南した上で法人の設立及び法人名義口座の開設をさせ、同法人名義口座を利用して犯罪収益をマネー・ローンダリングしたとして、犯罪グループのメンバーを検挙している。同犯罪グループについては、収納代行業を自称し、約500の実体のない法人と約4,000の法人名義口座を組織的に管理して、他の犯罪グループが実行した特殊詐欺、SNS型投資詐欺、オンラインカジノ等による犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負っていた実態が明らかになっている。

図表44【法人を悪用した組織的なマネー・ローンダリングのイメージ】



イ 疑わしい取引の届出

実態の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由において、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は、次のとおりである。

- 役員や法人に関連する口座名義人が暴力団等であることが判明した。

- 法人の代表者が外国人でありながら、代表者の在留資格に就労制限がある。
- 登記された事業目的に関連のないものが多数含まれており、かつ代表の住所及び法人の所在地において、事業実態が確認できない。
- 取引申込時に、会社代表及び住所の変更が判明したため、株主名簿、定款等の提出を求めるも資料提出を拒まれ、実質的支配者が不透明である。
- 登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話が繋がらない。
- 同一の住所地に多数の法人を登記しており、事業実態も不明でペーパーカンパニー等であることが疑われる。
- 実質的に休眠会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金がみられる。
- 法人による取引であるにもかかわらず、合理的な理由なしに個人名義の口座を使用している。
- 入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われる。
- 口座開設してから短期間に連続して登記住所を移転するほか、代表者が頻繁に変更され実質的支配者が不透明となっている。
- 事業内容に関し、代表者が明確な説明をすることができず、第三者が交渉窓口に立ち実質的支配者に疑義がある。
- 暗号資産交換業者のアカウントに突如高額取引が発生し、また、ログインに必要なIDやパスワード等の情報を共有して複数の端末を使用している動きがみられる。

ウ 危険度の低減措置

法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして法人の透明性と資金の追跡可能性を確保するとともに、法人固有の特性を理解した上で取引時確認等の各種措置を適切に実施することが重要である。

FATF勧告のほか、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいて、G8行動計画原則が採択されたこと等も踏まえ、我が国はこれまで、法人の実質的支配者情報を確認するための制度等を次のとおり整備している。

法令上の措置	
犯罪収益移転防止法 及び犯収法規則	・実質的支配者を規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、実質的支配者の本人特定事項を確認することを義務付け ・法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認及び確認記録・取引記録等の作成・保存を義務付け

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）	・株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、嘱託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者が暴力団員、国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者に該当するか否か等を申告させることを義務付け
商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）	・会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定
会社法	・休眠会社^{*1}のみなし解散制度により、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減 ・みなし解散は平成26年度以降毎年実施されており、令和3年度が約3万件、令和4年度が約2万9,000件、令和5年度が約2万8,000件となっている
その他の措置	
・金融庁が策定している監督指針において、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして規定 ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインにおいて、実質的支配者等の本人確認事項について、取引開始時のみならず、継続的顧客管理の中でも、リスクに応じて適切に確認することを金融機関等に要請	

エ 危険度の評価

法人は、その固有の特性から、犯罪収益を容易に隠蔽することができることから、法人との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。実際、近年では、意図的に法人固有の特性を悪用しているとみられるマネー・ローンダリング事例が認められ、上記イで記載した疑わしい取引の届出に係る法人と類似する法人との取引は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性が高まると考えられる。

また、法人形態別の特性からみると、株式会社は、その信用の高さから既存の株式会社を悪用される危険性があるが、近年では新規に株式会社を設立して悪用する事例もみられる。持分会社は、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。

さらに、FATFも指摘しているとおり、特に実質的支配者が不透明な法人については、その法人に帰属させられた資金を追跡することが極めて困難となることから、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

*1 株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものをいう。

第5 商品・サービスの危険度

本章では、特定事業者ごとに取り扱う商品・サービスの危険度の評価を行う。また、利用実態等を注視すべき新たな技術等を活用した商品・サービスについて、分析を行う。

1 危険性の認められる主な商品・サービス*1

危険度の評価に当たっては、本調査書記載の「第2 我が国の環境」における犯罪情勢等、「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」におけるマネー・ローンダリングに悪用された主な取引等及び疑わしい取引の届出、「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」における取引形態と危険度（非対面取引、現金取引及び外国との取引）等を踏まえ、さらに、各業態の規模、各商品・サービスの脆弱性^{ぜい}等を考慮し、特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度を高める要因、疑わしい取引の届出の内容及び危険度の低減措置^{ぜい}について分析を行っている。

商品・サービスの特に危険度の高い脆弱性の要因は次のとおりである。

脆弱性要因 ^{ぜい}	概要
匿名性	現金取引による原資の匿名性、インターネット空間における非対面取引の匿名性及び架空の外観作出による匿名性
移転性	資金・第三者への権利（所有権、受益権等）の移転の容易性（権利主体の移転）
広範性	外国との取引を含め、移転の相手方の地理的・属性的な広範性
変換性	現金から他の権利・商品への変換又は財産的価値の高い商品から現金への変換による原資の変換性
複雑性	高度・複雑な取引形態における追跡の困難性

また、特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の評価結果は次のとおりである。

危険度	商品・サービス
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス、資金移動サービス、暗号資産及び電子決済手段（相対的に危険度が高いと見込まれる）
危険度が認められる取引	保険、投資、信託、金銭貸付、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス及び法律・会計関係サービス

*1 調査書では特定事業者ごとにその取り扱う商品・サービスを記載しているが、特定事業者が取り扱う商品・サービスの範囲は様々ではない。特定事業者は、取り扱う商品・サービスに応じて、調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

(1) 預金取扱金融機関^{*1}が取り扱う商品・サービス**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

銀行等の預金取扱金融機関は、銀行法等に基づく内閣総理大臣の免許等を受ける必要があるところ、令和6年3月末現在、当該免許等を受けているものは1,186機関存在しており、主なものとして、銀行（134行。外国銀行支店を除く。）、協同組織金融機関（信用金庫（254金庫）、信用協同組合（143組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（600組合）並びに信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会（42連合会））がある。そのうち銀行の預金残高及び預金口座数^{*2}は、令和6年3月末現在で1,180兆2,322億円、7億5,645万口となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務^{*3}である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これらに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受けに係る業務を、信託併營業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、銀行、信用金庫等の監督官庁である金融庁は、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。3メガバンクグループは、いずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（G-S I F I s）に選定され、国際展開も推進している。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を中心に営業しているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

預金取扱金融機関は、取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々であり、取引件数も膨大であるため、それらの取引中からマネー・ローンダリング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割を踏まえると、国際社会に

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から同項第16号まで及び同項第37号に掲げる者（銀行、信用金庫等）をいう。

*2 日本銀行時系列統計データによる。なお、当該データに整理回収機構及びゆうちょ銀行は含まれない。

*3 銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

におけるマネー・ローンダリング等の脅威の高まりに関しては、我が国も例外ではなく、現に、国際犯罪組織が外国における詐欺等で不正に得た収益のマネー・ローンダリングをする過程において我が国の金融機関を経由させた事例等の発生が、近年みられるところである。

金融庁は、上記のような特徴等から、金融セクター分析^{*1}において、預金取扱金融機関のセクターリスクを「High」として、他の業態よりも高いと認められると評価している。また、その中でも、外国為替取引やコルレス契約の多いメガバンクや、非対面取引を中心として営業するインターネット専業銀行の危険度が相対的に高いとしている。

(イ) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

過去3年間のマネー・ローンダリングに悪用された取引は、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスが最も多い。

a 預貯金口座

(a) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関に対する信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、昨今は、店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、非対面で口座を開設したり、取引を行うことが可能となっており、さらに、インターネット上でのみサービスの提供を行う預金取扱金融機関の普及が進んできているなど、その利便性はますます高まっている。

一方、このように、預貯金口座の利便性の高さや、これが広く一般に普及していることに基づく広範性という特性は、商品・サービスの脆弱性となり、加えて非対面取引は第三者へのなりすまし等を容易とするため、預貯金口座は、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、犯罪収益の収受や隠匿の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、特殊詐欺等の一定の犯

*1 金融庁による金融セクター分析とは、金融機関等をセクターに分類し、各分類のリスクを特定・評価する枠組みであり、リスクベース・アプローチに基づく検査・モニタリング実施の基盤である。リスクの特定・評価に当たっては、調査書に加え、金融庁等の検査・モニタリングにおいて収集した情報や公開情報等を用い、各セクターで提供される商品・サービス、取引形態、その他セクター特有のリスク要因等を考慮し、各セクターにおける脆弱性について分析している。また、調査書に記載されている疑わしい取引の届出数も併せて考慮の上、業態間のリスク大小の相対比較を行っている。

罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

(b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 本国に帰国した外国人や死者等の他人名義の口座を、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等による犯罪収益を入金した。
- 金銭的対価を得る目的で売却された口座、架空・他人名義で開設された口座、不正に開設された稼働実態のない法人名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗関係事犯、薬物事犯、偽ブランド事犯等による様々な犯罪収益を入金した。

検挙された犯罪収益等隠匿事件における隠匿等の手口の多くは、架空・他人名義口座への入金であった。過去の事件の中には、悪用されている架空・他人名義口座数が十数口座にも上るものがあるほか、口座譲渡を勧誘したとして検挙した者の犯行拠点から、数百通にも上る通帳等が押収されたものがあるなど、架空・他人名義口座がマネー・ローンダリング等の主要な犯罪インフラとなっている。

悪用された口座の多くは個人名義の口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空・他人名義で開設したもの等であり、帰国する在留外国人から不正に譲渡された口座が犯罪に利用される実態もみられる。こうした口座を違法に取得した手口は様々であり、近年では、犯罪グループがSNS上で口座等の売買を募集している実態もある。悪用される口座の特徴については、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は知人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、架空・他人名義口座を使用するといったものが認められる。

また、法人名義の口座が、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリング事犯等、犯罪組織によって敢行される多額の収益を生み出す犯罪において悪用された事例も発生している。

さらに、警察では、預貯金口座の悪用を助長するものとして

- 預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反
- 他人に譲渡する目的を秘した上で、郵便物受取サービス業者の所在地を口座開設時の住居と偽るなどして、預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）
- だまし取られた預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗

品等譲受け

を積極的に取り締まっている（図表 45 及び 46 参照）。

検挙した犯罪収益移転防止法違反事件を被疑者の国籍等別にみると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国となっていて、我が国の在留外国人数に比して、外国人が関与した口座譲渡に係る犯罪の検挙が目立っている。

このような状況や様々な事例等を踏まえれば、譲渡された口座数は検挙件数を大きく上回ることがうかがわれ、口座譲渡によりマネー・ローンダリング等の取行が助長されていることに注意を払う必要がある。

図表 45 【犯罪収益移転防止法違反の検挙件数】

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
預貯金通帳等の譲渡等 (件)	2,446	2,951	3,230
預貯金通帳等の譲渡等（業） (件)	27	18	43
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引 (件)	11	10	12
為替取引カード等の譲渡等 (件)	26	41	50
暗号資産交換用情報の譲渡等 (件)	23	46	89
その他の (件)	2	0	0
合計 (件)	2,535	3,066	3,424

図表 46 【口座詐欺等の検挙件数】

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
口座詐欺 (件)	710	733	726
盗品譲受け (件)	1	0	3
合計 (件)	711	733	729

注：都道府県警察から警察庁に対し、特殊詐欺を助長する犯罪として報告があったものを計上した。

b 預金取引

(a) 現状

コンビニエンスストア等におけるATMの普及等により、預貯金口座の保有者が、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行うことができることとなり、預金取扱金融機関は、高い利便性を提供している。

一方、預貯金口座による安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性、預貯金口座から払い戻した現金による取引の匿名性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネー・ローンダリング等を企図する者は、預金取引を通じてマネー・ローンダリング等を取行するおそれがある。実際に特殊詐欺では、高齢者をはじめとする被害者にその預貯金口座から

犯行グループが利用する架空・他人名義口座に送金させた上で、当該口座から払い戻すなど、マネー・ローンダリングに預金取引が悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と 200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 外国で発生した詐欺事件の犯罪収益が国内の口座に送金された際に、送金理由について「車の輸出代金」等と虚偽の説明をし、正当な事業収益であるように装って払い戻した。
- 窃盗、詐欺、ヤミ金融、薬物犯罪、賭博等による犯罪収益を、架空・他人名義口座に預け入れた。
- 窃盗により得た現金を所持していたことで犯罪が発覚することをおそれ、犯行直後にATMを利用して現金を親族名義の口座に預け入れ、後に払い戻した。
- 強盗により得た現金の一部を、知人名義の口座にATMから短時間に複数回預け入れた。
- 窃盗により得た物品を売却し、売却代金を犯人が管理する口座に振り込ませた上、銀行窓口において、友人の車を現金で購入するため等と虚偽の払戻理由を告げ、正当な預金取引であるかのように装い払い戻した。

c 内国為替取引

(a) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済を可能とするもので、隔地者間の取引に便利であるほか、ATMやインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている。

一方、このような資金移転を容易、迅速かつ広域に行うことができる内国為替取引の移転性の特性は、商品・サービスの脆弱性^{ぜい}となり、加えてインターネットバンキング等の非対面取引や架空・他人名義口座を利用すれば匿名性の確保も可能となるため、内国為替取引はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と金額が 10 万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際して取

引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。また、他の金融機関への資金の支払を伴う内国為替取引の場合には、移転元の金融機関に対し、移転先の金融機関から当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、その日から3営業日以内に当該顧客の確認記録を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、移転先の金融機関に対し、当該取引に係る情報を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、それぞれ義務付けている。

(b) 事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 偽ブランド品を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を事情を知らない業者を介して犯人が管理する架空・他人名義口座に振り込ませた。
- 不正に取得した他人のオンライン証券口座のアカウント情報を使用してログインし、口座内の預託金を架空・他人名義口座に送金した。
- 不法残留の外国人を労働者として派遣して稼働させた報酬を、複数回に分けて派遣先企業から犯人が管理する知人名義の口座に振り込ませた。
- 業務上管理していた法人名義口座から事情を知らない知人名義の口座に架空の給与振込として金融機関に振込依頼書を提出して振り込ませた上、更に同知人名義の口座から犯人名義の口座に振り込ませた。
- 無登録で第一種金融商品取引業を営んで得た株式譲渡代金を取得するに当たり、犯人が管理する一般社団法人名義の口座に振り込ませた上、顧客に対して寄附金受領書等を送付することで、寄附金であるかのように装った。
- 無登録で貸金業を営む者が、数千人の顧客からの返済金を、犯人が管理する複数の架空・他人名義口座に振り込ませた。

d 貸金庫

(a) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むことは可能であるが、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書等の重要書類や貴金属等の財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は保管される物件そのものの確認はしないため、保管物の秘匿性は非常に高く、著作権法違反、ヤミ金融事犯等の犯罪収益を銀行の貸金庫に保管していた例がある。このような秘匿性を維持した上で資産

の安全な保管を可能とする貸金庫の特性は、商品・サービスの脆弱性^{ぜい}となり、犯罪収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、架空・他人名義で契約された貸金庫を犯罪収益の物理的な保管手段として悪用している実態がある。

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管した。
- 詐欺による犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約している銀行の貸金庫に保管した。

e 手形・小切手

(a) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方、軽量形状による運搬の容易性、現金に確実に換金ができる手形・小切手の変換性といった特性は、商品・サービスの脆弱性^{ぜい}となり、犯罪収益の收受や隠匿に有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が 200 万円を超える線引きのない持参人払式小切手や自己宛小切手の受払いをする取引(現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円を超えるもの)等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるが、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、口座開設時の取引時確認等を行う義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、犯罪収益を容易に運搬する手段又は正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用して

いる実態がある。

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出させて郵送させ、預金取扱金融機関の取立てにより架空・他人名義口座に入金させた。
- 正規の商品売買を装い、取引相手から販売代金としてだまし取った約束手形の経理処理に際し、架空の仕入れ先からの納品書や請求書等を偽造するなどして、正当な業務収益であるように装った。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

- ・ 収納代行のスキームで、外国に所在する別の事業者から代理受領権を取得した上で、当該別の事業者への送金を企図する第三者から、自らが開設している銀行口座に入金を受け、集めた資金を当該別の事業者に対してまとめて送金（いわゆる「バルク送金」*1）する事業者が存在することが確認された。銀行にとっては、資金移動業者と同様に、顧客宛てに入金をする者や、最終的に資金を受領する者の素性を把握することができないリスクが存在する。
- ・ 暗号資産交換業者の金融機関口座に宛てて不正送金を行う事例が確認された。主体や手口は不明であるものの、被害者が自らの意思で振り込んでいるケースもあれば、被害者が暗号資産交換業者で作成されたアカウント情報を詐取され、被害者の意思に反して振り込みが行われているケースも存在する。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 47 【預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数の推移】



金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、預金取扱金融機関向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」*2のガイドライン番号名称のうち届

*1 いわゆる「バルク送金」とは、外国送金サービスを提供する事業者が、国内拠点と外国拠点との間で複数の小口送金取引を取りまとめて決済を行うことをいう。

*2 警察庁による「疑わしい取引の届出における入力要領 八訂版」（令和6年4月改訂）

出件数が多かったものは、次のとおりである*1。

図表 48【預金取扱金融機関の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
43. 不自然な態様・態度等	342,842	25.0
14. 多数者から頻繁送金	134,386	9.8
42. 暴力団員等	132,243	9.7
16. 突如多額入出金	76,926	5.6
27. 経済合理性ない他国から多額送金	76,339	5.6
1. 多額現金	62,955	4.6
11. 頻繁に多額入出金口座	56,905	4.2
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	56,616	4.1
5. 架空名義・借名口座使用	42,887	3.1

また、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のIPアドレスや携帯電話番号に着目した届出もなされている。

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

- 同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。
- 同じIPアドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。
- 利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、ログインされたのが日本国外である。
- 同一の携帯電話番号が複数のアカウント・利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。
- 居住地や職業等の顧客属性を勘案し、当該預金取扱金融機関及び当該支店で口座開設をすることが不自然である。また、同様の申出が同時に複数発生する。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 犯罪収益移転防止法

特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、特定事業者が外国為替取引を行う場合等に、他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に対し、顧客及び支払の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

*1 ガイドライン番号名称のうち「公的機関からの犯罪収益に係る照会等」及び「その他」については、【主な疑わしい取引届出状況】の図表への表示対象から除外している(以下の事業者も同じ。)

○ 銀行法

必要に応じて、金融庁が銀行に対して報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html （金融庁）
主要行等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html （金融庁）
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html （金融庁）
系統金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/ （農林水産省）
漁協系統信用事業における総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/ （水産庁）

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化や態勢整備の強化等を目的とした講演・研修・意見交換等の実施

《農林水産省》

- ・ 金融庁と連携して、取引実態や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」とのギャップ分析を含む体制整備に関する報告を依頼（約 670 件）（令和5年3月）
- ・ 農漁協系統金融機関のマネー・ローンダリング等対策における中央機関の役割を明確化するため、系統金融機関向けの総合的な監督指針及び漁協系統信用事業における総合的な監督指針を改正（令和5年11月）
- ・ 全都道府県担当者や農政局、業界団体等と各業務に係る意見交換を実施し、マネー・ローンダリング等対策の取組強化について改めて周知
- ・ 検査対象者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応（リスクベース・アプローチを含む。）及び体制整備について検査を実施

《厚生労働省》

- ・ 財務省及び金融庁と連携して、マネロンターゲット検査（3金庫）・監督を実施
- ・ マネー・ローンダリング等対策に係る態勢整備完了期限までの対応について、改めて周知
- ・ 金融庁と連携して、労働金庫の経営層等へのマネー・ローンダリング等対策に関する説明及び意見交換会を開催（令和5年7月及び9月）

金融庁は預金取扱金融機関を含む金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等に対する態勢の高度化のため、金融庁の公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備を令和6年3月までに完了するよう要請した。金融庁では、態勢整備の結果について、大部分の金融機関等からガイドラインの対応が完了したとの報告があったことから、期限を設けた集中的な取組が一定の効果を発揮したと評価している。また、態勢整備期限の到来を踏まえ、今後は金融機関等においてリスクベース・アプローチを高度化し、態勢の有効性を向上させる段階への移行を必要としている。ガイドラインでは、マネー・ローンダリング等リスク管理態勢の有効性を検証することを金融機関に求めている項目もあり、金融庁は、有効性検証の取組状況についてモニタリングを行い、態勢整備や手法に関する取組事例を公表・共有していく方針である。

また、令和6年8月、金融庁と警察庁は連名で、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策として業界団体等に対して、預貯金口座の不正利用等防止に向けた次のような対策を要請した。

- ① 口座開設時における不正防止及び実態把握の強化
- ② 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知
- ③ 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
- ④ 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化
- ⑤ 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
- ⑥ 警察への情報提供・連携の強化

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、資産凍結等の措置の対象者に関するデータベースの提供、研修の実施等により、各預金取扱金融機関によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各預金取扱金融機関においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【業界団体及び特定事業者による主な取組例】*1

《業界団体》

- ・ 各業界団体において「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」で求められる態

*1 【業界団体及び特定事業者による主な取組例】又は【業界団体による主な取組例】においては、業界団体の名称について法人格の種類を省略する。以下同じ。

- 勢整備のポイント及びその水準等を整理した資料を作成し、会員に配布(全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会)
- ・ 代表行が自行の取組を紹介する勉強会を開催(全国地方銀行協会・第二地方銀行協会)
 - ・ マネー・ローンダリング等リスク管理態勢に係る規程例を会員に提供するとともに説明会を開催(全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会)
 - ・ 態勢整備完了期限までの各金庫の進捗状況の取りまとめ、各金庫に対する支援等の実施(労働金庫連合会)
 - ・ 農漁協系統におけるマネー・ローンダリング等対策業務の標準化を図ることを目的とし、取引モニタリング・フィルタリング、基本情報等の顧客管理を行うプラットフォームである系統マネロン管理システムを提供(農林中央金庫)
- 《特定事業者》
- ・ 特殊詐欺や不正送金等による犯罪収益を振込入金専用口座を経由して入金した後、暗号資産を購入し、即時に購入した暗号資産を出金するといった手口が多数認められることから、暗号資産交換業者へ振込入金専用口座を提供する一部の預金取扱金融機関においては、暗号資産交換業者のマネー・ローンダリング等リスク管理態勢を確認するための質問状の発出や、不正利用が発覚した際に、暗号資産交換業者側の判断で振込入金専用口座の利用を停止できる機能の提供等の対策を実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後も預金取扱金融機関が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- マネー・ローンダリング等のリスクについて、包括的かつ具体的に洗い出しを行うこと。
- 犯罪収益移転防止法等の法令対応に留まらず、リスクに応じた顧客管理を行うこと。
- 令和6年3月末を期限として整備した基礎的な態勢に基づき、PDCAサイクルを回し、態勢の維持・高度化を図ること。
- 法人名義口座を含む預貯金口座等の不正利用防止のため、犯行の手口やアクセス環境等不正利用の特徴を分析の上、対策を強化すること。

オ 危険度の評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。

一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認め

られる^{*1 *2}。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例、近年の犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

また、預金取扱金融機関が提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 多数の者が行う取引
 - 高頻度で行われる取引
 - 多額の送金や入出金が行われる取引
 - 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的に多額の入出金が行われる取引
 - 顧客の取引目的又は職業若しくは事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で送金や入出金等が行われる取引
 - 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金が行われる取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁、特定事業者等は、法令上の措置は当然として、上記ウのような危険度の低減措置を行っており、その効果は預金取扱金融機関による効果的な取組に表れている。

しかしながら、これらの取組については、預金取扱金融機関ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない預金取扱金融機関についてはマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

特に、本項目や、本調査書中「第3 1 主体」において、架空・他人名義口座が悪用されている状況を踏まえると、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第28号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期的に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第36号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

【電子決済等取扱業者等*1】

社会経済全体のデジタル化が進む中、分散台帳技術の活用を含め、金融分野においてもデジタル化が加速しており、銀行等の預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスも変化しつつある。こうした中、民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護等を適切に確保する観点から送金手段等のデジタル化に対応するため、令和4年6月、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 61 号)が成立し、銀行法等*2の改正により電子決済等取扱業者等に対する登録制等の業規制が導入されるとともに、犯罪収益移転防止法の改正により電子決済等取扱業者等が特定事業者に追加されることとなった。

電子決済等取扱業者等は、銀行等の委託を受けて、当該銀行等に代わって銀行等に預金の口座を開設している預金者との間で、当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権額の減少、又は為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権額の増加を、電子情報処理組織を使用する方法により行うことを営むものである。

電子決済等取扱業者等は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加されたことにより、同法上の各種義務(取引時確認の実施、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等)が課されたほか、利用者から金銭等の預託を受けることを禁止されている。また、電子決済等取扱業者等の利用者は当該銀行等の預金者に限られ、預金取扱金融機関による各種低減措置も講じられている。これらのことから、マネー・ローンダリング等の危険度も預金取扱金融機関が取り扱うサービスと同程度に低減されているものと認められる。

*1 電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者

*2 銀行法、信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和 24 年法律第 183 号)

【トピック】金融機関等による取引モニタリング等の共同化

金融のデジタル化の進展やマネー・ロンダリング等の手口の巧妙化等も踏まえ、国際的にもFATFにおいて、より高い水準での対応が求められており、金融機関等におけるマネー・ロンダリング等対策の実効性向上は喫緊の課題となっている。

また、マネー・ロンダリング等の犯罪については、一般に、その対策が十分でない金融機関等が狙われるなどの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、金融機関等におけるマネー・ロンダリング等対策の中核的な業務である取引のモニタリング等の共同化等による高度化・効率化に向けた取組が進んでいる。

令和4年6月3日に成立し、同月 10 日に公布された安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月1日施行)においては、複数の金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、

○ 取引フィルタリング(顧客等が制裁対象に該当するか否かを分析し、その結果を金融機関等に通知)

○ 取引モニタリング(取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を金融機関等に通知)

を実施する「為替取引分析業者」に係る制度を整備した。

為替取引分析業は金融機関等におけるマネー・ロンダリング等対策の中核的な業務を受託して行うものである。為替取引分析業者には、自らが提供する取引モニタリング等の有効性をより高い水準で確保しつつ、金融機関等におけるマネー・ロンダリング等対策の有効性の向上に資する役割が求められている。

為替取引分析業は許可制を導入しており、令和6年5月末現在、資金決済法に基づく金融庁長官の許可を受けている事業者は3社である。許可を受けた者は金融庁等による検査・監督等を及ぼすこととしており、金融庁はその指針について公表するなど、為替取引分析業者の業務品質の確保に向けて監督等を行っている。

「為替取引分析業者向けの総合的な監督指針」

<https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html> (金融庁)

なお、金融機関等は、自らのリスクに応じた対応が求められており、その責任は金融機関等自身に帰属することから、為替取引分析業者を利用する場合であっても、委託する業務について一任することなく、各金融機関等においても提供を受けるサービスの品質を確認し、必要に応じ自ら追加の対応等を行う必要がある。

(2) 保険会社等^{*1}が取り扱う保険

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を填補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合にも、特にリスクが高いものとして留意する必要がある。

このような、原資から保険商品への変換性という特性は、商品・サービスの脆弱性^{ぜい}となり、マネー・ローンダリング等に利用され得る。

保険会社等のうち、令和6年3月末現在、保険業法(平成7年法律第105号)に基づく内閣総理大臣の免許を受けている者の数は97である。このほか、内閣総理大臣の登録を受けた少額短期保険業者、農林水産大臣等による設立の認可を受けた農業協同組合等がある。

金融庁は、金融セクター分析において、保険のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

(イ) 事例

保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例としては、犯罪収益がその形態を変えた事例として、

- 詐欺や売春等により得た犯罪収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していたもの

があり、また、保険がマネー・ローンダリングに関係した事例として、

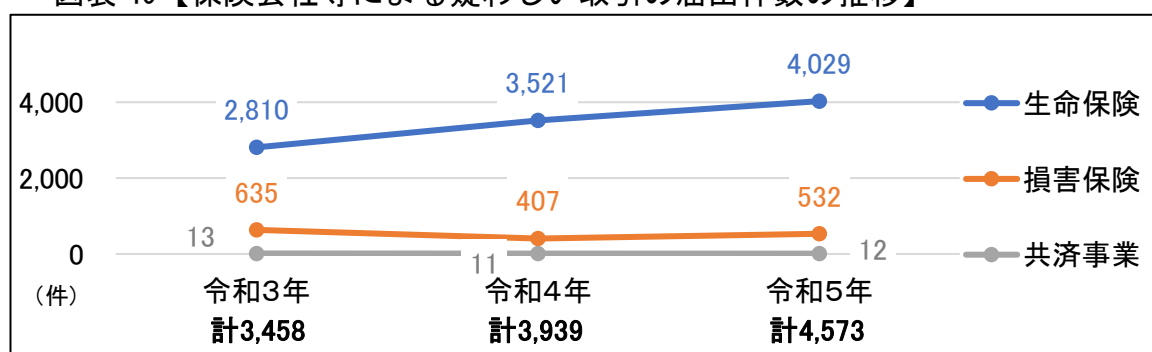
- だまし取った休業損害保険金を架空・他人名義口座に入金させたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、保険会社等による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

^{*1} 犯罪収益移転防止法第2条第2項第8号に掲げる者(農業協同組合)、同項第9号に掲げる者(農業協同組合連合会)、同項第17号に掲げる者(保険会社)、同項第18号に掲げる者(外国保険会社等)、同項第19号に掲げる者(少額短期保険業者)及び同項第20号に掲げる者(共済水産業協同組合連合会)をいう。

図表 49【保険会社等による疑わしい取引の届出件数の推移】



金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、保険会社向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 50【生命保険の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数 (件)	割合 (%)
28. 暴力団員等	7,014	67.7
29. 不自然な態様・態度等	251	2.4

図表 51【損害保険の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数 (件)	割合 (%)
28. 暴力団員等	514	32.7
29. 不自然な態様・態度等	88	5.6
5. 架空名義・借名契約	58	3.7

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 保険業法

必要に応じて、所管行政庁が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認等が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
保険会社向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
少額短期保険業者向けの監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/ (農林水産省)
漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/ (水産庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 他省庁や業界団体、特定事業者、外国当局保険担当者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

《農林水産省》

- ・ 金融庁と連携して、取引実態や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」とのギャップ分析を含む体制整備に関する報告を依頼(2件)(令和5年3月)
- ・ 全都道府県担当者や農政局、共済事業を行う所管団体等と各業務に係る意見交換を実施
- ・ 検査対象者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応(リスクベース・アプローチを含む。)及び体制整備について検査を実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員における情報共有を図り、会員が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしている。また、マネー・ローンダリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成したり、協会内にプロジェクトチームを設置し、同チーム主催の会議等において、会員間の情報共有や意見交換を実施するなど、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各保険会社等は、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を

図っている。

【業界団体の主な取組例】

- ・ 令和5年度事業の取組方針に基づき、農業協同組合に対して、「取引時確認」及び「確認記録の作成・保存」等の措置について、研修資材や電子マニュアルを用いて研修・周知を実施(全国共済農業協同組合連合会)
- ・ 共済契約者等が制裁対象者や暴力団等でないことを確認するシステムチェック(フィルタリング・スクリーニング)を行い、取引の未然防止及び既存取引排除への取組を実施(全国共済農業協同組合連合会)
- ・ 200 万円超の現金取引、貯蓄性の高い仕組みの解約、新規契約取消・クーリングオフ等の取引時におけるシステムチェック(取引モニタリング)を行い、農業協同組合に対して疑わしい取引への該当可否に係る注意喚起を実施(全国共済農業協同組合連合会)
- ・ 農業協同組合に対し、電子マニュアルを用いて、合理的な理由のない早期解約・取消し、妥当な説明が困難な高額な現金取引、合理的な理由のない遠隔地の利用者等を疑わしい取引の疑義がある取引として例示し、合理的な理由の有無に基づく慎重な審査・取引モニタリングを実施(全国共済農業協同組合連合会)
- ・ 令和5年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員のコンプライアンスに対する基本姿勢の確立と日常業務におけるコンプライアンス推進の向上に取り組むこととし、取引時確認等の措置については、内部で研修・教育を実施するとともに、漁業協同組合に対して研修・周知を実施(全国共済水産業協同組合連合会)
- ・ 共済掛金として200万円超を一括で払い込まれた契約について、モニタリング調査(現金収納の有無、現金の場合その理由の確認)を実施したほか、内部検査においても、モニタリング調査の検証を実施(全国共済水産業協同組合連合会)
- ・ 組合員以外が共済契約の申込みに来た場合、所定の本人確認を行うとともに、加入目的や加入経路(内部規定により員外者については組合員又は役職員の友人・知人に限定している)確認の徹底を漁業協同組合に指示(全国共済水産業協同組合連合会)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後とも保険会社等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
- 特定事業者作成書面等の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引等の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を包括的かつ具体的に行うこと。
- IT システムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること。
- 制裁が課され得る国内外の法規制等の遵守その他必要な措置を実施し、高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

オ 危険度の評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び保険会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、保険会社等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない保険会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者^{*1}が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

ア 危険度を高める要因

(7) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

資金の運用方法には、預金取扱金融機関への預貯金のほか、株式や債券等の金融商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託の受益証券等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等の商品先物取引がある。

令和6年3月末現在、金融商品取引法に基づく内閣総理大臣の登録を受け、又は内閣総理大臣に届け出ている金融商品取引業者等の数は5,691であり、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づく主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けている者の数は35である。

我が国における投資対象となる株式や商品の取引状況を概観すると、株式に関して、令和5年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額は、プライム市場で約944兆円、スタンダード市場で約30兆円、グロース市場で約38兆円となっている。

また、商品先物取引に関しては、令和5年中に東京商品取引所及び堂島取引所で行われた取引の出来高は約275万枚^{*2}となっている。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の市場価格の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

一方、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性の観点からみると、資金を預託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を様々な商品に転換することのできる変換性や、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出所を不透明にしたりすることで、犯罪収益^{ぜい}の追跡を困難にすることができる複雑性という特性は、商品・サービスの脆弱性となる。

金融庁は、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者においては、銀行口座等から証券総合口座・FX口座等への入金、当該口座等から指定した銀行口座等への送金、有価証券等の別口座・他業者への移管、店頭やATMでの現金の入出金等が可能であり、これらの取引を通じて犯罪収益を移転するリスクがあるとしている。例えば、グループ内での銀行口座と連動した入出金サービス等の提供においては、資金の移動が高速化することで、必要な確認等が不十分となるリスクがあるとされている。また、インサイダー取引が行われ、インサイダー取引により獲得された資金が合法資産と結合したり、株式の売買が暴

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第21号に掲げる者（金融商品取引業者）、同項第22号に掲げる者（証券金融会社）、同項第23号に掲げる者（特例業務届出者）、同項第24号に掲げる者（海外投資家等特例業務届出者）及び同項第33号に掲げる者（商品先物取引業者）をいう。

*2 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称である。

力団等の資金調達に利用されたりするなどのリスクがある。非対面取引においては、架空の人物や他人になりすました者と取引を行うリスクがある。

金融庁は、金融セクター分析において、投資のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

(イ) 事例

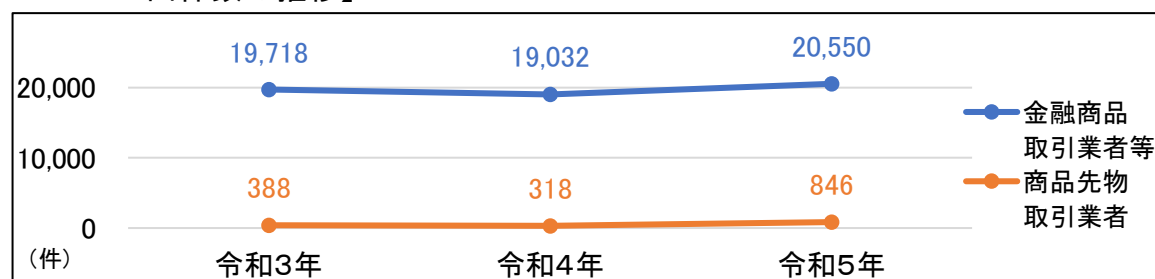
金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が行う有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 架空・他人名義で開設した証券会社の口座に、詐欺により得た犯罪収益を入金して株式を購入した。
- 強盗により得た犯罪収益を、親族名義の口座に入金した後、親族名義で開設したFX口座に証拠金として入金した。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数の推移は、次のとおりである。

図表 52【金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



金融庁、農林水産省及び経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を含む、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を公表している。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 53【金融商品取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数 (件)	割合 (%)
4. 架空名義・借名口座使用	14,108	23.8
38. 不自然な態様・態度等	13,194	22.2
37. 暴力団員等	8,712	14.7

図表 54 【商品先物取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
4. 架空名義・借名取引	1,256	80.9

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 金融商品取引法及び商品先物取引法

必要に応じて、それぞれの取引業者に対して所管行政庁が報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に対する義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
商品先物取引業者等の監督の基本的な指針	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/hourei-3.pdf (農林水産省) https://www.meti.go.jp/policy/commerce/z00/190814sakimono-shishin.pdf (経済産業省)
商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/money.html (農林水産省) https://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/211019amlcft_guideline.pdf (経済産業省)
不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について	https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000263.html (国土交通省)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

《農林水産省及び経済産業省》

- ・ 検査対象者に対して、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応(リスクベース・アプローチを含む。)及び体制整備について検査を実施
《国土交通省》
- ・ 金融庁と連携して、取引実態やガイドラインとのギャップ分析を含む態勢整備に関する報告徴収を発出(82件)(令和5年3月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、研修の実施等により、各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【業界団体の主な取組例】

- ・ 会員の態勢整備状況について書面調査等を行い、調査項目として、「マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢」についてのヒアリングを実施し、各社からの回答を基にリスク評価を行い、当該会員への立入調査に活用(日本証券業協会、投資信託協会)
- ・ 会員自身による自主的総点検等を目的として、「自主規制ルールへの遵守状況等調査票」によるフォローアップを実施するとともに、その結果等について会員宛て情報還元・注意喚起を実施し、その中で、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」への対応状況の確認等、会員のマネー・ローンダリング等対策への取組を確認(日本投資顧問業協会)
- ・ オンラインを活用するなどし、会員向けの研修を実施(日本投資顧問業協会、日本証券業協会、第二種金融商品取引業協会)
- ・ 会員向けに年に2回実施しているコンプライアンス研修の中で、犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等に関する注意事項等の説明を行い、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援(不動産証券化協会)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後とも金融商品取引業者等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 法人顧客の実質的支配者の確認について、顧客による申告だけではなく第三者機関の情報も活用するなど、適切な措置を講じること。
- 外国籍顧客について、在留期間の確認を行って当該証跡を保存するほか、在留期間が終了した場合には追加資料提出を求めるなど、適切な措置を講じること。

- 取引モニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオ追加を行ったり、IPアドレス検知によって外国からの取引を把握したりするなどして、高度化を図ること。
- 高額な店頭現金取引を認める場合には、店頭現金取引によらざるを得ない理由や入金経路（顧客の自己資金であるかなど）を確認及び記録し、不審な取引の有無を検証すること。
- ATMを用いた現金の入出金についてモニタリングを行い、短期間にATM入金又は出金が頻繁に繰り返されることにより高額な入金又は出金が行われたなど不自然な取引がみられた場合には、当該分割入金又は出金について合理的な理由があるかを調査した上で、必要に応じて疑わしい取引の届出を行うなど、適切な措置を講じること。
- 当局又は自主規制団体の指摘等を通じて問題点を認識した場合には、適切な改善策を定め、その進捗状況を内部の会議体や内部監査等を通じて検証するなど、十分な改善が行われるようにすること。
- グループ内において、必要な情報共有や報告体制の構築等を行い、取組に対する連携の強化を図ること。

オ 危険度の評価

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えけるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。

また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる^{*1*2}。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第27号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者等を掲げている。不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）に基づく都道府県知事又は主務大臣の許可又は登録を受けている者の数は307であり、令和4年度に不動産特定共同事業スキームを活用して取得された資産は約0.3兆円、譲渡された資産は約0.1兆円である。不動産特定共同事業契約（各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等）を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第34号及び35号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を掲げている。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関（証券会社、銀行等が行うことができる。）についても、その取り扱い商品・サービスが犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

また、金融商品取引業者等又は商品先物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁並びに金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない金融商品取引業者等又は商品先物取引業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(4) 信託会社等^{*1}が取り扱う信託

ア 危険度を高める要因

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、財産を様々な形で管理及び処分できる制度であり、受託者の専門性を生かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

信託会社として信託業を営むには、信託業法に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に基づき、所管行政庁による免許、登録又は認可を受けることが必要とされているところ、令和6年3月末現在、当該免許、認可等を受けて信託業務を営む者の数は97である。

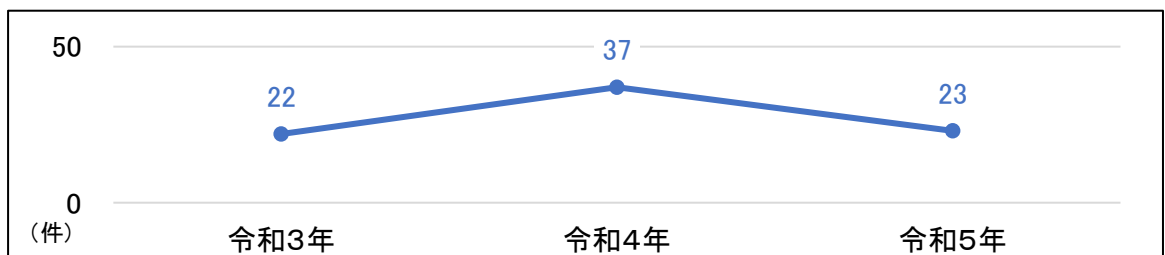
信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、信託の商品・サービスの脆弱性^{ぜいせい}として、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義並びに財産の管理権及び処分権に係る移転性や、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える複雑なスキームによって、原資の追跡を困難にすることができる複雑性がある。

金融庁は、金融セクター分析において、信託のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、信託に関する疑わしい取引の届出件数^{*2}の推移は次のとおりである。

図表 55 【信託に関する疑わしい取引の届出件数の推移】



また、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第25号に掲げる者(信託会社)、同項第26号に掲げる者(自己信託会社)及び信託兼営金融機関をいう。

*2 疑わしい取引として届出が行われた情報を分析し、信託との関係を確認できたものを計上した。

- 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引（28件、34.1%）
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（15件、18.3%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

- 信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

金融庁は、取引時確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
信託会社等に関する総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 預貯金契約の取引を行う目的の種類の例示に「信託の受託者としての取引」を追加する「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の一部改正(令和5年6月1日施行)を実施
- ・ 業界団体に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた意見交換会等の実施

金融庁によると、信託会社等の取引は、顧客との関係が金銭や土地等の財産等の当初の保有者（委託者）及び信託会社等（受託者）のみならず、財産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となるとともに、信託の利用によって、犯罪収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿し得る点に特性があるため、信託会社等においては、受託者として、委託者のみならず信託の受益者についても十分な確認・リスク評価手続等を実施する必要がある。これについて、一部の信託会社等においては信託の受益者のリス

クに応じた措置を講じているものの、信託会社等ごとに対応が異なるため、上記特性を踏まえたリスク評価・顧客管理措置を実施する必要があるとしている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、業務連絡会やマネー・ローンダリングに関する検討部会等の開催を通じて、加盟会社に対し、外部コンサルタント等による研修・各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、特定事業者作成書面等の記載内容の説明、マネー・ローンダリング等対策に向けた体制整備等についての意見交換を実施するなど、加盟会社におけるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各信託会社等においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【特定事業者の主な取組例】

- ・ 自らが提供する商品・サービスを踏まえ、信託スキームの関係者を洗い出した上で、関係者の本人確認やスクリーニングを実施
- ・ 受託財産の運用において、運用先をはじめとする関係者について、リスクに応じてスクリーニングを実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後も信託会社等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 適切な信託代理店審査・管理体制を整備し、定期的に又は必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
- 新たな信託商品・サービスを開始する場合には、リスクの特定・評価に当たり、個別具体的なリスクの特定を考慮すること。
- リスクについての分析を行うときは、疑わしい取引の届出の分析を含め、リスクの分析を網羅的・具体的に行い、特定事業者作成書面に反映させること。
- リスクに応じた取引時確認、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等を踏まえた顧客リスク評価の実施及び継続的な顧客管理体制の構築が必要であること。
- 営業部門、管理部門及び監査部門において、それぞれ採用又は研修を通じて、専門性・適合性を有する職員の確保が必要であること。

オ 危険度の評価

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約

を締結したり、自己信託をしたりすることのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び信託会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組について信託会社等ごとの差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない信託会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(5) 貸金業者等^{*1}が取り扱う金銭貸付

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(以下これらを総称して「金銭貸付」という。)は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

一方、金銭貸付には、こうした利便性に加え、犯罪収益を得た者が、貸金業者等から借入れ及びそれに対する返済を繰り返すことで、当該犯罪収益の追跡を困難にすることができる権利主体の移転性、現金取引における原資の匿名性といった特性がある。このような商品・サービスの脆弱性を悪用することで、金銭貸付はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

貸金業を営むためには、貸金業法に基づく都道府県知事又は内閣総理大臣(二以上の都道府県に営業所又は事務所を設置して営業しようとする場合)の登録を受ける必要があり、令和6年3月末現在、当該登録を受けている者の数は1,515であり、令和5年3月末時点の貸付残高は36兆9,641億円である。

金融庁は、金融セクター分析において、金銭貸付のセクターリスクを「Low」として相対的に低いと評価している。

(イ) 事例

犯罪収益がその形態を変えた事例として、

- 強盗や詐欺により得た犯罪収益を貸金業者への債務返済に充当したものが、金銭貸付がマネー・ローンダリングに関係した事例として、
- 偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で架空・他人名義口座の開設及び貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振り込ませたものがある。

また、貸金業者等が行う金銭貸付ではないが、金銭消費貸借契約がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 投資コンサルティング業等を営む者が、資産運用会社へ投資するという名目でだまし取った犯罪収益について、顧客らに同社との金銭消費貸借契約を結ばせ正当な貸付金であるように装ったもの
- 不正な輸出事業により得た犯罪収益を隠匿するために、取引企業と金銭消費貸借契約を交わした上で、同社名義の口座に短期貸付金として送金したもの

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第29号に掲げる者(貸金業者)及び同項第30号に掲げる者(短資業者)をいう。

がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、貸金業者等による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 56【貸金業者等による疑わしい取引の届出件数の推移】



金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 57【貸金業者等の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
43. 不自然な態様・態度等	56,417	38.9
5. 架空名義・借名口座使用	48,863	33.7
42. 暴力団員等	10,538	7.3

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 貸金業法

必要に応じて、所管行政庁が貸金業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
貸金業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 業界団体に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた意見交換会等の実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、その自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や暴力団等による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し社内体制を整備することを定め、会員に対応を要請している。

各貸金業者等も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【業界団体及び特定事業者の主な取組例】

《業界団体》

- ・ 貸金業者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求められている態勢整備に向けた研修会を実施(日本貸金業協会)
- ・ 社内体制整備のためのチェックリストを作成し、配布(日本貸金業協会)

《特定事業者》

- ・ 契約内容の類似性や不審点に着目したモニタリングを強化し、社内連携システムを通じて関連部署に着眼点等を共有する取組を実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後貸金業者等が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 特定事業者作成書面の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられる一般的な型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引の特性を勘案するなど、リスクの特定・評価を網羅的に行うこと。
- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
- ITシステムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

オ 危険度の評価

貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、架空の人物等のかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義口座に入金させる事例もあり、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

さらに、貸金業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び貸金業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、貸金業者等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない貸金業者等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス**ア 危険度を高める要因****(7) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（1回当たりの送金額に応じた種別の登録等が必要^{*1}）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。令和6年3月末現在、当該登録を受けた者の数は83、令和4年度の年間送金件数は約23億4,129万件、年間取扱金額は約7兆5,756億円である。資金移動サービスは、諸外国から来日した外国人が、銀行より手数料が安価な送金手段として利用しているほか、インターネットを活用した新たな支払方法として利用が増大しているなど、今後も同サービスの需要が高まることが予想される（図表58参照）。

図表58【資金移動業の実績推移】

区分 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間送金件数(件)		963,073,667	1,548,782,833	2,341,293,721
内訳	国内(件)	892,640,092	1,473,790,829	2,263,357,787
	国外(件)	70,433,575	74,992,004	77,935,934
年間取扱金額(百万円)		3,995,550	5,467,864	7,575,681
内訳	国内(百万円)	2,595,589	3,989,725	5,902,381
	国外(百万円)	1,399,956	1,478,134	1,673,298
登録資金移動業者数(社)		80	83	83

注：金融庁の資料による。

資金移動サービスの送金方法には、大別して次の3種類の方法がある。

- ① 依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込むなどして送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法
- ② 資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座の間、又は資金移動業者のウェブサイト等で開設された顧客双方のアカウントの間で資金を移動させる方法
- ③ 資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられたカードや証書(マネーオーダー)を発行し、そのカードを保有する者や証書を持参した者に支払を行う方法

資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能

^{*1} 100万円超の送金を行う場合は第一種資金移動業の認可、100万円以下の送金を行う場合は第二種資金移動業、5万円以下の送金を行う場合は第三種資金移動業の登録が必要である。

なものがあり、受取人が支払等を受ける方法には、現金や証書の受取、銀行口座への入金等がある。また、送金システムも多様で、預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している資金移動業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されている。そのため、各資金移動業者が展開している多様なサービスによって、外国送金に係る透明性など、資金移動業者ごとにリスクの所在が異なる。具体的には、ビジネスモデルに見合った適切なマネー・ローンダリング等対策がなされていない場合における、外国送金に係る透明性の低下が挙げられる。令和5年4月から、資金移動業者の口座への賃金支払を可能とするための厚生労働大臣への指定申請が可能となるなど、資金移動業者が取り扱い得る業務の幅も広がっている。

資金移動サービスには、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができる移転性、法制度や取引システムの異なる外国へ資金を移転することができる広範性、非対面取引による匿名性といった特性があり、これらの特性によってその追跡可能性が低下する。このような商品・サービスの脆弱性を悪用することで、資金移動サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

金融庁は、金融セクター分析において、資金移動のセクターリスクを「High」として相対的に高いと評価している。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

- ・ グローバル展開をしている業者において、グローバル共通の手続を制定するにとどまり、本邦法令等に則った取引時確認、スクリーニング、取引モニタリング等を行うための規程・手続の整備が不十分な実態が認められた。
- ・ 外部委託先の委託先管理を適切に行っていなかったため、委託先から再委託先、再々委託先に業務が委託されている実態を把握していない事例が認められた。

(イ) 事例

資金移動サービスの導入により、安価な送金手数料で容易に外国へ送金することが可能となったことから、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスをマネー・ローンダリング等の手段として悪用する者が現れるようになった。資金移動サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 危険ドラッグを販売した者が、その犯罪収益を架空・他人名義口座に隠匿した上、資金移動サービスを利用して外国からの原料調達費を支払った。
- 技能実習生として来日した不法残留者が、盗品を売却した犯罪収益を、外国の犯罪組織に資金移動サービスを利用して送金した。
- 外国の犯罪組織が敢行した詐欺によって得た犯罪収益を、我が国の銀行口座に振り込ませた後、資金移動サービスを利用して、外国の犯罪組織に還

流させた。

- 不正に入手した携帯電話回線及び口座情報を利用して他人になりすまして資金移動業者のアカウントを作成し、不正に残高を増額させた上で、現金として払い出した。
- 銀行口座に振り込まれた詐欺の詐取金を払い戻した後、コンビニエンスストアに設置されたマルチメディア端末を利用して、指定された資金移動サービスのアカウントに現金を入金した。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、資金移動業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 59【資金移動業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和4年3月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 60【資金移動業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	15,778	26.3
15. 突如多額入出金	6,506	10.8
4. 架空名義・借名口座使用	3,662	6.1
16. 経済合理性から異常な取引	3,613	6.0
42. 暴力団員等	2,647	4.4

また、資金移動業者が、顧客に対して送金目的を確認したところ、「外国サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」などとの申告があったという、いわゆるマネーミュールによるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出があった。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 資金決済法

資金移動業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者には義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisy/a/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備の完了に向け、一般社団法人日本資金決済業協会を通じた勉強会等を複数回実施（令和5年1月から令和6年3月まで）

金融庁は、資金移動業者の取引額、事業規模や特性によって、資金移動業者が直面するリスクが異なることから、各資金移動業者に対し、その取引額・事業規模・特性に応じたリスクに適切に対応するための態勢整備を求めている。

しかし、リスクの特定・評価において、取引時確認の不備等により顧客情報が不正確なため顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証できる状態になっていない、疑わしい取引の届出の分析等を行っていないため具体的かつ客観的な根拠に基づくリスク評価を実施していないなど、一部の資金移動業者の取組に遅れが認められている。そのため、自らの業務規模・特性に応じたリスクを包括的・具体的に検証した上、リスクの特定・評価を実施していくことを課題としている。また、顧客の利便性向上のために新たな技術を用いて新たなサービスを提供する場合には、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、資金移動業者は、適切にリスクを把握した上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、規程の整備や研修の実施のほか、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答集の作成等により、各資金移動業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。また、不正利用防止に関してガイドラインを策定し、会員が不正利用防止のために講じるべき措置の考え方や、被害が生じた場合の補償方針等を示し、業界の不正利用防止に向けた取組を支援している。

各資金移動業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【業界団体の主な取組例】

- ・ 悪意のある第三者が不正に入手した預金者の情報等に基づき、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設するとともに、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金を入金し、不正な出金を行う被害（銀行口座なりすまし型不正利用）や、資金移動業者が提供する資金移動サービスのID、パスワード等の情報を不正に入手した第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用する被害（決済アカウント乗っ取り型不正利用）の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について公表（令和5年8月及び令和6年3月・日本資金決済業協会）
- ・ 令和5年度中に全8回のカリキュラムで実施された、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修の内容をまとめた資料を作成し、会員向けに発出（日本資金決済業協会）
- ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備の完了に向け、協会が会員の対応状況のフォローアップを実施（日本資金決済業協会）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後とも資金移動業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 適切な代理店審査・管理体制を整備し、定期的に又は必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
- 銀行口座振替手続を通じた取引時確認によりアカウント開設を行う顧客についても、アカウント開設時において、なりすましでないこと等の確認に加え、暴力団排除条項への該当性の事前審査を行うこと。

オ 危険度の評価

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、外国の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして外国に犯罪収益を移転していた事例や、悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の

名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携するとともに、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金を行うことで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例もあり、こうした事情も、資金移動サービスの危険度を高めることとなる。

資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、令和4年10月に全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、令和5年4月に資金移動業者の口座への貸金支払（貸金のデジタル払い）が解禁されたこと等決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。

また、資金移動業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
- 多数の者からの頻繁な送金取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び資金移動業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、資金移動業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(7) 電子決済手段等取引業者*¹が取り扱う電子決済手段**ア 危険度を高める要因**

近年、金融のデジタル化が進む中で、法定通貨との価値の連動を目指すいわゆるステーブルコイン*²を用いた取引が米国等で急速に拡大しており、国際的にはG20 財務大臣・中央銀行総裁会議、F S B（金融安定理事会）、F A T F等において、いわゆるグローバル・ステーブルコインへの対応について、利用者保護やマネー・ローンダリング等上の課題に関する議論が交わされ、諸外国において規制の検討が行われている。

こうした情勢等を踏まえ、令和4年3月、資金決済法等の改正により電子決済手段等取引業者等に対する登録制等の業規制を導入することや、犯罪収益移転防止法の改正により電子決済手段等取引業者等を特定事業者に追加すること等を含む安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案が第208回国会に提出され、同法案は、同年6月3日に成立し、同月10日に公布されるとともに、下位法令の制定・改正に伴い、令和5年6月1日から施行された。

資金決済法において、電子決済手段とは、不特定の者に対して代価の弁済に使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転できるもの等と定義されている。

また、その発行者は、資金移動業者、信託会社等に限定されているほか、その取引を行う仲介者を電子決済手段等取引業者とし、電子決済手段等取引業を営むためには、内閣総理大臣の登録を受けることを必要とするなど、必要な規制を整備することにより、適切な利用者保護、マネー・ローンダリング等対策等を図りながら、分散台帳技術等を活用した金融イノベーションに向けた取組等の促進を図ることとされた。

F A T Fでは、いわゆるステーブルコインのマネー・ローンダリング等上の脆弱性^{ぜい}について、次のとおり指摘している。

- 匿名性が高いこと、国境を越えて取引を行うことができること、瞬時に移転が可能で追跡が困難になること等、暗号資産と同様のマネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性^{ぜい}を有している。
- 上記の脆弱性は、当該サービスが流通すればするほど高まるおそれがある。既存の暗号資産よりも価値が安定しているため、今後、社会の決済手段として広く流通する可能性がある。
- 特にアンホステッド・ウォレットを利用したいわゆるP2P取引が容易に行

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第31号の2に掲げる者（電子決済手段等取引業者）をいう。

*2 いわゆるステーブルコインについて明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と連動させることにより価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものをいう。

われる場合、重大な脆弱性^{ぜい}が生じる可能性がある。

- 危険度を低減するためには、その発行者や取引の仲介者は、金融機関や暗号資産交換業者と同様のマネー・ローンダリング等対策上の義務を負う必要がある。
- 直ちに世界規模で利用可能となり、複数の国の法域にまたがって流通するため、マネー・ローンダリングリスクに適切に対処するためには、国際協力が不可欠である。

このように、電子決済手段には、暗号資産と同様、インターネット空間における利用者の匿名性、国内外への移転性・迅速性・広範性、取引形態や各国間での規制の相違による複雑性といった特性があり、このような商品・サービスの脆弱性^{ぜい}を悪用することで、マネー・ローンダリング等の有効な手段となりうる。

我が国において、電子決済手段の発行は確認されていないものの（令和6年9月末時点）、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、また、今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段等を取り巻く環境は急激に変化する可能性がある。

イ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 犯罪収益移転防止法

取引時確認等を義務付けているほか、電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在電子決済手段等取引業者が取引時確認に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならない旨等を規定

また、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転を行う場合等に、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者に対し、顧客及び移転の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○ 資金決済法

電子決済手段等取引業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が電子決済手段等取引業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

○ 金融商品取引法及び資金決済法

電子決済手段に該当する一定の信託受益権について金融商品取引法の適用対象から除外し、発行者となる信託会社等について資金決済法等の規律を適用

○ 外為法

電子決済手段等取引業者等に対し、顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行う場合等において、当該顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す旨を規定。また、外国為替取引等取扱業者遵守基準を創設し、資産凍結措置等の実施のための態勢整備義務を規定（令和6年4月1日に施行）。

(イ) 所管行政庁の措置

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html (金融庁)

ウ 危険度の評価

電子決済手段は、分散台帳技術を用いるという技術的類似点を持つ暗号資産と同様に、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有する。

また、暗号資産よりも価値が安定している上、我が国においても、証券決済での利用に向けた検討が進められているなど、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段を取り巻く環境に応じて、その危険度も急激に変化する可能性がある。これらを考慮すると、電子決済手段がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いことが見込まれる。

さらに、暗号資産取引が悪用された事例を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、電子決済手段等取引業者は、法令上の措置は当然として、暗号資産交換業者と同等のマネー・ローンダリング等対策の体制整備を進めるほか、継続的顧客管理による充実した情報の取得・活用、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオを設定するなど、あらかじめ高水準の危険度に対する低減措置を講じる必要がある。

また、所管行政庁は、その水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない新規参入事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する継続的な措置が必要である。

(8) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産**ア 危険度を高める要因****(7) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

我が国では、資金決済法において、ビットコイン等の暗号資産は、物品を購入する場合等に、その代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器等に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されている。暗号資産交換業を行うためには、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和6年6月末現在、当該登録を受けている者の数は29である。

暗号資産は、世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連した事案も発生している。令和元年7月には国内の暗号資産交換業者等から多額の暗号資産が不正に移転されたとみられる事案が発生した。これらの事案の背景には、令和5年中のサイバー犯罪の検挙件数が12,479件と過去最多を記録しているほか、ランサムウェアによる被害が高い水準で推移していること、不正アクセスによる情報流出や、国家を背景に持つサイバー攻撃集団による我が国の暗号資産取引所に対するサイバー攻撃が明らかになっていること等、近年のサイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いていることもあると思われる。

他方で、我が国においては令和元年5月の資金決済法改正により、顧客資産の分別管理（ネットワークに接続されていない、コールドウォレットでの管理）を義務付けるなど、暗号資産交換業者に対するサイバー攻撃等に対する環境整備を進めている。

多くの暗号資産は、移転記録がブロックチェーン上で公開され、その取引を追跡することは可能である。しかし、外国の暗号資産交換業者で取引される暗号資産の中には、移転記録が公開されず、追跡が困難なものや、移転記録の維持・更新に脆弱性を有するものもある。

暗号資産取引の匿名性を高める技術としては、

- 複数の中間アドレスを経由し、暗号資産を少しずつ連続して新しいアドレスに移転する「ピールチェーン」
- 様々な手段を利用して暗号資産の送信アドレスと受信アドレスとのつながりを隠す「ミキサー」・「タンブラー」
- 暗号資産を、記録されているブロックチェーンから、別のブロックチェーンに移動させる「チェーンホッピング」

等が存在し、これらを利用することで暗号資産の移転の証跡が不明瞭となり、

その追跡が困難になる。米国では、ミキシングサービスを提供する企業に対し、犯罪収益のマネー・ローンダリングを手助けしているとして、制裁措置を実施した例もある。

また、本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者を通じた取引や、個人の取得・管理に係る暗号資産ウォレットを使用するP2P取引である場合にも、取引により移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となる。また、暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高く、第三者へなりすますことを容易とする。

外国においては、暗号資産と法定通貨との交換を行うことができる暗号資産ATMが多数設置されている国があり、利用者の利便性が高まりつつある。実際、薬物密売人が薬物売買で得た犯罪収益を、偽造した本人確認書類を用いて暗号資産ATMでビットコインに交換する事案が発生していることから、利用実態について注視する必要がある。

このように、暗号資産には、インターネット空間における利用者の匿名性、国内外への移転性・迅速性・広範性、取引形態や各国間での規制の相違による複雑性といった特性があり、商品・サービスの脆弱性を悪用することで、暗号資産はマネー・ローンダリング等の有効な手段となっている。

金融庁は、金融セクター分析において、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせる事例も認められること等も考慮に入れて、暗号資産のセクターリスクを「High」として相対的に高いと評価している。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】

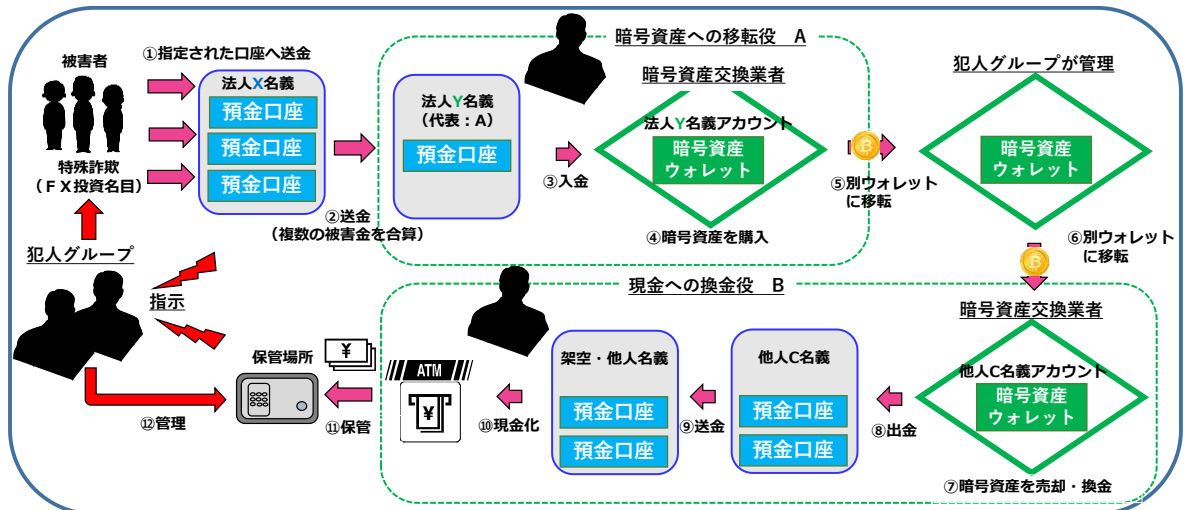
- ・ 暗号資産交換業を行うために、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受けていない個人がSNS等で暗号資産交換を呼び掛ける事案が見受けられる。
- ・ 暗号資産交換業者から照会を受けた際に、利用者としてどのように回答すべきか指南するウェブサイトが相応数存在している。暗号資産交換業者から利用者への照会又は利用者からの回答内容の分析に際しては、回答が指南によるものではないかといった点等に、留意する必要がある。
- ・ 不正利用が増加傾向にある暗号資産交換業者においては、不正利用の手口の分析やそれに応じた取引モニタリングシナリオの見直し等の不正利用対策が、十分に行われていないという傾向が認められる。
- ・ 取引モニタリングにおけるシナリオの有効性検証が未実施であったため、開発要件とは異なる仕様のシナリオが実装されていたことが看過され、異常な暗号資産取引を検知できなかった事例が認められる。

(イ) 事例

暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- F X取引の勧誘でだまし取った資金の運用を装うために、無登録の暗号資産交換業者を通じて暗号資産を購入し、犯人が管理する暗号資産ウォレットに移転させた後、現金化した。
- 電子計算機使用詐欺によって得た暗号資産を、匿名での開設が可能な外国の暗号資産交換業者の暗号資産ウォレットに移転させた。
- 暗号資産の取引を業とする法人の従業員に、当該法人名義の口座に振り込まれた詐欺等による犯罪収益で暗号資産を購入させ、自己の管理する暗号資産ウォレットに移転させた後、ほぼ同額の暗号資産を当該法人アカウントの暗号資産ウォレットに移転し、現金化させた。
- 詐欺により得た犯罪収益で暗号資産を購入して複数の暗号資産ウォレットを経由させた後、同暗号資産を売却して現金化し、犯人が管理する法人名義口座に入金させ、更に犯人名義の口座に送金して払い戻し、現金を氏名不詳者に交付した。

図表 61 【暗号資産を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】



また、近年では、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要なID、パスワード等の提供を受けるなどした、犯罪収益移転防止法違反が増加しているところ、主な事例は、次のとおりである。

- 在留期限のある外国籍の留学生・就労者等が開設した暗号資産アカウントのID、パスワードを、第三者に有償で提供した。
- 架空・他人名義の本人確認書類を利用して、暗号資産交換業者に口座を開設した。

さらに、暗号資産が犯罪において対価を支払うために使用された主な事例は、次のとおりである。

- 外国のウェブサイトで購入した違法薬物の支払に暗号資産が用いられた。
- ランサムウェアの対価支払に暗号資産が用いられた。

- 無許可の金融商品取引業者による金融商品取引に暗号資産が用いられた。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 62【暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



金融庁は、ブロックチェーン上の取引の態様や匿名化技術の使用に係る事例を含む「疑わしい取引の参考事例」を作成し、令和4年3月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 63【暗号資産交換業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
41. 不自然な態様・態度等	6,569	13.3
34. 真の受益者説明・資料提出拒否	5,221	10.6
2. 短期間・総額多額現金	4,175	8.4
4. 架空名義・借名口座使用	3,644	7.4
35. 真の受益者が不審な取引	1,673	3.4

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

- 同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。
- 同じIPアドレスから、複数の口座開設及び利用者登録がされている。
- 利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、ログインされたのが日本国外である。
- 同一の携帯電話番号が複数のアカウント及び利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

- 犯罪収益移転防止法

特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、暗号資産交換業者が

外国所在暗号資産交換業者との間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在暗号資産交換業者が取引時確認に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこと、及び暗号資産交換業者が暗号資産の移転を行う場合等に、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者に対し、顧客及び移転の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○ 資金決済法

暗号資産交換業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が暗号資産交換業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨等を規定

○ 外為法

暗号資産交換業者に対して、顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合等において、当該顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す旨を規定。また、外国為替取引等取扱業者遵守基準を創設し、資産凍結措置等の実施のための態勢整備義務を規定（令和6年4月1日に施行）

(イ) 所管行政庁の措置

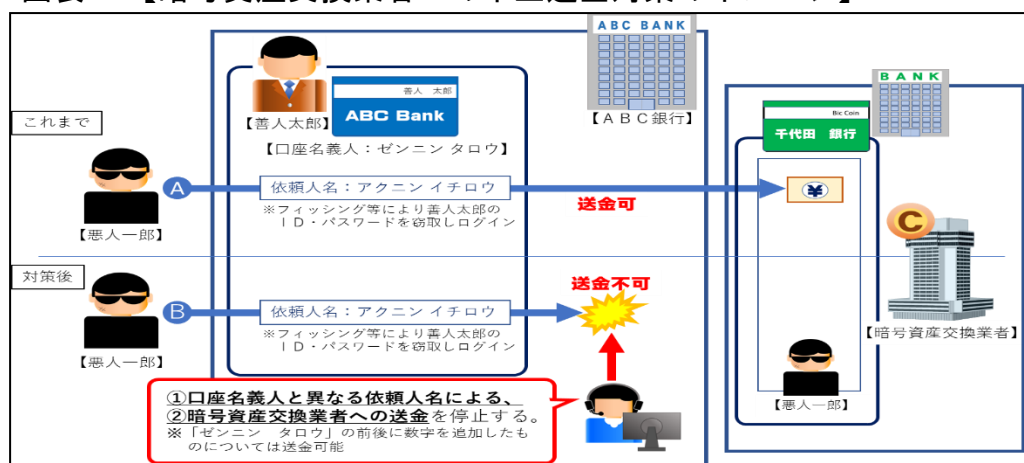
マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者には義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

また、令和5年2月以降、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる不正送金事犯において暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される被害や、特殊詐欺事件において暗号資産交換業者の金融機関口座に送金させる被害が多発している状況を踏まえ、警察庁と金融庁は、預金取扱金融機関の業界団体に対し、暗号資産口座への不正送金に関し、次の対策事例を参考とした更なる対策の強化を要請した。

○ 振込名義変更による暗号資産交換業者への送金停止

○ 暗号資産交換業者への不正な送金への監視強化

図表 64 【暗号資産交換業者への不正送金対策のイメージ】



【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisy/a/index.html (金融庁)

【所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備の完了に向け、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会を通じた勉強会等を複数回実施
- ・ 犯罪収益移転防止法による暗号資産取引通知義務（いわゆるトラベルルール）が施行されたことに加え、FATFが暗号資産分野の報告書^{*1}公表を行ったことを捉えて、業界団体・事業者に対しアウトリーチを実施
- ・ 国際的詐欺事件等が増加していることから、金融庁のウェブサイトやSNSにより利用者への注意喚起を実施
- ・ 無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に関する利用者相談が寄せられているため、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応しているほか、ウェブサイト等にて利用者への注意喚起を実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた自主規制規則及びガイドラインを制定するとともに、その業務として、会員の法令及び自主規制規則の遵守状況に係る監査や、その結果を踏まえた指導のほか、暗号資産を利用した犯罪等に関する注意喚起を行っている。また、令和4年3月に同庁が公表した、暗号資産交換業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、会員に対し、疑わしい取引の

*1 報告書の内容については、本調査書中「第5 1 (8) 【トピック】暗号資産をめぐる国際的動向等について」に記載している。

届出状況に係る調査を実施している。

各暗号資産交換業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【業界団体及び特定事業者の主な取組例】

《業界団体》

- ・「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」のポイントをまとめた資料を作成し、会員向けに発出(日本暗号資産等取引業協会)
- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備の完了に向け、協会が会員の対応状況のフォローを実施(日本暗号資産等取引業協会)
- ・マネー・ローンダリング等対策に関する自主規制規則・ガイドラインの改訂を実施(日本暗号資産等取引業協会)

《特定事業者》

- ・一部の暗号資産交換業者においては、振込入金専用口座を提供する預金取扱金融機関との間での入金情報の共有、自社のモニタリングシナリオの充実、ブロックチェーン分析ツールを用いての不正出金に利用された暗号資産ウォレットアドレスの特定、ログインや入出金時の二要素認証の導入等の複数の対策を効果的に組み合わせることで、不正利用防止に関する取組を実施

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後も暗号資産交換業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 経営陣が主体的・積極的に関与して具体的な指示を行い、また、関係各部署を連携させるなどして、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定し、体制整備を推進する必要があること。
- 管理部門は、法令等遵守の推進を行うにとどまらず、リスクベース及びPDCAサイクルを積極的に実践できる体制を構築する必要があること。
- 内部監査はルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチに基づく監査を実施する必要があること。
- リスクの低減策について、取引時確認といった法令要件の当てはめのみにとどまらないように、また、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用することにとどまらないようにすること。特定事業者作成書面に取りまとめる分析結果については、特に、非対面取引や暗号資産自体の高い匿名性といった高リスク要素を踏まえたリスクベース・アプローチの観点から、リスクの低減策の十分性の検討結果を記し、その結果を確実に取引時確認業務に還元させること。
- 外国人の在留期間管理をはじめとする自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえて継続的な顧客管理措置を行う必要があること。

オ 危険度の評価

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、外国の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、架空・他人名義口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、我が国においては、暗号資産の移転等に必要な情報を他人に譲り渡すなどといった犯罪収益移転防止法違反が増加している。さらに、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している中、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

加えて、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

これらの事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁、業界団体等が、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を含む体制の整備を進めたことにより、継続的顧客管理による充実した情報の取得や活用のほか、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオの変更や検知を行う事業者が増加するなど、顕著な結果もみられている。その後も、所管行政庁、業界団体等は、その水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない新規参入事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する措置を継続的に行っている。

しかしながら、暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることが不可能となり、危険度は依然として高い状態となる。

【トピック】暗号資産をめぐる国際的動向等について

FATFは、令和元年(2019年)6月に暗号資産・暗号資産交換業者に関するFATF勧告(勧告15)を最終化して以降、官民におけるFATF基準の実施状況のモニタリングや業界との対話等を行い、毎年、その進捗や現状及び課題を公表している。FATFは2023年2月にロードマップを採択し、その一環として、FATF加盟国及び重要なVASP^{*1}の活動がある法域における勧告15の実施状況一覧「FATFメンバー法域及び重要な暗号資産サービス・プロバイダー(VASP)の活動がある法域における勧告15の実施状況一覧表^{*2}」を令和6年(2024年)3月に公表した。FATFとVACG(暗号資産コンタクト・グループ)は、勧告15の世界的な遵守を支援するためのアウトリーチと支援の提供を継続し、2025年に当該一覧表を更新する予定である。

令和6年(2024年)7月に公表されたレポート「暗号資産:FATF基準の実施状況についての報告書^{*3}」では、暗号資産に関する課題として、

- 暗号資産に係るFATF勧告(勧告15)の各国における実施状況について、2023年の調査結果と比較すると、重要なVASPの活動があるいくつかの法域を含め、マネー・ローンダリング等に係る規制の導入が進展しているか、又はその過程にあるものの、世界的な実施状況は依然として相対的に不十分である
- トラベル・ルールについては、調査に回答した法域の半数以上が実施に向けた措置を講じているが、依然として十分な進展を見せていない

と指摘している。

また、同レポートでは、暗号資産が大量破壊兵器の拡散を支援するためだけでなく、詐欺犯、テロリスト集団、その他の違法な行為者によっても引き続き利用されている点も指摘している。例えば、北朝鮮は、一般消費者・市民である被害者の保有する暗号資産を盗み、又は恐喝により搾取することを行っており、こうして得た不正な収益を洗浄するために、高度な方法を用いるようになってきている。また、暗号資産はテロリスト集団、特にアジアのISILやシリアのグループによってますます利用されるようになってきており、ステーブルコインの利用や、匿名性を高める暗号通貨での隠匿を試みる人が多いとされている。

さらに、マネー・ローンダリング等目的でのステーブルコインの不正利用の増加、分散型金融(DeFi^{*4})アレンジメントへの継続的なハッキング等の事例が挙げられている。一方で、リスク低減措置としては、スマートコントラクトの活用に関して一定の進展が報告された。更にいくつかの法域では、ステーブルコイン・サービスプロバイダーに対するトラベル・ルール要件を含むマネー・ローンダリング等及び拡散金融に係る規制の導入、DeFiアレンジメントに対する規制・執行措置の実施、DeFi及びP2P取引を含むアンホステッド・ウォレットのリスク評価の実施等、規制、監督及び執行における進展も報告された。

FATF及びVACGは、FATF型地域体(FSRBs)事務局及びグローバル・スタンダードを設定し、支援と研修を提供する関連国際機関と協力して、特にキャパシティが低く、かつ重要なVASPの活動のある法域に対して、勧告15の遵守を奨励するためのアウトリーチを実施し、支援を続けている。加えて、DeFi及びP2P取引を含むアンホステッド・ウォレットに関するもの等、勧告15の実施に関する知見、経験及び課題を共有し、FATFの更なる作業が必要となる可能性のある進展がないか、この分野における市場動向を監視していくこととしている。

以上のように、各国における暗号資産に係る規制に対する取組の相違や新技術等の導入に伴う市場変化等の課題を踏まえれば、暗号資産取引におけるマネー・ローンダリング等のリスクには、引き続き留意する必要がある。

*1 「Status of implementation of Recommendation 15 by FATF Members and Jurisdictions with Materially Important VASP Activity」及び「Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards」においては、暗号資産はVirtual Asset(VA)、暗号資産交換業者はVirtual Asset Service Provider(VASP)とされている。

*2 [「Status of implementation of Recommendation 15 by FATF Members and Jurisdictions with Materially Important VASP Activity」\(March, 2024\)](#)

*3 [「Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards」\(July, 2024\)](#)

*4 Decentralized Finance。いわゆる「DeFi」について明確な定義は存在しないが、FSB(金融安定理事会)の報告書(2022年2月)では、「分散台帳技術に基づき、仲介者を必要としないことを企図した金融サービスや商品を提供するもの」と説明されている。

(9) 両替業者が取り扱う外貨両替

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

外貨両替は、主に、邦人が外国への旅行や出張等の際に必要な外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、外貨両替を専業として行っている者のほか、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる（図表 65 参照）。

図表 65 【外貨両替業者の取引状況】

年		令和 3				令和 4				令和 5			
		報告者数 (者)	取引件数 (件)	取引金額 (百万円)	1 件あたりの取引額 (千円)	報告者数 (者)	取引件数 (件)	取引金額 (百万円)	1 件あたりの取引額 (千円)	報告者数 (者)	取引件数 (件)	取引金額 (百万円)	1 件あたりの取引額 (千円)
預金取扱金融機関	メガ銀行（注 2）	4	12,062	6,738	559	4	43,663	15,781	361	4	102,487	24,639	240
	地方銀行	72	12,560	3,036	242	63	31,131	5,377	173	49	55,296	5,695	103
	信用金庫	70	534	65	121	53	1,489	168	113	38	951	109	114
	外国銀行	19	232	97	418	20	252	369	1,465	20	254	974	3,832
	その他（注 3）	6	7,465	726	97	6	4,294	662	154	6	13,005	1,063	82
預金取扱金融機関以外	資金移動業 クレジットカード業	11	19,420	5,096	262	9	74,288	17,432	235	9	160,582	22,219	138
	旅館業	19	65	17	261	18	847	147	173	20	6,580	1,352	205
	旅行業	10	149	64	429	12	431	96	223	13	2,438	186	76
	古物商	36	10,225	1,965	192	42	23,296	3,416	147	58	40,404	4,664	115
	空港関連業	3	6,339	432	68	3	26,610	1,540	58	4	74,027	3,972	54
	客船関連業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	239	2	1
	大規模小売業	1	13	0.3	25	1	37	1	36	2	175	6	34
	その他	41	27,500	9,742	352	42	54,966	8,158	148	50	138,501	11,893	86
	合計	292	96,564	27,978	290	273	261,304	53,147	203	273	594,937	76,773	129

注 1：外国為替の取引等の報告に関する省令（平成 10 年大蔵省令第 29 号）第 18 条第 1 項の規定により、当該年の 1 月から 12 月までに財務大臣に報告のあった月の平均値を算出したもの

注 2：本表におけるメガ銀行とは、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行及びりそな銀行を指す。

注 3：信金中央金庫、信用組合、ゆうちょ銀行及びその他の銀行

近年、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関数は減少傾向であり、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関においても外貨両替取扱店舗数や取扱通貨の減少等、外貨両替事業を縮小する傾向がある。外貨両替の取引件数及び金額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪日外国人や外国への渡航者の減少等により一時的に減少したものの、現在は回復がみられている。

犯罪収益を物理的に外国に持ち出せば、国内でその存在が露見して処罰、没収等の処分を受けることとなる可能性を低減させることができるが、更にこ

それを当該外国の通貨に両替して国境を越えて移動させれば、それを当該外国で 사용할ことが可能となる。外貨両替は、物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりすることができる変換性に加え、外貨宅配や外貨自動両替機を利用すれば、非対面での両替が可能となる匿名性といった特性があり、マネー・ローンダリング等に悪用され得る商品・サービスの脆弱性となっている。

我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるが、F A T F の第3次対日相互審査においては、この点が不備事項として指摘された。F A T F 勧告（勧告 26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

(イ) 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 複数の来日外国人が、国内の窃盗事件により得た日本円を、偽名を用いた上で、取引時確認を逃れるため、複数回の取引に分けて外国通貨に両替した。
- 薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た犯罪収益等を外貨に両替した（外国の事例）。

また、両替業者が取り扱う外貨両替ではないが、個人間での外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 詐欺により得た現金を犯人が管理する国内の口座に送金した上で、個人間での外貨両替を利用して、当時の為替相場で換算した外国通貨を犯人が管理する外国にある口座から指定された外国にある口座に送金するものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 66 【外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



財務省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さ等に着目した参考事例を追加するなどして、外貨両替業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改

訂し、令和元年10月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 67 【両替業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
3. 短期間・頻繁取引	380	29.5
1. 多額現金の取引	252	19.6

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 外為法

必要に応じて所管行政庁が外貨両替業者に対して立入検査、是正命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認等義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン	https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gait_ame_kawase/inspection/guideline_index.htm (財務省)

【所管行政庁による主な取組例】

《財務省》

- ・ 外為法の改正により、外国為替取引等取扱業者に対して経済制裁措置に係るリスクベースでの対応や態勢整備を義務付ける「外国為替取引等取扱業者遵守基準」が創設されたことを受け、当該遵守基準に係る具体的な遵守事項を定めた「外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令」を公布(令和5年5月26日公布、令和6年4月1日施行)
- ・ 上記遵守基準の創設を受け、外国為替取引等取扱業者が外為法令等を遵守する上で求められる対応を整理した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」及びQ&Aを策定・公表(令和5年11月24日公表)
- ・ 改正された外為法及び上記ガイドラインにおいて求められる対応等について、業界団体、両替業者等に向けた説明会を複数回実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

外貨両替を扱っている事業者を多数抱える一部の業界団体では、特定事業者

作成書面等や内部規程の整備に向けたマニュアル（ひな型）の作成・配布を行うなどしてマネー・ローンダリング等対策に関する自主的な取組を行っている。また、当局と連携して定期的に会員向けの説明会を開催するなどして、外貨両替を行う各事業者における内部管理体制の確立・強化を支援している。

外貨両替業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後も両替業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 同一顧客が外貨両替機を用いて複数回連続して取引を行い、当該取引の合計が200万円相当額を超えた場合等についても、犯罪収益移転防止法の規定に基づく取引時確認を適切に実施すること。このほか、「なりすまし取引」、「偽りが疑われる取引」、「イラン・北朝鮮居住顧客等との取引」及び「外国PEPsとの取引」については厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引であることから、適切に取引時確認を行うこと。
- 疑わしい取引の届出に係る内部規程は、財務省が公表する「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」を勘案の上策定すること。
- 外貨両替業務に従事する担当者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認、疑わしい取引の届出義務等を適切に履行するための研修等を実施すること。
- オンラインで非対面により本人特定事項の確認を行った場合には、顧客等から提供を受けた画像情報等を適切に記録すること。
- 疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、これらと類似した取引について、届出の要否を判断すること。
- 疑わしい取引ではないと判断した理由を適切に記録すること。

オ 危険度の評価

外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、外国で得た犯罪収益である外貨を、事情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、

本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 短期間のうちに高頻度で行われる取引
- 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
- 偽造通貨、盗難通貨又はこれらと疑われる通貨等に係る取引
- 顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、外貨両替業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、外貨両替業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない外貨両替業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(10) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に賃貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要な費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。商品・サービスの脆弱性として、取引実態の仮装による資金・財物移転が容易にできる移転性という特性が考えられる。

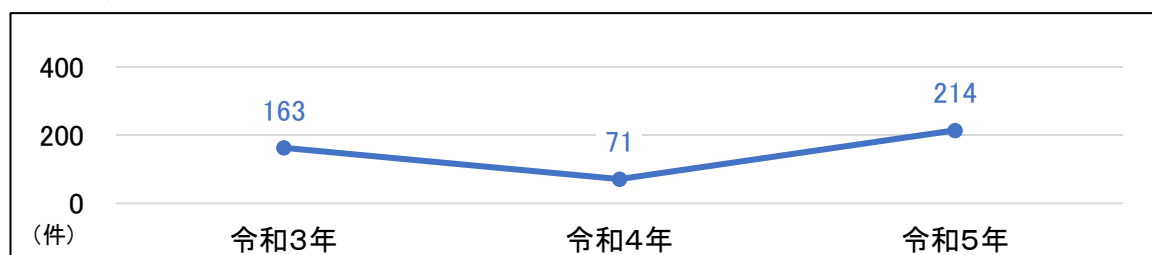
(イ) 事例

ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、ファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 68【ファイナンスリースによる疑わしい取引の届出件数の推移】



「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 69【ファイナンスリースの主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
16. 暴力団員等	272	60.7
8. 空リース	51	11.4

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

また、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においても業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」等に関し、リース事業協会に対して、会員会社への周知徹底を依頼した結果、同協会が会員会社に周知
- ・ファイナンスリース事業者におけるマネー・ローンダリング等対策の現況を確認するため、ファイナンスリース事業者4社に対するアウトリーチを実施
- ・ファイナンスリース事業者のマネー・ローンダリング等に対するリスク評価を実施するとともに、経済産業省によるファイナンスリース事業者向けガイドラインの策定を検討

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、ガイドラインの策定や犯罪収益移転防止法の概要及び取引時確認の事項等を周知するチラシ・パンフレットの作成・配布及び研修の実施により、各ファイナンスリース事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各ファイナンスリース事業者も、マネー・ローンダリング等のリスクが高い取引のリスク遮断措置を講じているほか、マネー・ローンダリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等の制定、役職員に対する研修の実施、マネー・ローンダリング等のリスクに対応するための専門部署の設置等を行っている。

また、賃借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件及び事故が多いリース物件については、実質的な取引の有無の確認を強化するなどの取組を行っている。

【業界団体による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.leasing.or.jp/guideline.html (公益社団法人リース事業協会)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後もファイナンスリース事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 「ファイナンスリース事業者における疑わしい取引の参考事例」を参照しつつ、これらと類似した取引について疑わしい取引の届出の要否を判断すること。
- いわゆる「空リース」や「多重リース」の取引や、リース物品が転売等される事案も発生していることから、これらのリスクを考慮し、必要に応じてリース物品の現物確認を行うこと。

オ 危険度の評価

近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、このような状況等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ファイナンスリース事業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引
- 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース事業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、ファイナンスリース事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、ファイナンスリース事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないファイナンスリース事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(11) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金を支払う方法として広く利用されている。

割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から2月を超えて受領し、又はリボルビング方式^{*1}により受領する包括信用購入あっせんを業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要がある。令和6年3月末現在、当該登録を受けている者の数は246である。

昨今、電子商取引及びキャッシュレス決済の普及に伴い、クレジットカード決済市場の規模は継続的に拡大している。一方、サイバー事案の増加等を背景に、令和5年のクレジットカード不正利用被害額は540.9億円で過去最多となるなど、クレジットカードの不正利用被害が拡大している。

クレジットカードは、犯罪収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に変えることができることから、犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

クレジットカードは、クレジットカード会員が自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を、国内外を問わず行うことが可能となる。このような、現金から物品への変換性や、第三者使用による事実上の移転性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、クレジットカードはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等^{せい}】

クレジットカードの不正利用事案の中には、被害金が暗号資産に交換され、移転される事案もみられる^{*2}。

(イ) 事例

クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

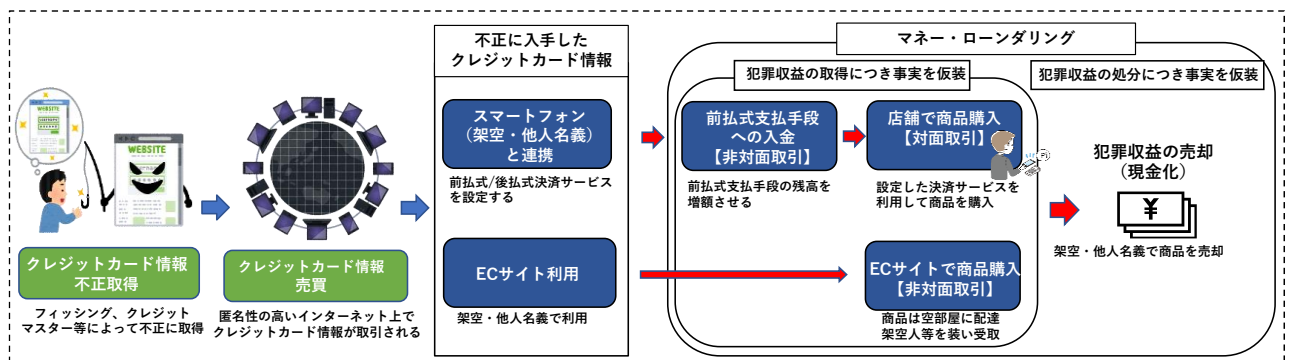
- ヤミ金融を営む店舗経営者が、借受人から貸付金の返済を受けるに当たり、借受人による飲食代金と偽装してクレジットカード決済をさせ、クレジ

^{*1} クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期ごとに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの（割賦販売法第2条第3項）

^{*2} 警察庁サイバー警察局による「[「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に向けた検討会報告書」](#)（令和6年3月）

- ットカード発行会社に虚偽の情報を送信して、代金の支払を受けた。
- 特殊詐欺による犯罪収益である詐欺金を、犯人のクレジットカード利用代金の資金に充てるため、クレジットカードに紐付く銀行口座に振り込ませた。
 - 薬物代金の受取方法として、ショッピングサイト内に商品を架空出品し、同サイトの決済システム上でクレジットカードを使用して、商品の販売代金名目で薬物代金の支払を受けた。
 - 無許可営業の風俗営業店において利用客からクレジットカード決済により支払いを受けた飲食代金について、クレジットカード決済代行業者を介して、関係者名義口座に入金させた上、更に犯人名義の口座に送金させた。
 - 不正に入手したクレジットカード情報を利用し、架空・他人名義で登録された電子マネー利用権（前払式支払手段）の残高を増額させた。
 - 不正に入手したクレジットカード情報を利用し、架空・他人名義のスマートフォンで後払式決済サービスが利用できるように設定し、店舗において名義人になりすまして同決済サービスを利用して商品をだまし取った。
 - 不正に入手したクレジットカード情報を利用し、インターネット上で商品の購入を申込み、配送先に架空の人物や実際の居住地とは異なる住所地を指定するなどして受領した。

図表 70 【クレジットカードを悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】



イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 71 【クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



経済産業省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、クレジットカード事業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 72【クレジットカード事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
9. 名義人と異なる者のカード利用	34,589	28.4
3. 架空名義・借名取引	27,623	22.7
13. 不自然な態様・態度等	17,735	14.6
12. 暴力団員等	14,147	11.6

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 割賦販売法

- ・ 割賦販売法の施行に必要な限度において、所管行政庁が包括信用購入あっせん業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定
- ・ 包括信用購入あっせん業者の登録の要件として「包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制」を規定

(4) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

令和6年4月、「クレジットカード・セキュリティ官民対策会議」が設置され、クレジットカード不正利用被害の状況、関係事業者における取組状況、対策の方向性等について官民で認識を共有し、官民一体となった取組や体制の構築に係る検討が行われている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/20211118creditmanerongl.pdf (経済産業省)

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

業界団体と連携して、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策を含めた研修等の実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請している。また、経済産業省が策定した「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた会員向けの研修を実施し、会員にマネー・ローンダリング等対策についての理解を浸透させることにより、各クレジットカード事業者による対策を支援している。

クレジットカード事業者は、割賦販売法に基づき、経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関にクレジットカード会員の情報を照会することにより、クレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数行われていないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等の判断に当たっての参考としているほか、厳格な入会・更新審査等による利用可能額の上限設定を行っている。

また、対面取引における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（ワンタイムパスワード等）の導入、AI等を活用した利用者の行動分析等によるリスクベースでの本人認証の精度向上、取締当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を進めている。

【業界団体の主な取組例】

- ・ 全国8地区において、会員を対象とした情報連絡会でマネー・ローンダリング関連情報も含め情報提供を実施（日本クレジット協会）
- ・ 「『改正クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』を踏まえたクレジットカード会社における対応に関する説明会」を開催し、クレジットカード事業者における対応を説明するとともに、同説明会を収録した動画を会員に対して配信（日本クレジット協会）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後もクレジットカード事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- リスクの特定・評価に当たり、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定し、評価を実施すること。

- 疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる体制を整備し、届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化に活用すること。
- 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

オ 危険度の評価

クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、不正に入手したクレジットカード情報を使用して商品の購入を申し込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を偽装することができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、クレジットカードが悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引（特に非対面取引）のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、クレジットカード事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、クレジットカード事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないクレジットカード事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(12) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産**ア 危険度を高める要因****(7) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。このような現金取引による原資の匿名性や、価値の高い財産と現金の変換性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、不動産はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を、宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業を営むためには、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく都道府県知事又は国土交通大臣（2以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の免許を受ける必要があり、当該免許を受けている者の数は、令和6年3月末現在、13万583業者である。令和4年度の年間売上高は約46兆円で、国土交通大臣が指定する指定流通機構である不動産流通機構に登録・通知をされた令和5年度の年間の契約成立報告件数は約18万件である。各宅地建物取引業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方で、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者がその多数を占めている。

(1) 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 売春により得た犯罪収益を原資として、親族名義で土地を購入した。
- 宅地建物取引業を営む者が、第三者の名義を使用した賃貸契約を仲介した上、仲介手数料について正規賃貸契約による売上として計上し、正当な業務収益であるかのように装った。
- 貸金業や宅地建物取引業を営む者が、金銭の貸付けに当たり、相場より高値で不動産を購入させた上、正当な不動産売買代金の受領を装い違法な利息を受領した。
- 宅地建物取引業を営みビルの一室を賃貸していた者が、その部屋で著作権法違反に当たる商品を販売した犯罪収益であると知りながら、賃料名目で現金を受領した。
- 薬物の密売人等が、薬物の密売により得た犯罪収益等を使って、知人の名

義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した(外国の事例)。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 73 【宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 74 【宅地建物取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
1. 多額現金	16	48.5
20. 不自然な態様・態度等	3	9.1

なお、業界の規模に比して、疑わしい取引の届出件数は少ないといえるが、次のような着眼点から届出がなされたものもあり、業界全体においても参考になると思料される。

- 年齢や職業等に見合わない多額の現金による支払が行われた取引
- 顧客が決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示すなど、資金の出所に関する疑わしさがあった。
- 取引に当たって公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客と判明した。
- 法人の実質的支配者を調査した結果、暴力団等に該当した。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

- 宅地建物取引業法
 - ・ 必要に応じて、所管行政庁が宅地建物取引業者に対して報告徴収、立入検査、指導等を行うことができる旨を規定
 - ・ 宅地建物取引業者の事務所ごとに、宅地建物取引業に関する取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の

事項を記載した帳簿を5年間備え付けること等を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定による、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかなどのリスクベースでの検査監督の強化、業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_00001_00040.html (国土交通省)

【所管行政庁による主な取組例】

《国土交通省》

監督当局に対し、犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行状況について監督強化を要請するとともに、苦情紛争相談の対象となることが比較的多い事業者及び免許を受けてから日の浅い事業者を中心に立入調査を引き続き実施(令和5年度立入業者数:1,225 業者)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」は、不動産業における犯罪収益移転防止等に関する連絡協議会申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を継続して行っている。また、F A T F 等のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、連絡協議会構成員間での情報交換・共有を継続的に行うとともに、F A T F による対日相互審査への対応を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する継続的な取組を進めている。

宅地建物取引業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 過去、何らかの理由によって取引が中止され、又は成立しなかった顧客との取引について情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後、取引が生じた場合は、顧客管理を強化し、又は取引を謝絶するなどの措置を講じている。
- 暴力団等との取引を見逃さないために、暴力団等の言動等に関する特徴について、宅地建物取引業者独自のチェックリストを作成し、顧客管理において活用している。

【業界団体の主な取組例】

- ・「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」の改訂を行い、会員企業に対し周知（不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会）
- ・神奈川県警察と犯罪収益の移転防止対策に関する協定を締結し、相互理解を深めるための研修等を実施（全日本不動産協会神奈川県本部、神奈川県宅地建物取引業協会）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後宅地建物取引業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について疑わしい取引の届出（契約が成立しなかった場合も含む。）の要否を検討すること。

オ 危険度の評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春や詐欺により得た犯罪収益が不動産の購入費用に充当された事例が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。例えば、顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合は、顧客の属性に加えて、購入資金の出所等についても確認を行うなどのリスクに応じた対応が必要である。

また、宅地建物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、宅地建物取引業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宅地建物取引業者ごとに差異がみられる。「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宅地建物取引業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(13) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

ア 危険度を高める要因

(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

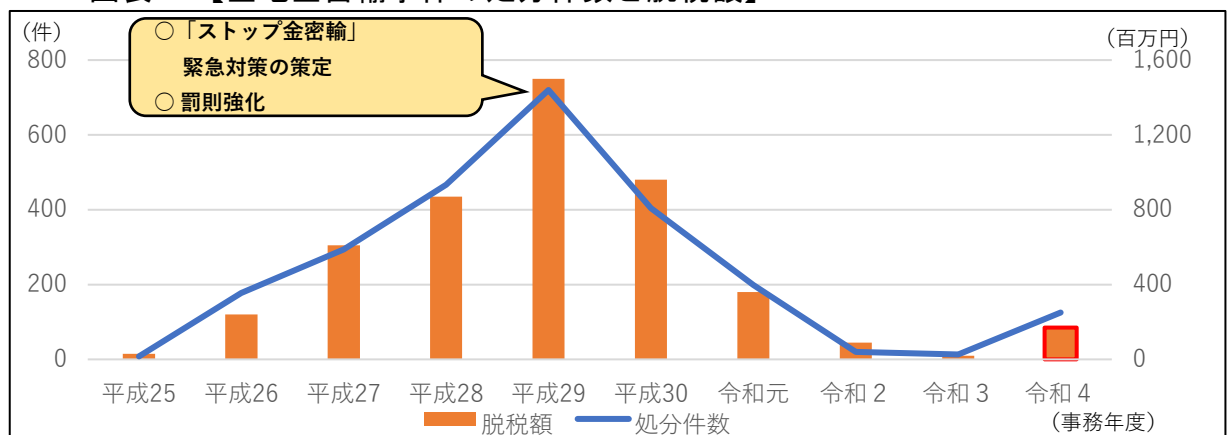
宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができる。また、取引されたものの流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。そのため、現金取引による原資の匿名性及び財産的価値が高く、世界的な流通性を有し、容易に現金に換えることのできる変換性という特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

重量が1キログラムを超える貴金属^{*1}を携帯して輸出入する場合は、外為法において財務大臣への届出を義務付けられており、関税法において税関への申告を行わなければならないこととしている。

我が国では、財産的価値の高い貴金属を密輸し、外国との税制度の違いを利用して不法に利益を得る手口がある。具体的には、非課税の国・地域で金塊を購入し、それを我が国に密輸入することにより消費税の納付を免れ、その後国内の貴金属店等で消費税込みの価格で売却することで消費税分の利益を得ることができる。

令和4事務年度^{*2}における金地金密輸事件の処分（通告処分又は告発）件数は125件（前事務年度比約9.6倍）、脱税額は約1億7,000万円（同約8.2倍）であった。平成29年に財務省が「ストップ金密輸」緊急対策を策定するとともに、取締りの強化を実施し、平成30年に金密輸に対する罰則を大幅に引き上げて以降、同密輸事件は減少していたが、金の価格上昇や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための水際対策終了後のインバウンド回復等を背景に再び増加傾向にあり、今後の動向について注視すべき状況にある。

図表 75 【金地金密輸事件の処分件数と脱税額】



*1 外為法第6条第1項第10号に規定する貴金属をいう。

*2 令和4年7月から翌年6月までをいう。

密輸の手口は、密輸する金を加工、変形させて体腔内や着衣内等に隠匿するなど、巧妙化や小口化がみられるとともに、密輸の経路は、航空旅客、航空貨物、国際郵便等を利用するなど多様化がみられる。密輸の仕出地は香港、韓国、ベトナム及び台湾が多い。また、密輸によって得た犯罪収益を基に国外で金塊を購入し、これを再び我が国へ密輸して、国内買取店で売却するという、犯罪収益を得ることを繰り返す循環型スキームが認められる。この背景には、韓国人密売グループや暴力団関係者等の国内外の犯罪組織が関与している実態がある。

金地金は価格の変動を伴うことに加え、その取引は現金取引が主流であることから、取引の匿名性を高める要因の一つになっている。一方で、マネー・ローンダリング等対策として、一定金額以上の取引の場合は現金取引を廃止し金融機関口座への振り込みに変更している事業者があり、取引形態に変化がみられる。

経済産業省は、宝石取扱事業者が宝石の取引を行う場合、クレジットカードや銀行振込による支払が多く現金取引が少ないことから、資金の追跡可能性の観点からマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは相対的に低いと評価している一方で、高額商品の取扱いが多い百貨店や大手宝石商に関しては一定のリスクがあり、また、会社規模に不相応な規模の取引や非居住者との取引が多い貴金属等取扱業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

宝石及び貴金属が、マネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 窃盗により得た金塊を金買取業者に売却する際に、知人によって法人名義で売却させた。
- 窃盗により得た宝石が附属した装飾品を質屋に売却する際に、他人になりすまして売却した。

これらの取引は、売買契約の締結時に他人になりすましたり、偽造された本人確認書類を提示して本人特定事項を偽ったりするなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。

また、外国でも、

- 薬物犯罪により得た犯罪収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例

等があり、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい

取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 76【宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 77【宝石・貴金属等取扱事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
1. 多額現金	77	24.8
2. 短期間・総額多額現金	31	10.0
17. 短期間・多数取引	30	9.7

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 古物営業法

宝石・貴金属等を取り扱う古物商について、必要に応じ、警察職員が立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が古物営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

○ 質屋営業法

必要に応じて、警察官が質屋に対して立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が質屋営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定による、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかなどのリスクベースでの検査監督の強化、業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。なお、リスクベースでの監督強化のため、継続的に行っている犯罪収益移転防止法の履行状況に係る調査について、毎年度、状況

に応じた質問項目の見直しを検討している。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikinzoku/pdf/guidelines_20220203.pdf (経済産業省)

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」等に関し、業界団体に対して会員会社への周知徹底を依頼した結果、業界団体が会員企業に周知
- ・一般社団法人日本金地金流通協会が開催した同協会会員企業を対象とした研修会において、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を説明するとともに、犯罪収益移転防止法に関する遵守事項等を説明(令和5年 11 月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本金地金流通協会は、密輸された金地金の買取りを防ぐために、外国から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者を求めるなどの対策を行っている。また、一般消費者に金地金取引時の本人確認書類の提示を周知するため経済産業省の後援名義を得たポスター等の配布、ウェブサイトでの広報、経済産業省職員、財務省職員等を講師とした会員実務者向け研修会の開催等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

一般社団法人日本ジュエリー協会では、犯罪収益移転防止法の概要、事業者求められる義務の内容等を記載したリーフレット及びガイドブックの作成・配布、専用ウェブサイトの更新等により、事業者等のマネー・ローンダリング等対策について会員への周知徹底を図っている。

一般社団法人日本リユース業協会及び一般社団法人東京古物商防犯連盟では、会員向け等のハンドブックに、貴金属取引を行う際における犯罪収益移転防止法上の義務等について掲載し、同ハンドブックを会員に配布することでマネー・ローンダリング等対策について周知を図っている。

全国質屋組合連合会は、会員向け冊子やウェブサイト等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

宝石・貴金属等取扱事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施のほか、国際的な業界認証を取得するため定期的に外部監査を受けることによって、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後
も宝石・貴金属等取扱事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。
- 取引時確認等を的確に行うため、社員に対する教育訓練の強化及び規程の整備・見直しを行うこと。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の可否を検討すること。

オ 危険度の評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬や世界中での換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在の追跡が困難であり匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、宝石・貴金属等取扱事業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合
 - 顧客の1回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引
 - 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁、宝石・貴金属等取扱事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宝石・貴金属等取扱事業者ごとに差異がみられる。「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宝石・貴金属等取扱事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(14) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス**ア 危険度を高める要因****(7) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

郵便物受取サービスを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。このような事業等の架空の外観^{ぜい}作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性は、商品・サービスの脆弱性となる。実際に、特殊詐欺事件等の捜査過程で、取引時確認義務等に違反している疑いが認められたことにより、令和3年から令和5年までの間に、国家公安委員会は郵便物受取サービス業者に対して4件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。この報告徴収によって判明した主な違反の内容は、次のとおりである。

- 犯収法規則で定める本人確認書類及び確認方法で取引時確認を行っていないこと。
- 顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。
- 確認記録の一部を保存していないこと。
- 犯収法規則で定める事項を確認記録に記録していないこと。

また、経済産業省は、特に、非対面での契約申込を受け付けたり、その住所を利用者の法人登記に用いたりすることが可能な郵便物受取サービス業者が、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(4) 事例

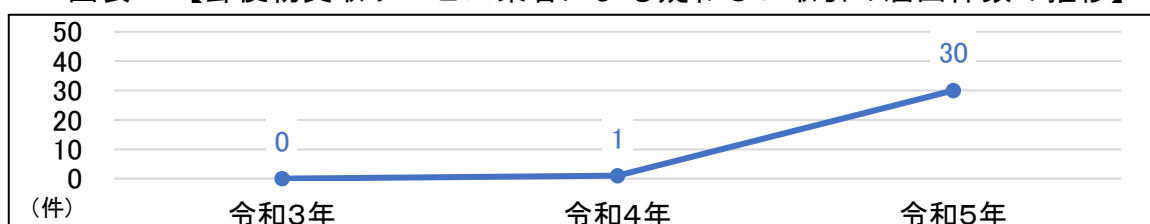
郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 特殊詐欺の被害金を、郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して受領した。
- ヤミ金融の返済金やわいせつDVDの販売代金を、架空・他人名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させた。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 78 【郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



経済産業省は、郵便物受取サービスが悪用された実態等を踏まえた参考事例を追加するなどして、郵便物受取サービス業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成 31 年 4 月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出のあった類型は、次のとおりである。

図表 79 【郵便物受取サービス業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
2. 真の受益者説明・資料提出拒否	8	25.8
9. 不自然な態様・態度等	1	3.2

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定・更新による、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかなどのリスクベースでの検査監督の強化、特定事業者に対する説明会等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/commercial_mailing_receiving/pdf/20211224yuubinbutumanerongl.pdf (経済産業省)

【所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

郵便物受取サービス業者に対する報告徴収2件、立入検査2件及び指導2件を実施

国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、経済産業省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っているが、令和5年中は、郵便物受取サービス業者に対する是正命令の発出はなかった。

(ウ) 事業者の措置

郵便物受取サービス業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っている。
- 不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、契約審査基準、契約謝絶基準等を作成している。

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後郵便物受取サービス業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。
- 「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

オ 危険度の評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、上記のような郵便物受取サービス業者の内部管理体制に不備等があることによる法令上の義務の不履行は、郵便物受取サービスの危険度を高めることとなる。

さらに、郵便物受取サービス業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との

取引

○ 同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引

○ 頻繁に多額の金銭が送付された顧客との取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び郵便物受取サービス業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、郵便物受取サービス業者ごとに大きな差異がみられる。「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない郵便物受取サービス業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(15) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、詐欺等において電話受付代行が悪用されている。このような事業等の架空の外観作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性は、商品・サービスの脆弱性となる。

総務省は、特に、取引時確認を非対面により行っている電話受付代行業者や、体制の整備ができていない少人数の電話受付代行業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にするものとして、公的補助金の申請費用名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間においては、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はない。

ウ 危険度の低減措置**(ア) 法令上の措置**

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置についても規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定による、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかなどのリスクベースでの検査監督の強化の検討、特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_content/t/000810738.pdf (総務省)

【所管行政庁による主な取組例】

《総務省》

- ・ 電話受付代行業者に対する報告徴収1件及び指導2件を実施(令和5年)
- ・ 総務省のウェブサイトに、犯罪収益移転防止法により電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に求められる対応を分かりやすくまとめた解説資料を掲載
- ・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため書面等による調査を実施(令和6年1月)
- ・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出(令和6年8月)

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後とも電話受付代行業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

オ 危険度の評価

近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、電話受付代行業者ごとに差異がみられる。「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない電話受付代行業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(16) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

電話転送サービス事業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電気通信事業者として届出等を行う必要があり、令和 6 年 3 月末現在、電話転送サービスを行う事業を営むことについて届出をしている者の数は 978 である。

電話転送サービスを利用することにより、顧客は、自宅、事務所、携帯電話等の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として相手方に表示し、発着信することができるため、特殊詐欺等の犯罪において電話転送サービスが悪用されている事例もある。このような事業等の架空の外観^{ぜい}作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性は、商品・サービスの脆弱性となる。また、近年、電話転送サービスに必要な施設・設備を有しない電話転送サービス事業者であっても、他社が有するクラウド P B X^{*1}を経由させることで、03 番号等の固定電話番号を相手方に表示させることのできる電話転送サービスを提供することが技術上可能となっており、当該事業者が電話回線を卸している電話転送サービス事業者が、自己が有するクラウド P B Xを当該事業者で使用させている事例もある。特殊詐欺においては、電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者が供給する電話転送サービスが利用されており、特殊詐欺事件の捜査においては、最終的な卸先となる電話転送サービス事業者と契約した者の確認等に時間を要するなどの支障が生じている。

実際、平成 25 年以降、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に利用され、電話転送サービス事業者が取引時確認等の義務違反の疑いが認められるとして、都道府県警察から国家公安委員会に多数の報告が行われている。

国家公安委員会は、電話転送サービス事業者に対し、令和 3 年から令和 5 年までの間に 17 件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を行った。令和 5 年中の報告徴収によって判明した主な義務違反の内容は、次のとおりである。

- 犯収法規則で定める本人確認書類及び確認方法で取引時確認を行っていないこと。
- 顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。

*1 構内交換機 (Private Branch Exchange) をクラウド化し、専用線やインターネット等を介して通話機能 (内線、外線、転送等) を構築できるようにしたサービスのこと。

- 確認記録に犯収法規則で定める事項を記録していないこと。

総務省は、特に、取引時確認を非対面で行っている電話転送サービス事業者や、体制の整備ができていない少人数の電話転送サービス事業者及び電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

電話転送サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例として、

- わいせつDVDの販売によって得た犯罪収益を隠匿した事件において、架空・他人名義で契約した複数の電話転送サービスを顧客との連絡のため悪用したもの

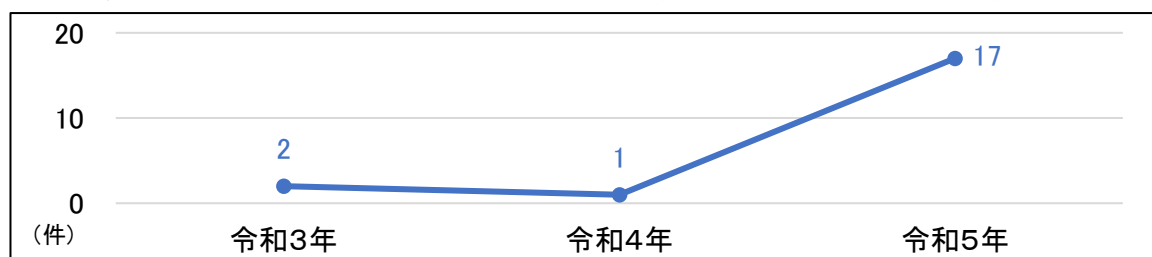
等があり、犯罪収益の帰属先等を不透明にするものとして、電話転送サービスが悪用されている実態がある。

また、電話転送サービス事業者の中には、犯罪に利用されることを認識しながら電話転送サービスを意図的に提供しているものが存在しており、このような電話転送サービス事業者が、特殊詐欺の犯行を容易にしたとして、詐欺事件の幫助で検挙された事例がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和3年から令和5年までの間の、電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数の推移は次のとおりである。

図表 80 【電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数の推移】



「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 81 【電話転送サービス事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届 出 理 由	件 数 (件)	割 合 (%)
1. 会社等の実態を仮装する意図がある	1	5.0
5. 架空名義・借名取引	1	5.0

また、契約者宛ての郵送による通知に対して、当該契約者から身に覚えのない契約である旨の申出がなされるなど、なりすましによる契約が疑われる取引についての届出、公的機関からの照会等を契機として、自社で当該顧客の取引等に関する検証を行った上でなされた届出等がある。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取り時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 電気通信事業法

電気通信事業法の施行に必要な限度において、所管行政庁が電気通信事業者に対し報告徴収、立入検査等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定による、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置を実施しているかなどのリスクベースでの検査監督の強化、特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

特に、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用される事案が多く見受けられることから、電気通信事業者の業界団体（一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA））と協力して、固定電話番号等の利用停止等スキームを実施し、特殊詐欺等に悪用された固定電話番号等の利用を制限することを通じて、電話転送サービスの悪用防止に取り組んでいる。また、総務省は本スキームの運用を通じて得られた悪質な電話転送サービス事業者の情報を活用し、犯罪収益移転防止法及び電気通信事業法等に基づく指導監督を行うことができるよう、警察庁と連携して仕組みの構築に取り組んでいる。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_content/000810738.pdf （総務省）

【所管行政庁による主な取組例】

《総務省》

- ・ 悪質な電話転送サービス事業者が一定の要件を満たす場合に、当該事業者の保有する全ての固定電話番号等（在庫番号）を一括で利用制限することができるようスキームを改定（令和5年6月）
- ・ 上記スキームを通じて把握した悪質な電話転送サービス事業者に対し、在庫番号を一括で利用制限する措置を、令和5年に4者 3,270 番号に実施
- ・ 犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を2件及び指導を1件実施（令和5年中）

- ・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため、書面による調査を実施(令和6年1月)
- ・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出(令和6年8月)
- ・ 事業者団体が主催する説明会において、犯罪収益移転防止法の施行状況等に関する説明を実施(令和5年11月)

国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、総務省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っているが、令和5年中は、電話転送サービス事業者に対する是正命令の発出はなかった。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、電話転送サービス事業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 取引目的、顧客の職業等を確認すること。
- 法人の顧客に対して、実質的支配者の確認を行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、一部の電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用されている現状を踏まえ、電話転送サービス事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、特殊詐欺の犯人は、電話転送の仕組みを悪用し、携帯電話から電話を架ける際に相手方の電話機に固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりしている。このような実態を踏まえ、令和元年9月、警察庁及び総務省は、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者が、警察からの利用停止要請に基づいて、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止するなどの対策を開始し、令和3年11月には、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止等をする対策の対象に特定IP電話番号(050IP電話番号)を追加した。

これらの対策に加え、令和5年6月、総務省は、悪質な電話転送サービス事業者が一定の要件を満たす場合に当該事業者が保有する全ての固定電話番号等を一括で利用制限することができるようスキームの改正を行った。

(ウ) 事業者の措置

【業界団体の主な取組例】

- ・ 令和4年12月から、電話転送サービス事業者を中心として組織されている「日本ユニファイド通信事業者協会」が、新たに固定電話番号等の利用停止等スキームの対象事業者として参画(日本ユニファイド通信事業者協会)

- ・ 法令に関する勉強会や本人確認書類の確認方法講座等を実施し、各種法令に対応した標準申込書を策定するなど、電話転送サービス事業者の不正利用対策を向上する取組を実施しているほか、関係官庁等との情報交換を行い、最新の情報を会員に提供し注意喚起を行うなど、リスク低減に向けた積極的な取組を実施（日本ユニファイド通信事業者協会）

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後とも電話転送サービス事業者が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- 固定電話番号等の利用停止等スキームに参画するなどの不適正利用対策に取り組むこと。

オ 危険度の評価

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺により得た犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、上記のような電話転送サービス事業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は、電話転送サービスの危険度を高めることとなる。

さらに、電話転送サービスが特殊詐欺に悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁は、上記のような危険度の低減措置や指導・監督等によって、電話転送サービス事業者による法令上の義務履行の徹底を図るなど、危険度の低減措置を図っている。

しかしながら、電話転送サービス事業者における取組の程度の差異は大きい。「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った顧客管理措置を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が図られていない電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(17) 法律・会計専門家^{*1}が取り扱う法律・会計関係サービス**ア 危険度を高める要因****(ア) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性**

法律に関する専門的知識を有する専門家として弁護士等、司法書士等及び行政書士等が、会計に関する専門的知識を有する専門家として公認会計士等及び税理士等がある。

弁護士等は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士等は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならない。令和6年3月末現在、弁護士4万5,808名、沖縄特別会員3名、外国法事務弁護士493名、弁護士法人1,691法人及び外国法事務弁護士法人9法人の登録等がされている。

司法書士等は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務等を業としている。司法書士等は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。令和6年3月末現在、司法書士2万3,156名及び司法書士法人1,194法人の登録がされている。

行政書士等は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士等は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。令和6年4月現在、行政書士5万1,619名及び行政書士法人1,356法人の登録等がされている。

公認会計士等は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士等は、日本公認会計士協会（以下「公認会計士協会」という。）に備える公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録されなければならない。令和6年3月末現在、公認会計士3万5,558名、外国公認会計士2名及び監査法人287法人の登録等がされている。

税理士等は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等の代理・代行並びに税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士等は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければならない。令和6年3月末現在、税理士8万1,280名及び税理士法人5,002法

*1 弁護士等、司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等をいう。

人の登録等がされている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識を生かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

また、F A T F等は、銀行等に対する規制が効果的に実施されることに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じる手段に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどの手段を用いるようになってきたことを指摘している。

このような法律・会計専門家の持つ高度な専門的知識や社会的信用を利用した正当性の外観作出による、取引の匿名性及び複雑性といった特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネー・ローンダリングに悪用され得る。

(イ) 事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実体のない会社を設立した上で、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、犯罪収益を隠匿する口座として悪用した。
- 詐欺により得た犯罪収益を正当な事業資金であるかのように装うため、事情を知らない税理士を利用して経理処理をさせた。
- 詐欺等により得た犯罪収益を出資金として株式会社を設立しようとした者が、その手続を、事情を知らない司法書士に依頼し、当該株式会社名義口座を開設して犯罪収益を入金させた。

また、外国においても、

- 薬物の密売人が、薬物犯罪により得た犯罪収益を、共犯者であるビルの購入者から支払を受けた補償金であるかのように仮装した事案において、事情を知らない弁護士が当該ビルの売買の代理人として利用された事例等があり、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として仮装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

イ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、法律・会計専門家（弁護士等を除く。）に対し、一

定の取引に際して、取引時確認（行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、ハイリスク取引の場合の資産及び収入の状況の確認を含む。）を行う義務や確認記録及び特定受任行為の代理等の記録を作成・保存する義務を課しているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置についても規定している。

また、行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととされており、司法書士等については、日弁連及び司法書士会の会則において疑わしい取引の届出に代替する措置を設けている。

なお、弁護士等については、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、日弁連の会則等により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項等の確認、確認記録の保存、マネー・ローンダリング等を利用される疑いのある場合における受任の回避等を義務付けており、個別の弁護士等における依頼者の本人特定事項等の確認及び記録の保存等に関して、年次報告書での報告を義務付けるなど取引時確認等に相当する措置を設けている。

図表 82 【士業者に対する犯罪収益移転防止法上の各種義務】

士業者の区分	本人特定事項の確認	取引目的等の確認	疑わしい取引の届出
弁護士等	会則（第 12 条）	会則（第 12 条）	
司法書士等	法（第 4 条）	法（第 4 条）（注 1）	
行政書士等			
公認会計士等			
税理士等			
			法（第 8 条）（注 2）

注1：司法書士等については、資産及び収入の状況の確認義務は除外

注2：守秘義務の対象事項は除外

(イ) 所管行政庁及び自主規制団体の措置

各所管行政庁及び法律・会計専門家ごとに組織する各団体においても、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、これらを通じて、各法律・会計専門家に対するマネー・ローンダリング等のリスクの理解を促進している。

a 日弁連・弁護士会

日弁連は、依頼者の本人特定事項以外の確認事項（依頼目的、職業・事業内容、実質的支配者、ハイリスク取引の場合の資産及び収入の状況）の追加や、「弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」（以下「弁護士業務危険度調査書」という。）の勘案の明文化などを盛り込んだ規程等の改正を令和5年3月に実施し、令和6年4月の施行に向けて会員へ周知した。また、法律事務所に対する聞き取り調査及び年次報告書の回答内容に関する追跡調査を実施して、危険度の高い類型を分析し、その結果を「弁護士業務危険度調査書」にまとめ、日弁連の全会員に配布される機関誌等に掲載

するなどして、弁護士等に対して弁護士業務におけるリスクの理解を促している。このほか、日弁連は、弁護士等のマネー・ローンダリング等対策に関する日弁連の規程等の遵守を促すための各種ツール、Q&A集及びeラーニング講座を作成して弁護士等や弁護士会に提供するとともに、法律事務所での取組事例、新しい技術によって生じるマネー・ローンダリングのリスク等をウェブサイト等に掲載し、会員等へのマネー・ローンダリング対策等の周知・情報共有をすることにより、各弁護士等による対策の強化を支援している。

日弁連が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、弁護士等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 弁護士業務危険度調査書を参照すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。
- 上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。

弁護士会は、年次報告書の記載内容及び提出の有無等を踏まえて、リスクを有すると認められる弁護士等に対して必要に応じた是正を求めている。

こうしたリスクに応じたモニタリングを通じ、日弁連は、会員の年次報告書の提出状況や、マネー・ローンダリング等対策に関する弁護士の義務の履行状況について、改善が認められるとしている。

b 法務省・日司連

日司連は、研修会の開催や、機関誌「月報司法書士」にマネー・ローンダリング等対策に関する記事を掲載すること等により、司法書士等に対し司法書士業務に関するリスクの理解を促している。

また、日司連は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等に関するガイドラインの作成について検討するとともに、ブロック会における説明会及び司法書士会担当者会議の開催並びに会員向けの映像コンテンツ等の作成・周知に取り組むなど、司法書士業務への影響等について情報共有を図っている。

さらに、令和4年12月の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、法務省は日司連と連名で、司法書士等を対象とするリスクベース・アプローチの枠組みを示し、これを遵守させることを目的とする「司法書士及び司法書士法人の業務のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を令和6年4月1日に策定・公表するとともに、日司連は、「リスクベース・アプローチの手引（考え方）」や、依頼者に対して犯罪収益移転防止法の改正内容を周知するためのリーフレットを作成・配布した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、司法書士等が留意すべき事項は、

○ 本人確認書類等の提出を受けて本人確認を適切に行うこと
等があり、所管行政庁は、司法書士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、依頼受任時に依頼内容が犯罪収益の移転を目的としたものでないか慎重な検討をしていない司法書士等について、リスクがあると評価している。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
司法書士及び司法書士法人の業務のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン	https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00607.html (法務省)

c 総務省・日行連

日行連は、平成 30 年 1 月から現在まで行政書士等会員用の VOD 研修サイトにおいて、研修講座「犯罪収益移転防止法における本人確認について」を掲載し、犯罪収益の移転を防止するため、本人確認、取引記録等の作成等を適切に行うよう、全会員に対し周知徹底を図っている。

また、平成 31 年 3 月から、行政書士等向けウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士業務に関する実態調査の結果を踏まえて、本人確認や確認記録作成等の義務に関する周知徹底を行うとともに、マネー・ローンダリング等の防止の重要性の説明及び犯罪組織やテロ組織への関与を未然に防ぐための理解や対応を呼び掛けた文書を掲載した。

さらに、令和 4 年 12 月の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、総務省は、行政書士等が、マネー・ローンダリング等に利用されず健全にその機能を維持していくため、「行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を令和 6 年 4 月に策定・公表するとともに、日行連は、行政書士等向けに刊行している「犯罪収益移転防止法 本人確認ハンドブック」の改訂を検討している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、行政書士等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 本人確認を徹底すること。
- 確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。

所管行政庁は、行政書士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
----------	--------------

行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/index.html （総務省）
---	---

d 金融庁・公認会計士協会

金融庁は、公認会計士等が、マネー・ローンダリング等に利用されず健全にその機能を維持していくため、「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を令和6年4月1日に策定・公表するとともに、当該ガイドラインの公表に合わせて、公認会計士等向けの疑わしい取引の届出に関する参考事例を公表した。

また、公認会計士協会が主催する全国研修会で実施される「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関する講義へ講師を派遣するとともに、同協会の機関誌に当該ガイドラインに関する記事を寄稿した。

公認会計士協会は、公認会計士等に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する調査を毎年実施するとともに、会員向けウェブサイトにおいて、eラーニング研修や、FATFが公表したマネー・ローンダリング等に関する公表物の紹介を行っている。また、外部の専門家を講師として、犯罪収益移転防止法の概要及びマネー・ローンダリング等対策の必要性に関する会員向けの研修会を開催した。さらに、令和6年4月1日に改正された犯罪収益移転防止法の施行を受け、会員が犯罪収益移転防止法で規定されている各種義務を円滑に実施できるよう支援する目的で、新たに研究報告を公表するとともに、法改正の内容を踏まえた公認会計士等に求められるマネー・ローンダリング対策についての解説動画を会員向けに公表した。その他、会員向けのメールにおいて、マネー・ローンダリング等対策に関する情報の周知を行っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、公認会計士等が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 公認会計士法（昭和23年法律第103号）や公認会計士協会が定める倫理規則の規定に基づく業務制限により、公認会計士等が行うことができる特定業務には制限があること。
- 特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存を行うこと。
- 顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクの特定・評価をし、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。

所管行政庁は、公認会計士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)

e 国税庁・日税連

国税庁は、税理士等に対し、犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する実態の確認を毎年実施している。また、令和4年12月の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、税理士等がマネー・ローンダリング等に利用されず健全にその機能を維持していくため、「税理士及び税理士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を令和6年4月1日に策定・公表した。

日税連は、財務省及び国税庁と協働し、税理士等に求められるマネー・ローンダリング等対策に関する研修として、マネー・ローンダリング等対策において日本が求められる対応や、改正された犯罪収益移転防止法における取引時確認及び疑わしい取引の届出義務の概要に係る動画を作成し、日税連ホームページ（税理士会員限定）において配信した。また、「税理士のためのマネー・ローンダリング等対策」を内容としたリーフレットを税理士等全員に配布したほか、税理士事務所の内部管理体制等に関する指針の改訂を実施するなど、犯罪収益移転防止法の理解を促進している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、税理士等が留意すべき事項は、

- 取引時における本人確認（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること

等があり、所管行政庁は、税理士等に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
税理士及び税理士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/sonota/01.htm (国税庁)

ウ 危険度の評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスが利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、次の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用され

る危険性があると認められる。

○ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値、利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であることから、マネー・ローンダリング等を企図しようとする者が、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うことにより不動産取引をマネー・ローンダリング等に悪用する危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的な知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用して当該手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○ 会社等の設立、合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするなど、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にするものであることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

また、法律・会計専門家がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁、自主規制団体等は、法令上の措置は当然として、危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組に法律・会計専門家ごとに差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない法律・会計専門家は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、法律・会計専門家全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

2. 利用実態等を注視すべき新たな技術等を活用した商品・サービス

(1) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

前払式支払手段とは、あらかじめ対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(コンピュータ・サーバ等にその価値が記録されるものを含む。)であって、その発行者や加盟店等からの物品の購入・借受けや役務の提供に対する代価の弁済に利用できるものである。主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として用いられており、令和4年度の前払式支払手段の発行額^{*1}は29兆4,665億円となっている。

前払式支払手段には、発行者等への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、未使用残高が一定額を超えることとなった自家型前払式支払手段の発行者に対しては内閣総理大臣への届出を、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては内閣総理大臣への登録を、それぞれ義務付けている。

また、第三者型前払式支払手段のうち、価値を電子的に移転することが可能であり、このうち高額の入金や移転が可能なものについては、令和4年6月に成立・公布された安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律により、「高額電子移転可能型前払式支払手段」として規制されることとなった。具体的には、資金決済法により高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者はあらかじめ業務実施計画を監督当局に届け出なければならないこととされ、当該届出をした者は犯罪収益移転防止法上の特定事業者^{*2}に追加され、取引時確認等の義務が課されることとなった。

一般的に前払式支払手段は、資金決済法により、発行者の廃業等の場合を除き、購入した未使用残高の利用者への払戻しが禁止されており、利用者は入金した金額について自由な引き出し等を行うことはできない^{*2}。しかし、近年、オンラインのプラットフォームや国際ブランドのクレジットカード決済基盤を活用すること等により、広範な店舗で多種多様な財・サービスの支払に利用できる前払式支払手段が登場するなど、発行者に対する償還請求が行えないという制約はあるものの、その機能は現金に近付いていると考えられる。

(イ) 事例

*1 一般社団法人日本資金決済業協会ウェブサイト「前払式支払手段の発行額等の推移」

*2 前払式支払手段としての機能を有するものであっても、入金した金額の引き出しや送金等が可能なものについては、資金決済法上の資金移動業者としての登録を受けること等が必要であり、当該登録を受けた場合には、犯罪収益移転防止法上の特定事業者となるため、取引時確認等の義務が課される。

前払式支払手段がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は次のとおりである。

- 不正に入手したクレジットカード情報を利用して、オンラインで作成した架空・他人名義のバーチャルプリペイドカード(前払式支払手段)に入金し、生活費等の支払に使用していたほか、新たに作成した架空・他人名義のバーチャルプリペイドカードに送金した。
- 違法動画の販売代金の支払を受けるに当たり、架空の人物になりすまして登録した電子マネー利用権(前払式支払手段)の残高を増額させた。
- 不正に入手した他人の電子マネー利用権(前払式支払手段)を利用し、名義人になりすまして店舗等で商品を購入した。
- 不正に入手したキャッシュカードを使用してATMを操作し、現金を払い戻した上、同現金で電子マネー利用権(前払式支払手段)を購入し、同電子マネー利用権のコード番号をSNSを利用して他者へ送信することで、電子マネー利用権を移転させた。
- 電子マネー利用権(前払式支払手段)の買取業者が、特殊詐欺の被害品である電子マネー利用権の買受けを、正当な事業であるかのように装った上、同電子マネー利用権をインターネット上の仲介業者を介して売却した。
- 特殊詐欺の被害品である電子マネー利用権(前払式支払手段)を、電子マネー売買業を営む別の犯人から買い取った上、自身が経営する電子マネー買取業者に、同電子マネー利用権を、他人になりすまして売却した。

イ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取り引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。

○ 資金決済法

- ・ 令和4年6月、資金決済法が改正され、所管行政庁によるモニタリングを強化するため、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対し、マネー・ローンダリング等対策を確保するために必要な体制に関する事項等を記載した業務実施計画の届出義務を課す旨を規定

(4) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング事犯を防止する観点だけではなく、犯罪被害全般を防止する観点から、関係省庁、業界団体等において注意喚起等の取組が進められている。

- 経済産業省等は、キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分な対策を講じることを要請(令和元年8月)

- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、「コード決済における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン」（令和2年9月）、「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」（平成31年4月）を公表

また、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインが策定がされている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html (金融庁)
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html (金融庁)

ウ 危険度

我が国において、前払式支払手段は、資金決済法に基づき、原則として払戻しが禁止されており、利用者は入金した金額に相当する現金を自由に引き出すことができない。現在、多くの発行者は入金の上限額を設定し、入金された金額を利用できる場所は特定の加盟店等に限定している一方で、キャッシュレス化の進展とあいまって、前払式支払手段が利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて拡大しており、その態様や利用方法は多様である。また、利用に際して本人確認も必要とされていないことから、匿名性が高いといえる。

実際に、マネー・ローンダリングの過程において前払式支払手段が悪用された事例が発生しており、その件数は増加傾向にある。特に特殊詐欺では、被害者から電子マネー利用権（前払式支払手段）をだまし取った上、そのだまし取った電子マネー利用権（前払式支払手段）を電子マネーの売買等を仲介するサイトを通じて売却するなどして犯罪収益を隠匿する事例が発生している。

また、高額電子移転可能型前払式支払手段については、高額入金や、多額の譲渡を実際に行っている利用者は限られるとみられるものの、例えば、国際ブランドの前払式支払手段では、数千万円の入金が可能なサービスも提供されている。国際ブランドの前払式支払手段は、同ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、オンラインでの利用も含め、同ブランドの加盟店で 사용할 ことができる仕様となっており、当該クレジットカードと同じサービス機能を提供していることから、マネー・ローンダリング等の観点からは少なくとも同じ危険度があると考えられる。

(2) カジノ

外国の多数の国・地域では、合法的にカジノが行われており、カジノに係るマネー・ローンダリング等の危険性について、F A T F が平成 21 年（2009 年）に公表したレポート^{*1}は、次のような指摘をしている。

- カジノは現金が集中する事業であり、しばしば 24 時間営業を行い、多額の現金取引が素早く行われること。
- カジノは、口座、為替送金、外貨両替等の多様な金融サービスを提供するが、地域によっては、金融機関ではなく娯楽場として規制されており、マネー・ローンダリング等対策が十分になされていないこと。
- 地域によっては、カジノ業界における職員の離職率が高く、マネー・ローンダリング等対策のための教育訓練等が十分になされていないこと。

また、カジノに関連するマネー・ローンダリング事犯の手口について、次のような指摘をしている。

- 犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく、再び現金に払い戻すこと。
- カジノチェーンを利用し、犯罪収益をカジノ口座から他の口座に送金すること。
- 他の顧客のチップを犯罪収益で買い取ること。
- カジノの窓口において、多額の小額紙幣や硬貨をより管理のしやすい高額紙幣に両替すること。

さらに、F A T F 勧告は、カジノがマネー・ローンダリング等に悪用される危険性を勘案し、カジノ事業を免許制とすること、また、カジノ事業者に対して、一定の場合に、顧客の身元確認及び照合等の顧客管理の措置を行うこと等を要請している。

これらを踏まえ、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。）は、カジノ事業を免許制とするとともに、犯罪収益移転防止法を改正し、カジノ事業者を特定事業者に追加した上で、カジノ事業者に顧客に対する取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている。また、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号）による改正後の犯収法施行令は、次に掲げる取引を取引時確認等の義務が課される特定取引とした。

- 特定資金移動業務又は特定資金受入業務に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
- 特定資金貸付契約の締結
- チップ交付等取引（チップの交付若しくは付与又は受領をする取引）であって、当該取引に係るチップの価額が 30 万円を超えるもの
- 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

*1 [Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector \(March 2009\)](#)

○ カジノ関連金銭受払取引（特定資金受入業務に係る金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替）であって、当該取引の金額が30万円を超えるもの

○ カジノ行為関連景品類（いわゆる「コンプ」）の提供であって、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が30万円を超えるもの

さらに、令和3年7月にはカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）が施行され、これらIR整備法令では、犯罪収益移転防止法に基づく規制に加えて、カジノ事業の免許審査において、カジノ管理委員会が申請者の作成した犯罪収益移転防止規程を審査することとした上で、カジノ事業者に対し、次に掲げる各種の義務を課している。

○ 現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の1営業日当たりの合計金額が100万円を超える場合のカジノ管理委員会への届出

○ チップの譲渡・譲受け・持出しの防止措置

加えて、令和4年7月には、カジノ事業の免許等の処分に係る審査基準や当該審査に係る事務処理要領を定めたガイドラインが策定・公表され、カジノがマネー・ローンダリング等に悪用されない環境整備が進められている。

その後、令和5年4月には、IR整備法に基づき、国土交通大臣が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定し、我が国におけるIR設置に向けた手続が進められているところである。

【トピック】オンラインカジノに関連するマネー・ローンダリングと国際組織犯罪等のレポート

オンラインカジノについては、合法的に運営されている国・地域が存在する。しかし、その運営主体が所在する国・地域においては合法であっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪である。近年、外国のオンラインカジノサイトへのアクセス数の増加が指摘されており、国内の賭客や決済代行業者と称する業者が検挙されている事例もある。

国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) 東南アジア・大洋州地域事務所は、令和6年(2024年)1月に公表したレポート^{*1}において、近年、東南アジアにおける国際組織犯罪は、最新の情報技術を取り入れて急速に発展・拡大していると警鐘を鳴らしている。その中でも、犯罪組織によるオンラインカジノ等を悪用したマネー・ローンダリングについて次のように指摘している。

1 東南アジア・周辺地域におけるカジノに関連するマネー・ローンダリングの近況等

- カジノ事業とその関連ビジネスであるジャンケット^{*2}は長年にわたり、地下銀行やマネー・ローンダリングの手段として機能している。
- 近年はインターネット決済技術やブロックチェーン技術等の活用によって、オンラインカジノを含む巧妙なオンラインギャンブルプラットフォームが急増しており、犯罪組織が匿名かつ迅速に資金移動を行うことが可能になってきている。
- 犯罪組織は、データマイニング、人工知能等の進歩した情報技術を使用してサイバー関連犯罪を行うなど、犯罪を巧妙化・国際化させているが、これら犯罪をオンラインカジノが支えている。
- 最新のセグメント予測によると、オンラインギャンブル市場は、2022年から2026年にかけて更に成長すると予測されており、成長の大部分を占めるのはアジア太平洋地域とされている。
- これら新たなシステムは、新たな参加者、ネットワーク、サービス・プロバイダ等を引き寄せ、非合法的な経済システムを拡大させているため、今後の動向に注意が必要である。

2 オンラインカジノを使用したマネー・ローンダリングの特徴・手口

オンラインカジノは、特定の国の法律に縛られることなく、少しの知識と資金で容易に事業を立ち上げることができるほか、非対面であること、コンプライアンス部門が最小限であること、膨大かつ複雑な取引量と資金の流れがあること、多様な決済手段があること、国際的な性質を持つこと等の特徴がある。

また、オンラインカジノを悪用したマネー・ローンダリングには、次の手口がある。

手 口	内 容
キャッシュイン・キャッシュアウト	カジノにおいて現金をプレー用チップに交換し、それを現金に戻すもの。カジノにおけるマネー・ローンダリングの最も単純で典型的な方法
ギャンブラー間の共謀	共犯者と共にプレーをして、わざと負けることにより、共犯者に犯罪収益を勝ち金として渡すもの
ジャンケットファイナンス (ミラー取引)	顧客としてある国・地域のジャンケットを利用し、ジャンケットの口座にプレー用の資金として犯罪収益を預け入れる。その後、別の国・地域にある同ジャンケットを通じてカジノでプレーすることで、実質的に資金移動を行う。ジャンケットによっては、ジャンケットに資金を保管することで、高金利を提供する「保管取引」を行うものもある。
ギャンブル口座の悪用	カジノで提供される口座を、銀行口座のように使用して、送受金を行うもの

*1 [Casinos, Money Laundering, Underground Banking, and Transnational Organized Crime in East and Southeast Asia: A Hidden and Accelerating Threat](#)

*2 ジャンケットとは、プレーヤーをカジノへと誘客する代理人であり、カジノ運営事業者にとっては売上・収益増の重要な要素となっている。(第7回 特定複合観光施設区域整備推進会議資料)

第6 危険度の低い取引

本章では、危険度の低い取引について記載する。

リスクベース・アプローチの基本原則は、リスクが高い場合にそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置を執る一方、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されるため、犯収法規則第4条において、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引が定められている。

1 危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、次に示すような要因を有する取引は、危険度が低いものと考えられる。

	危険度を低下させる 要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において、法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を仮装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため ^{*1}
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

*1 FATFも、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。ただし、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該1個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、その取引の危険度は高くなる。犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令では、特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の現金等受払取引、預金等払戻し、外貨両替、貴金属売買等の特定取引を同時に又は連続して行う場合において、一の取引を分割していることが一見して明らかなときは、一の取引とみなすこととしている。

2 危険度の低い取引の種別

1 の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、次の取引が認められる。ただし、次の取引に該当する取引であっても、当該取引が疑わしい取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引である場合は、危険度が低いとは認められない*¹。

	危険度の低い具体的な取引の種別		1で該当する要因
1	金銭信託等における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第1号に定める受益者に返還すべき財産を管理すること（金銭信託）等を目的として行われる取引	①、③ ④、⑧
2	保険契約の締結等	犯収法規則第4条第1項第2号に定める保険契約（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約）の締結等	⑥
3	満期保険金等の支払	犯収法規則第4条第1項第3号イに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払	⑥
		犯収法規則第4条第1項第3号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険* ² 等の満期保険金等の支払	①、③ ④、⑧
4	有価証券市場（取引所）等において行われる取引	犯収法規則第4条第1項第4号に定める有価証券市場（取引所）等* ³ において行われる有価証券の売買等	③、⑧
5	日本銀行において振替決済される国債取引等	犯収法規則第4条第1項第5号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等	③、⑧
6	金銭貸付等における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借	③、⑧
		犯収法規則第4条第1項第6号ロに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約等	①、③ ④、⑥
		犯収法規則第4条第1項第6号ハに定める個別クレジット* ⁴ 等	⑧
7	現金取引等における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第7号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引	①、⑧
		犯収法規則第4条第1項第7号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入	⑧
		犯収法規則第4条第1項第7号ハに定める電気、ガス又は水道水の料金の支払	⑧

*1 犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令においては、犯収法規則で定める簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について、基本的には、取引時確認が必要となる特定取引から除外する一方で、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が必要となる特定業務からは除外しておらず、一定の顧客管理の対象となっている。また、当該取引が疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であれば、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特定取引に該当し、取引時確認の対象となることが規定されている。

*2 保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

*3 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

*4 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あつせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があつせん業者に対し当該額の金銭を一定の方法により支払っていく取引形態である。

		犯収法規則第4条第1項第7号ニに定める小学校、中学校、高等学校、大学等に対する入学金、授業料等の支払	⑧
		犯収法規則第4条第1項第7号ホに定める預貯金の受払いを目的とした200万円以下の為替取引等	⑦、⑧
		犯収法規則第4条第1項第7号ヘに定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたもの	⑦、⑧
8	社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設	犯収法規則第4条第1項第8号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づく特別口座の開設	③、⑧
9	スイフト（SWIFT）を介して行われる取引	犯収法規則第4条第1項第9号に定めるスイフト（SWIFT）を介して特定事業者等の間で確認又は決済の指示が行われる取引 ^{*1}	③、⑧
10	ファイナンスリース契約における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第10号に定める賃貸人が1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引	⑦
11	現金以外の支払方法による貴金属等の売買	犯収法規則第4条第1項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引	⑧
12	電話受付代行における一定の取引	犯収法規則第4条第1項第12号に定める電話受付代行における一定の取引（イ：電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ：コールセンター業務等 ^{*2} の契約）	⑤
13	国等を顧客とする取引等	犯収法規則第4条第1項第13号イに定める国又は地方公共団体が法令上の権限に基づき行う取引	①、② ③、④、⑧
		犯収法規則第4条第1項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	①、③ ④、⑧
		犯収法規則第4条第1項第13号ハに定める特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引	①、⑧
14	司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引 ^{*3}	犯収法規則第4条第3項第1号に定める任意後見契約の締結	④、⑧
		犯収法規則第4条第3項第2号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	①、④、⑧ 並びに ②又は③

*1 特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件（平成20年金融庁告示第11号）により、スイフト（SWIFT: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）が指定されている。

*2 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問合せ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

*3 犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第46号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。